

柳 井 市
高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画
(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月
柳 井 市

目 次

第1章 計画の策定に当たって	2
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の概要	3
3 介護保険法の改正	5
第2章 高齢者を取り巻く現状	6
1 高齢者の状況	6
2 アンケート調査からみた高齢者の現状	15
第3章 高齢者施策の実施状況の検証	41
1 前期計画における重点事項等の実施状況	41
2 介護保険事業の現状	52
3 将来人口の推計	66
第4章 計画の基本的考え方	69
1 本計画の目指す方向（地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会*の実現）	69
2 基本理念と基本目標	70
3 高齢者福祉の基本施策と重点的な取組	71
4 施策の体系	76
第5章 施策の展開	77
基本施策1 在宅医療・介護連携を図るための体制の整備	77
基本施策2 介護サービス提供体制の整備とサービスの質の維持・向上	79
基本施策3 介護予防の推進と高齢者の多様な社会参加	88
基本施策4 安心して暮らせる住環境整備	95
基本施策5 住み慣れた地域で安心して生活できる体制づくり	96
基本施策6 認知症*の人が自分らしく暮らし続けることができる環境づくり	102
基本施策7 包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアの実現	105
第6章 介護保険事業に関する見込み	107
1 サービス量の見込み	107
2 地域支援事業の量の見込み	118
第7章 介護保険料*の考え方	119
1 介護保険給付費等の見込み	119
2 第9期介護保険料	122
3 保険料基準額の算定方法	126
第8章 計画の推進	129
1 推進体制	129
2 効果的な情報提供の実施	129
3 計画の進行管理	129
参考資料	130
1 柳井市高齢者保健福祉推進協議会設置要綱	130
2 柳井市高齢者保健福祉推進協議会 委員名簿	132
3 計画の策定経緯	133
4 用語集	134

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

総務省統計局の人口推計によると、令和5年4月現在、我が国の65歳以上人口は3,619万人、高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）は29.1%で、国民の3.4人に1人が高齢者となっています。今後65歳以上人口は令和22年（2040年）まで、75歳以上人口は令和37年（2055年）まで増加傾向が続くと見込まれています。

要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上の人口は、令和17年（2035年）まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、令和42年（2060年）頃まで増加傾向が続くことが見込まれています。また、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加し、医療・介護の連携の必要性が高まっています。その一方で、生産年齢人口は急減が見込まれています。

このような状況を背景に、令和5年5月に公布された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」では、医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化が求められています。

柳井市の高齢者人口は、平成29年にピークを迎え、その後減少に転じていますが、高齢化率は10年前の平成25年に34.0%だったものが、令和5年9月末では39.6%（11,766人）、そのうち後期高齢者の割合は23.2%（6,891人）となっています。高齢化率及び後期高齢者の割合は今後も増加していくものと見込まれます。

令和7年度には、団塊の世代*（昭和22年～昭和24年生まれ）がすべて75歳以上となります。令和22年（2040年）には、団塊ジュニア世代*（昭和46年～昭和49年生まれ）が65歳以上となることを踏まえて中長期的な視点から、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化や、生産年齢人口の減少を踏まえた生産性の向上、地域住民や地域の多様な主体の参画や連携等の持続可能な「地域共生社会*」を実現するための取組を推進していく必要があります。

このようなことから本市では、高齢者に関する福祉施策と介護保険施策について、密接な連携のもとに総合的、体系的に実施していくため、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定します。

*：用語集参照。以下同様。

2 計画の概要

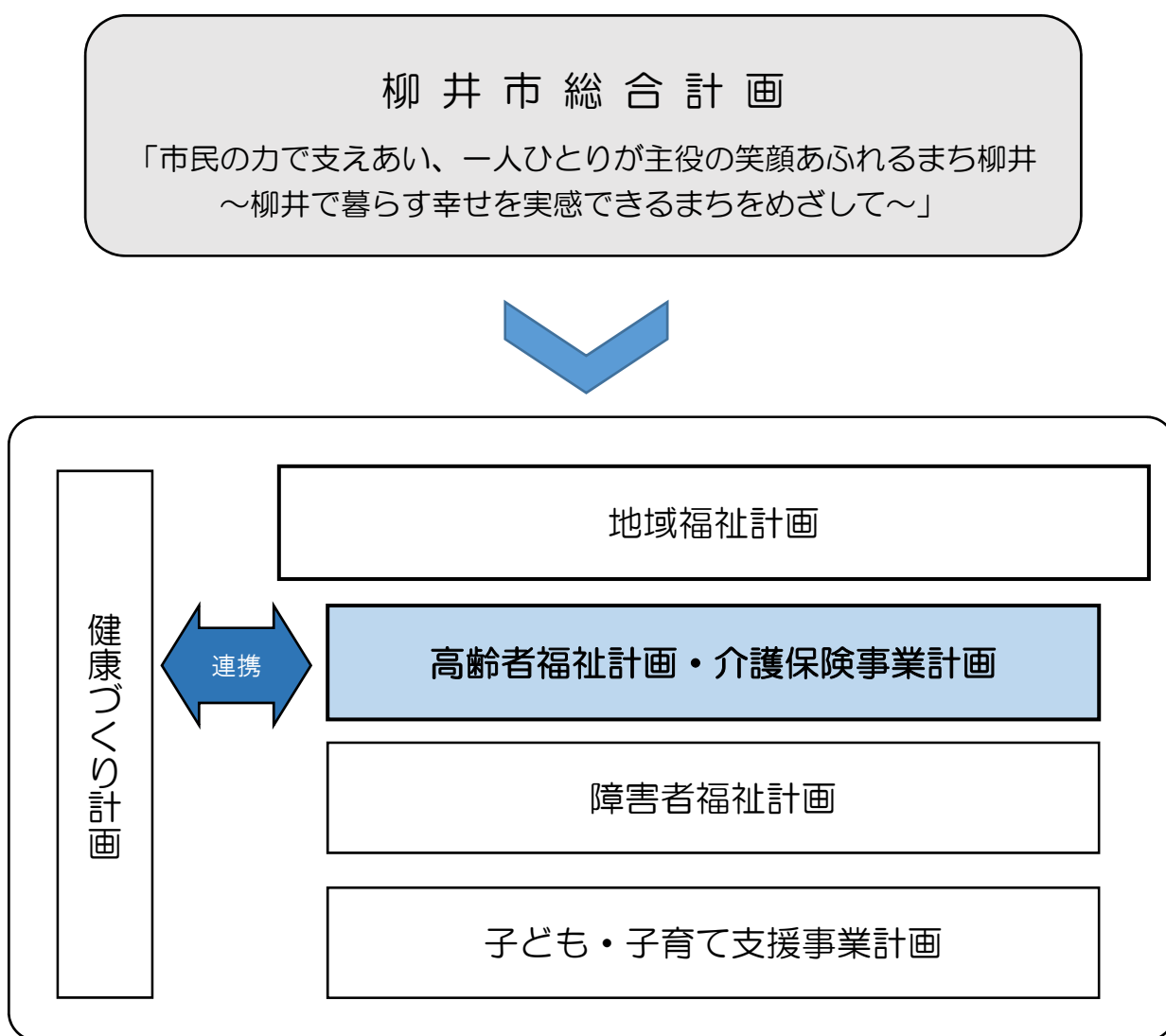
(1) 計画の位置付け

高齢者福祉計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として、また、介護保険事業計画は介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定するものです。

(2) 柳井市の計画体系における位置付け

本計画は、「第2次柳井市総合計画」の高齢者福祉に係る分野別計画として、「第4期柳井市地域福祉計画」など本市の他の保健福祉関係計画との整合性を図った上で策定します。

また、山口県の「第八次やまぐち高齢者プラン」、「第8次山口県保健医療計画」など、高齢者福祉施策に関連する他の計画との調和を保ちながら本計画を策定します。



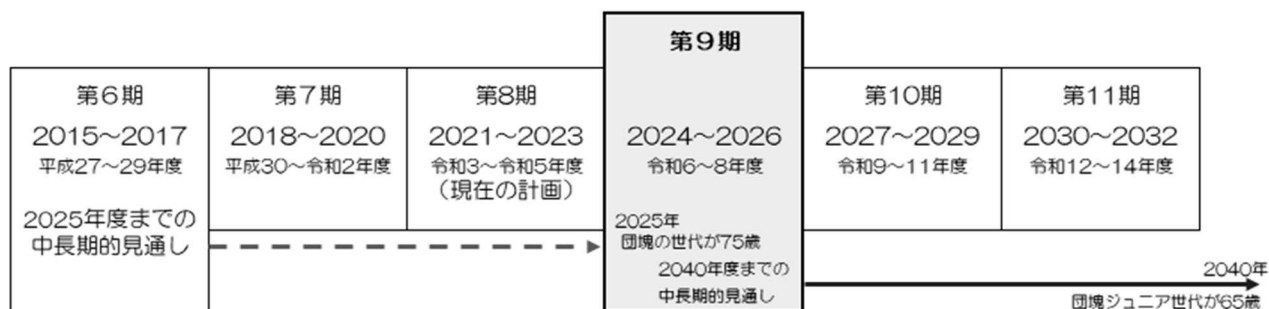
(3) 計画期間

本計画は、3年を1期として、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とします。

本計画期間中には、団塊の世代*が75歳以上となる令和7年(2025年)を迎えます。高齢者人口は減少に転じるものの、今後は介護ニーズの高い85歳以上の人口が増加し、生産年齢人口の急減が見込まれています。

このことから、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、団塊ジュニア世代*が65歳以上となる令和22年(2040年)を踏まえて、中長期的な介護サービスの需給を見据えた計画とします。

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の計画期間



(4) 計画の策定体制

①柳井市高齢者保健福祉推進協議会による検討

計画の策定に当たっては、学識経験者、保健・医療・福祉等関係機関、サービス利用関係団体、被保険者代表等で構成される「柳井市高齢者保健福祉推進協議会」を設置し幅広い意見を聴きながら検討します。

②市民の意見反映

日常生活圏域*ごとの高齢者の生活状況を把握し、生活状態にあった介護（予防）サービスや各種福祉サービスのニーズを把握するため、一般高齢者及び要支援認定者*に対して国の示す「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の項目に市独自の項目を加えたアンケート調査を実施しています。

また、「要介護者*の在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」に有効な介護サービスの在り方を検討するため、国の示す「在宅介護実態調査」を実施しています。

③介護サービス事業者の意見反映

市内の介護サービス事業者に対して、事業推進意向などを把握するためのアンケート調査を実施しています。

④パブリック・コメントの実施

本計画の素案を市役所や市役所出張所の窓口などで閲覧できるようにするとともに、ホームページを通じて広く周知を行った上で、市民から幅広く計画に対する意見・要望を募るパブリック・コメントを実施しています。

お寄せいただいた意見や要望などは、本計画策定の際の参考としています。

3 介護保険法の改正

全世代に対応した持続可能な社会保障制度の構築のため、介護保険法の改正を含む「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が、令和5年5月に公布されました。

介護保険法の主な改正

- ①介護サービスを提供する事業所等における生産性の向上（第5条第3項、第117条第3項及び第118条第3項関係）
 - ・業務の効率化、介護サービスの質の向上その他生産性の向上に資する取組の推進
- ②複合型サービスの定義の見直し（第8条第23項関係）
 - ・看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化
- ③地域包括支援センター*の業務の見直し
 - ・指定居宅介護支援事業者による介護予防支援*の実施（第115条の22第1項関係及び第115条の30の2第1項関係）
 - ・居宅介護支援事業所*等による総合相談支援業務の一部の実施（第115条の47第4項関係）
- ④介護サービス事業者経営情報の調査及び分析
 - ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化（第115条の44の2第1項、第2項、第3項及び第4項関係）
- ⑤介護情報の収集・提供等に係る事業の創設
 - ・被保険者に係る介護情報等を共有・活用を促進する情報基盤の整備（第115条の45第2項、第115条の47第10項及び第11項関係）
- ⑥介護保険事業計画の見直し
 - ・都道府県の医療提供体制の確保に関する協議の結果の反映（第117条第5項関係）
 - ・加齢に伴う身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえた医療及び介護の効果的かつ効率的な提供体制の整備（第117条第6項及び第118条第6項関係）

第2章 高齢者を取り巻く現状

1 高齢者の状況

(1) 柳井市の人口・世帯の状況

①人口・世帯の状況

本市の人口は、令和5年9月末現在29,708人、世帯数は15,240世帯、世帯人員（1世帯当たりの平均人員数）は1.95人／世帯となっています。

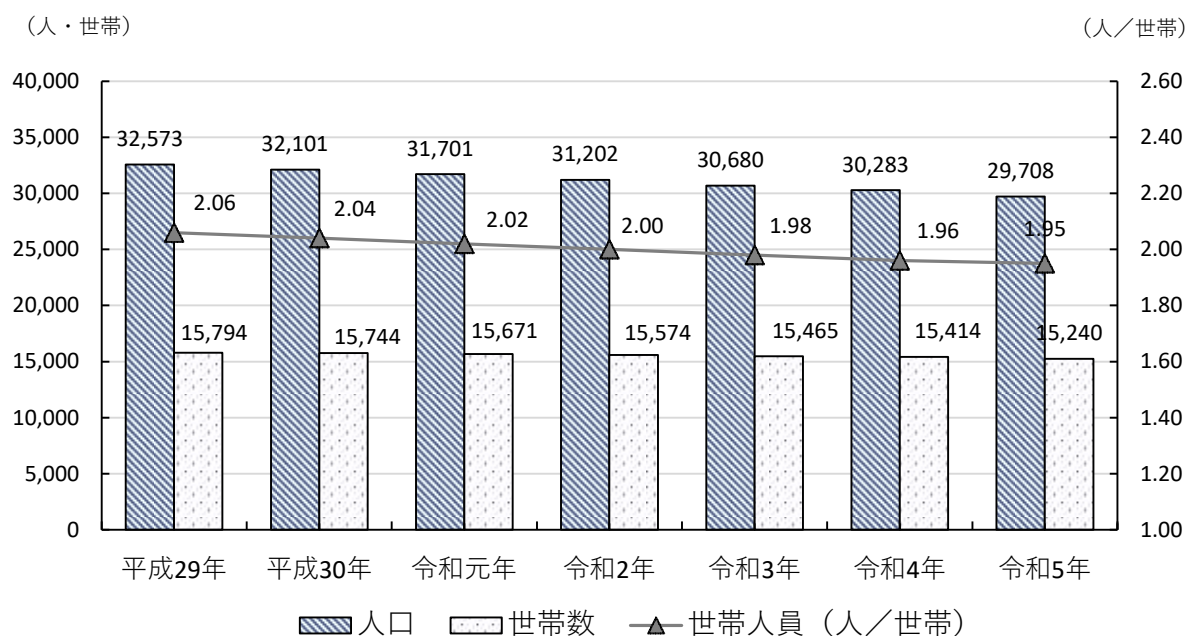
過去6年間の推移でみると、人口は平成29年の32,573人からおよそ8.8%程度の減少、世帯数は3.5%程度の減少となっています。

【人口・世帯数推移（人・世帯）】

	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
人口	32,573	32,101	31,701	31,202	30,680	30,283	29,708
世帯数	15,794	15,744	15,671	15,574	15,465	15,414	15,240
世帯人員 (人／世帯)	2.06	2.04	2.02	2.00	1.98	1.96	1.95

資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

人口・世帯数推移



②人口動態

人口の動きをみると、出生・死亡からみる「自然動態」は、死亡が出生を上回る減少傾向にあり、転入・転出からみる「社会動態」も、平成２３年を除き転出が転入を上回る減少傾向が続いています。

特に令和３年は、自然動態が平成２１年以降で最大の減少幅になっています。

【人口動態（人）】

	自然動態			社会動態		人口動態
	出生	死亡		転入	転出	
平成21年 (2009年)	248	512	△ 264	1, 237	1, 268	△ 31
平成22年 (2010年)	261	492	△ 231	1, 233	1, 241	△ 8
平成23年 (2011年)	238	526	△ 288	1, 170	1, 162	8
平成24年 (2012年)	201	581	△ 380	1, 144	1, 211	△ 67
平成25年 (2013年)	219	577	△ 358	1, 118	1, 263	△ 145
平成26年 (2014年)	200	527	△ 327	1, 069	1, 160	△ 91
平成27年 (2015年)	211	543	△ 332	1, 098	1, 254	△ 156
平成28年 (2016年)	166	524	△ 358	1, 017	1, 144	△ 127
平成29年 (2017年)	198	541	△ 343	1, 140	1, 153	△ 13
平成30年 (2018年)	168	548	△ 380	1, 113	1, 210	△ 97
令和元年 (2019年)	155	526	△ 371	1, 102	1, 134	△ 32
令和2年 (2020年)	149	521	△ 372	933	1, 104	△ 171
令和3年 (2021年)	120	562	△ 442	931	1, 034	△ 103

資料：保健統計年報（自然動態）、山口県人口移動統計（社会動態）（各年１０月１日現在）

(2) 地区別の人口・世帯の状況

令和5年9月末時点の人口を地区別でみると、「柳井」が15,489人で、市内で最大規模の地区です。以下「新庄」、「伊保庄」、「大畠」の順となっています。

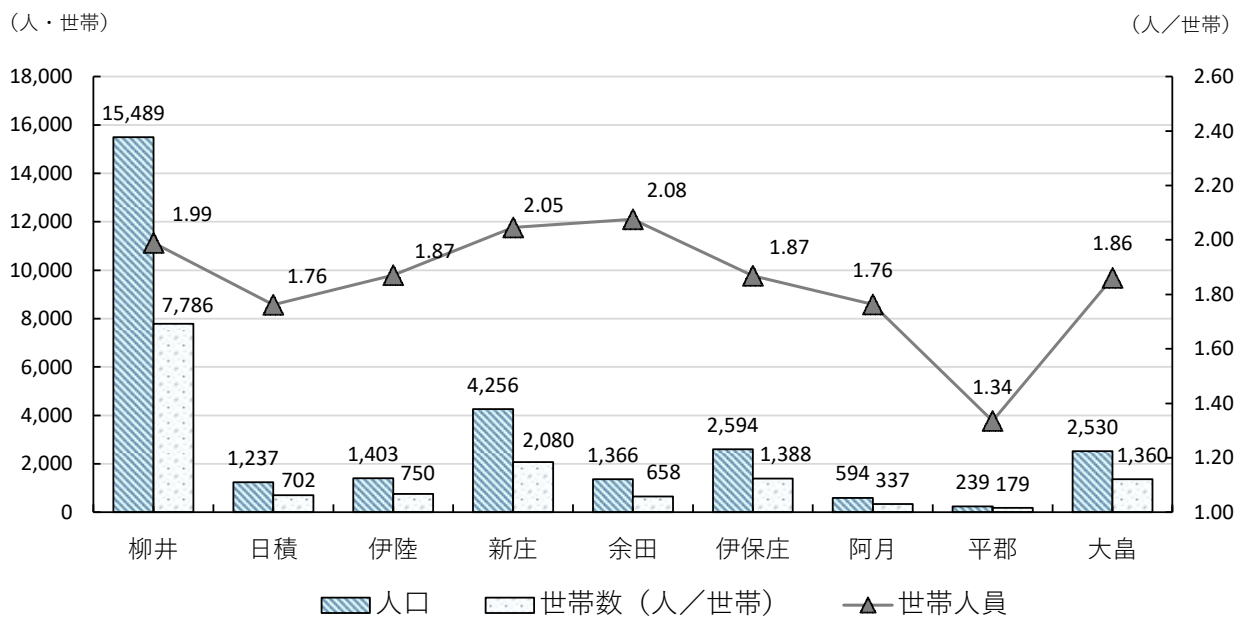
世帯人員は「平郡」で1.34人／世帯となっており、世帯の小規模化が最も進んでいます。

【地区別人口・世帯数規模（人・世帯）】

	柳井	日積	伊陸	新庄	余田	伊保庄	阿月	平郡	大畠	計
人 口	15,489	1,237	1,403	4,256	1,366	2,594	594	239	2,530	29,708
世帯数	7,786	702	750	2,080	658	1,388	337	179	1,360	15,240
世帯人員 (人／世帯)	1.99	1.76	1.87	2.05	2.08	1.87	1.76	1.34	1.86	1.95

資料：住民基本台帳（令和5年9月末現在）

地区別人口・世帯数規模（人・世帯）



過去10年間の地区別人口・世帯数の推移でみると、人口は全ての地区で減少しています。10%を超えて減少しているのは、「平郡」、「阿月」、「伊陸」、「日積」、「大畠」、「伊保庄」、「余田」となっています。このうち「余田」以外は20%を超えて減少し、特に「平郡」は39.5%となっており大きく減少しています。

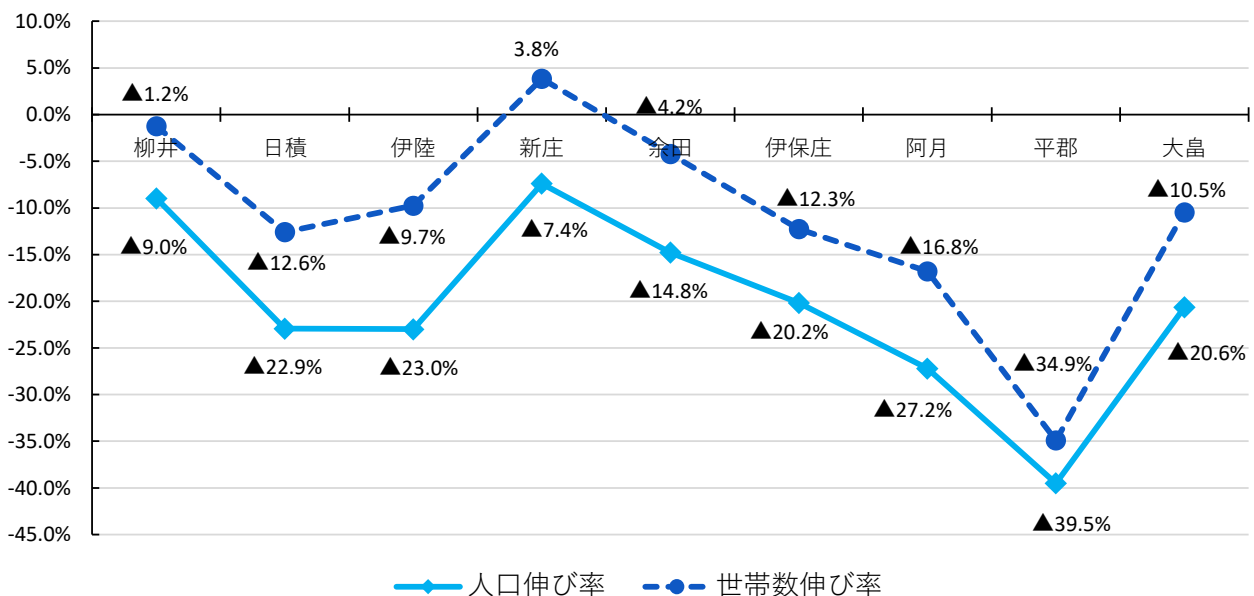
世帯数の推移では、「新庄」を除いて減少し、「平郡」は34.9%となっており大きく減少しています。

【地区別人口・世帯数の推移（人・世帯）】

	柳井	日積	伊陸	新庄	余田	伊保庄	阿月	平郡	大畠
平成25年人口 (2013年)	17,016	1,605	1,822	4,596	1,603	3,250	816	395	3,188
〃 世帯数	7,884	803	831	2,003	687	1,582	405	275	1,519
令和5年人口 (2023年)	15,489	1,237	1,403	4,256	1,366	2,594	594	239	2,530
〃 世帯数	7,786	702	750	2,080	658	1,388	337	179	1,360

資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

地区別人口・世帯数の推移（人・世帯）



(3) 高齢者の現状

①高齢者人口の推移

本市の年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（14歳以下）、生産年齢人口（15～64歳）共に減少しています。老年人口（65歳以上）も減少しており、令和5年9月末では11,766人となっています。

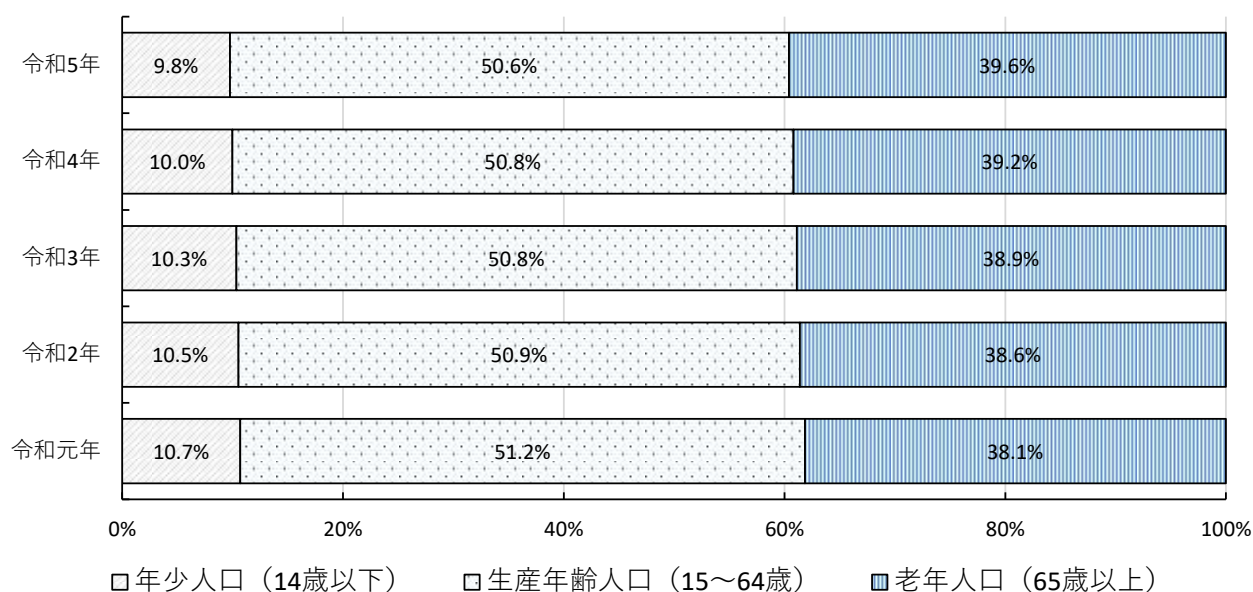
老年人口の比率（高齢化率）は増加し、令和元年には38.1%であったものが令和5年では39.6%となっています。年少人口は、令和元年と令和5年を比較すると487人減少しており、本市の少子化・高齢化は急速に進んでいることが分かります。

【年齢3区分別人口の推移（人）】

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
年少人口（14歳以下）	3,388	3,283	3,171	3,026	2,901
生産年齢人口（15～64歳）	16,221	15,875	15,576	15,388	15,041
老年人口（65歳以上）	12,092	12,044	11,933	11,869	11,766
うち（65～74歳）	5,503	5,459	5,415	5,144	4,875
うち（75歳以上）	6,589	6,585	6,518	6,725	6,891
総人口	31,701	31,202	30,680	30,283	29,708

資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

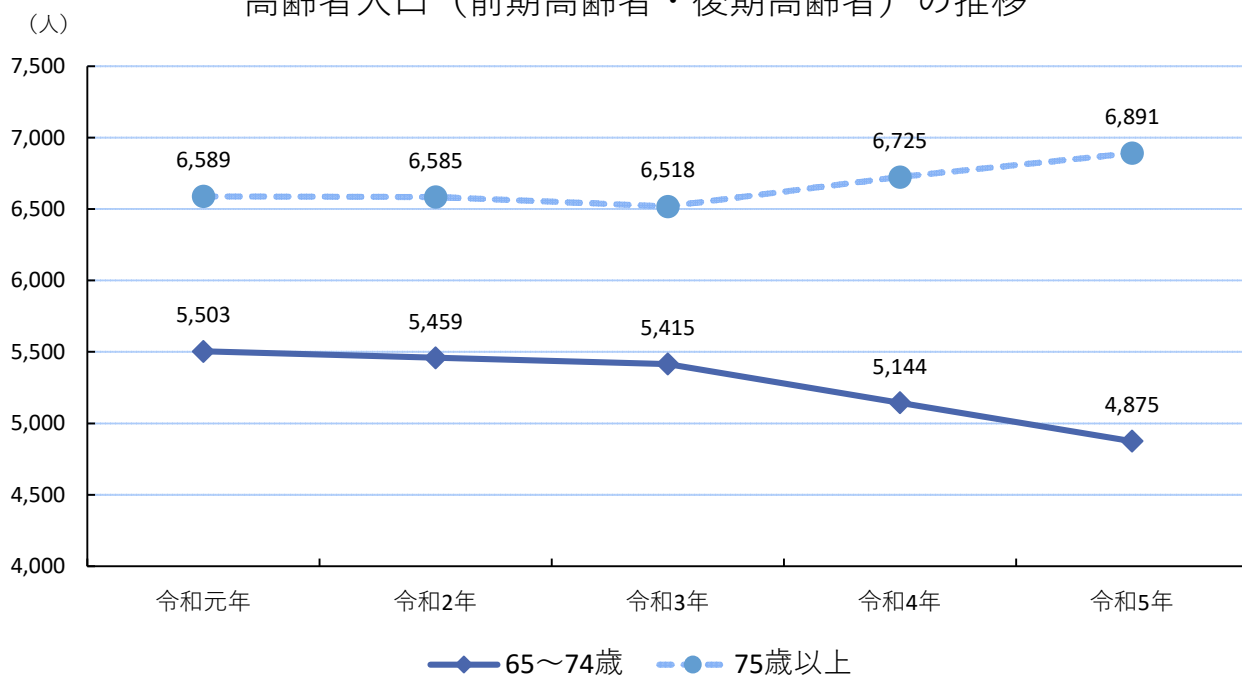
年齢3区分別人口構成比



※グラフの%表示は小数点第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合があります。以下同じ。

65歳以上の高齢者人口については、65～74歳の「前期高齢者」と75歳以上の「後期高齢者」の差が年々広がっており、後期高齢者の割合の増加が顕著になっています。

高齢者人口（前期高齢者・後期高齢者）の推移



②高齢者世帯の状況

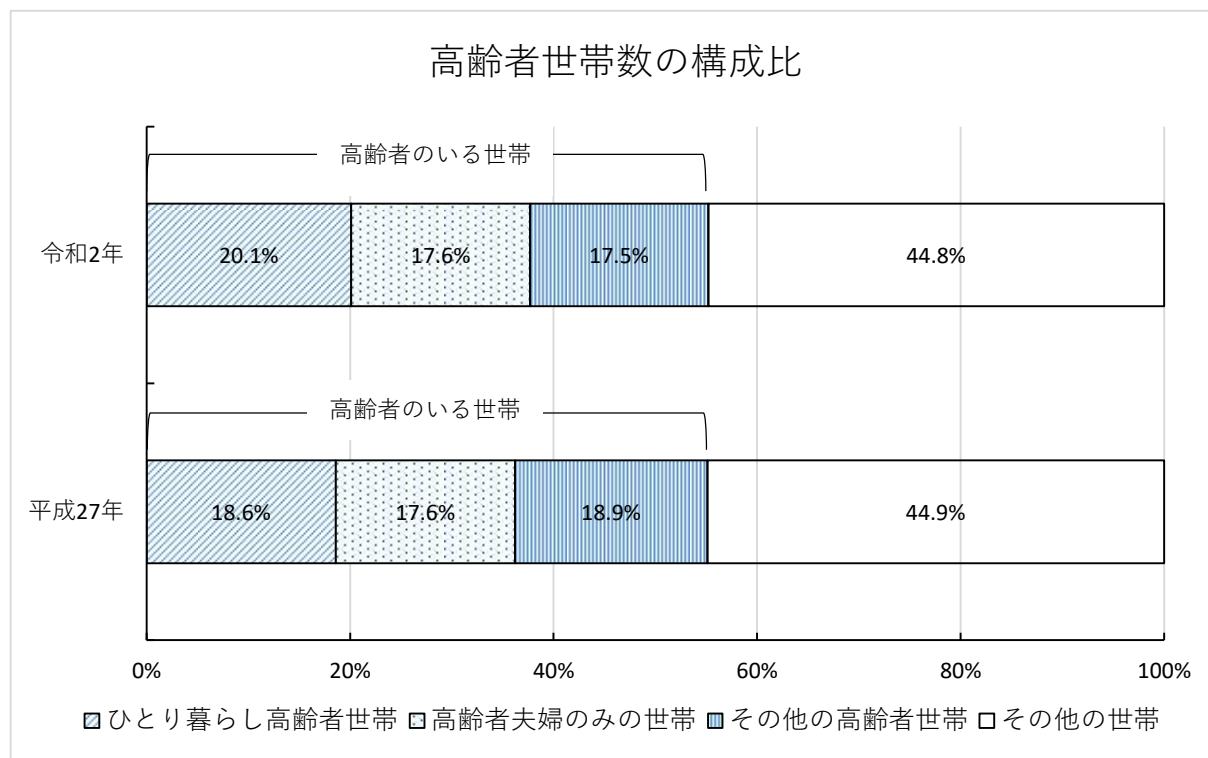
平成27年と令和2年の世帯状況をみると、一般世帯総数と高齢者のいる世帯総数はいずれも減少しています。また、一般世帯総数に占める高齢者のいる世帯総数の比率は、ほぼ変化がありません。

高齢者のいる世帯総数が減少する中で、「ひとり暮らし高齢者世帯」は5年間で166世帯（一般世帯総数における比率は18.6%から20.1%）に増加し、高齢者の単身世帯の増加が顕著になっています。

【高齢者世帯数（世帯・%）】

	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
高齢者のいる世帯総数	7,789 (55.1%)	7,668 (55.2%)
ひとり暮らし高齢者世帯	2,631 (18.6%)	2,797 (20.1%)
夫婦のみの世帯	2,490 (17.6%)	2,444 (17.6%)
その他の高齢者世帯	2,668 (18.9%)	2,427 (17.5%)
その他の世帯	6,358 (44.9%)	6,234 (44.8%)
一般世帯総数	14,147	13,902

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



③高齢者世帯の住まいの状況

65歳以上の高齢者がいる一般世帯の住宅の建て方の状況をみると、一戸建に住む世帯数は88.4%と高く、住宅の所有状況については86.8%が持ち家となっています。

【高齢者がいる世帯の住宅の建て方の状況（世帯・%）】

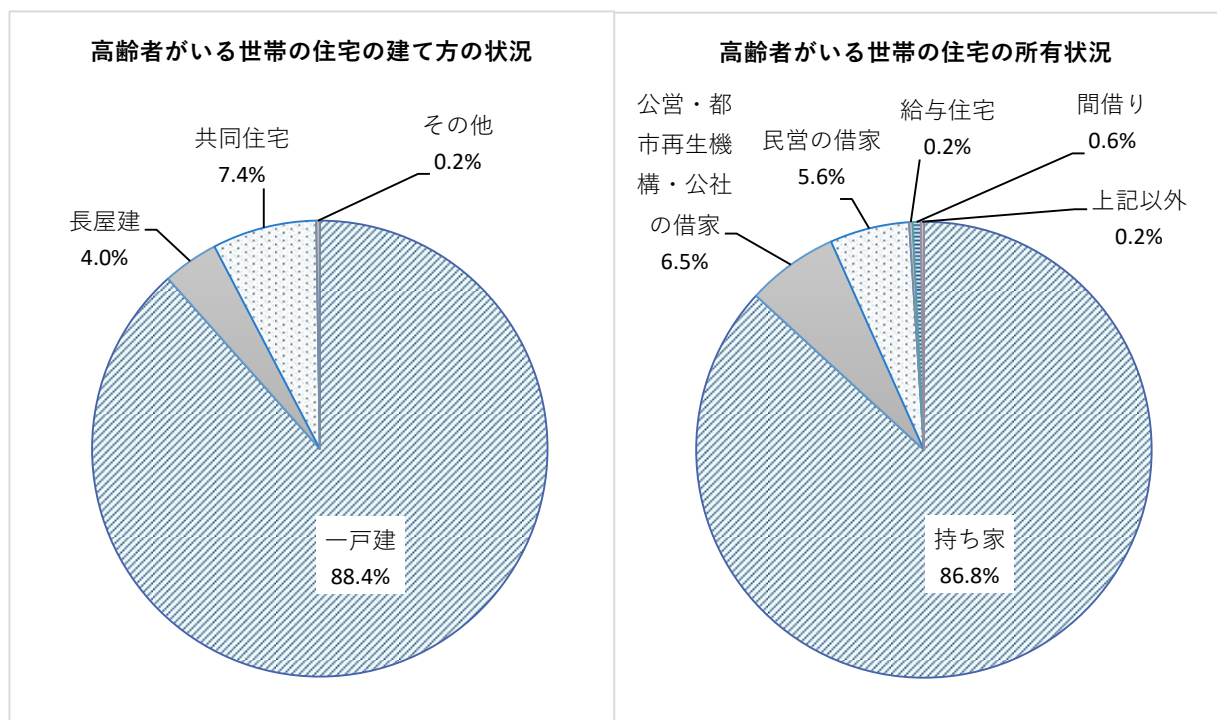
種別	令和2年（2020年）
一戸建	6,778（88.4%）
長屋建	303（4.0%）
共同住宅	568（7.4%）
その他	19（0.2%）
総数	7,668

資料：国勢調査（令和2年）

【高齢者がいる世帯の住宅の所有状況（世帯・%）】

種別	令和2年（2020年）
持ち家	6,657（86.8%）
公営・都市再生機構・公社の借家	499（6.5%）
民営の借家	432（5.6%）
給与住宅*	19（0.2%）
間借り	45（0.6%）
上記以外	16（0.2%）
総数	7,668

資料：国勢調査（令和2年）



④認知症高齢者数の状況

認知機能の低下リスクのある高齢者数（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人数）は、令和5年3月末現在で1,383人となっています。

【認知症高齢者の状況（人）】

令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
1,415	1,380	1,383

資料：高齢者支援課（各年度末時点）

「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱa以上を「認知症高齢者」として集計

※「認知症高齢者の日常生活自立度」は、判定基準によりⅠ～Ⅳ、Ⅴの段階があり、Ⅱは「日常生活に支障を来たような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる」状態を指し、見守り又は支援が必要であることを表しています。

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
Ⅰ	何らかの認知症*を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
Ⅱ	日常生活に支障を来たような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
Ⅱa	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
Ⅱb	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
Ⅲ	日常生活に支障を来たような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
Ⅲa	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
Ⅲb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢaに同じ
Ⅳ	日常生活に支障を来たような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ
Ⅴ	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

（出典：認定調査員テキスト2009改訂版）

2 アンケート調査からみた高齢者の現状

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要

本計画の策定に当たり、高齢者の生活状況や健康状況、介護保険及び保健福祉に関するニーズを把握し、今後の高齢者の保健福祉や介護サービスの充実のための基礎資料として活用するため、ニーズ調査を実施しました。

①調査対象等

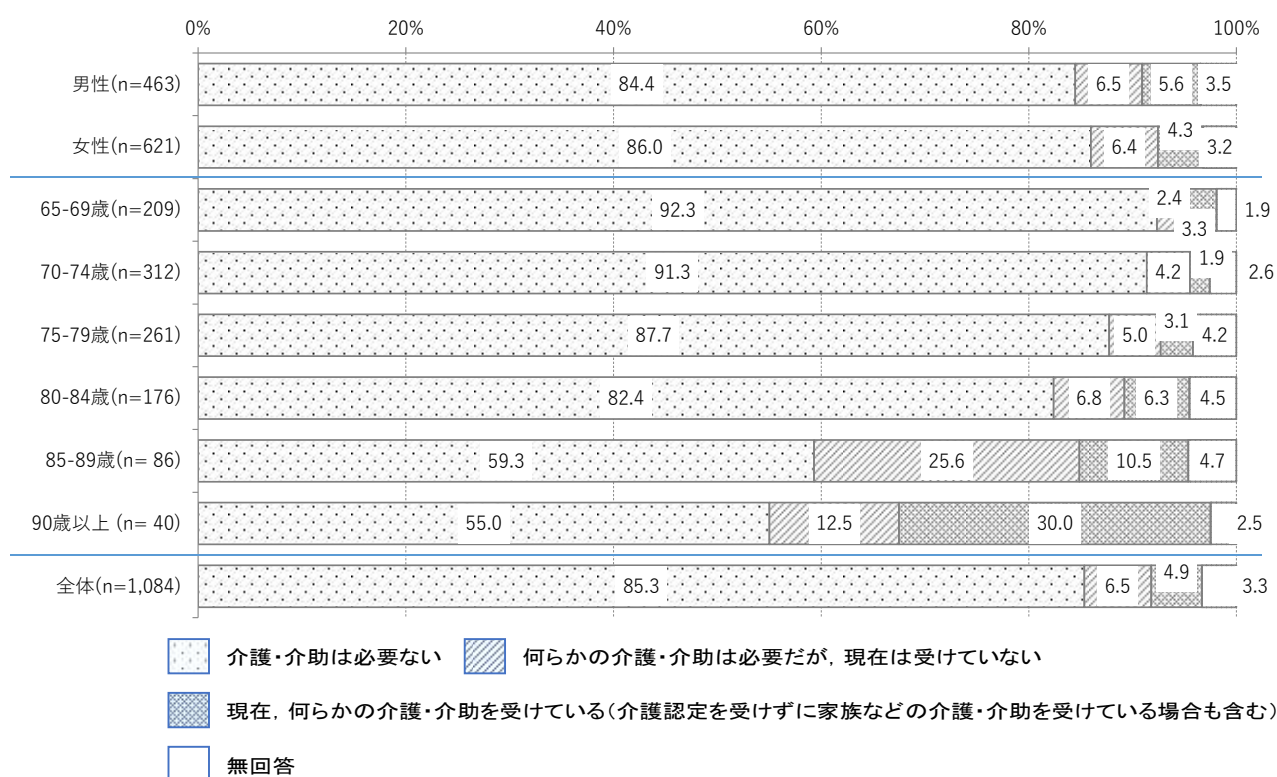
調 査 内 容	国が示した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票」に独自設問を加えて作成
調 査 対 象 者	要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者（一般高齢者、事業対象者*、要支援者*）
対 象 者 数	1,600人（層化無作為抽出法により対象者を抽出）
配布・回収方法	郵送による配布・回収を実施
調 査 の 期 間	令和4年(2022年)11月18日～令和4年(2022年)12月19日
回 収 結 果	配布数 1,600人 有効回答数 1,084人 有効回答率 67.8%
グラフの表記について	複数回答の項目は、回答の%の合計が100%を超えています。 グラフ内及びグラフ付近にある「n=***」は、パーセントを算出する母数を意味します。

②回答者の属性（年齢・性別）

		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	合計
男性	人	99	147	109	60	33	15	463
	%	21.4	31.7	23.5	13.0	7.1	3.2	100
女性	人	110	165	152	116	53	25	621
	%	17.7	26.6	24.5	18.7	8.5	4.0	100
合計	人	209	312	261	176	86	40	1,084
	%	19.3	28.8	24.1	16.2	7.9	3.7	100

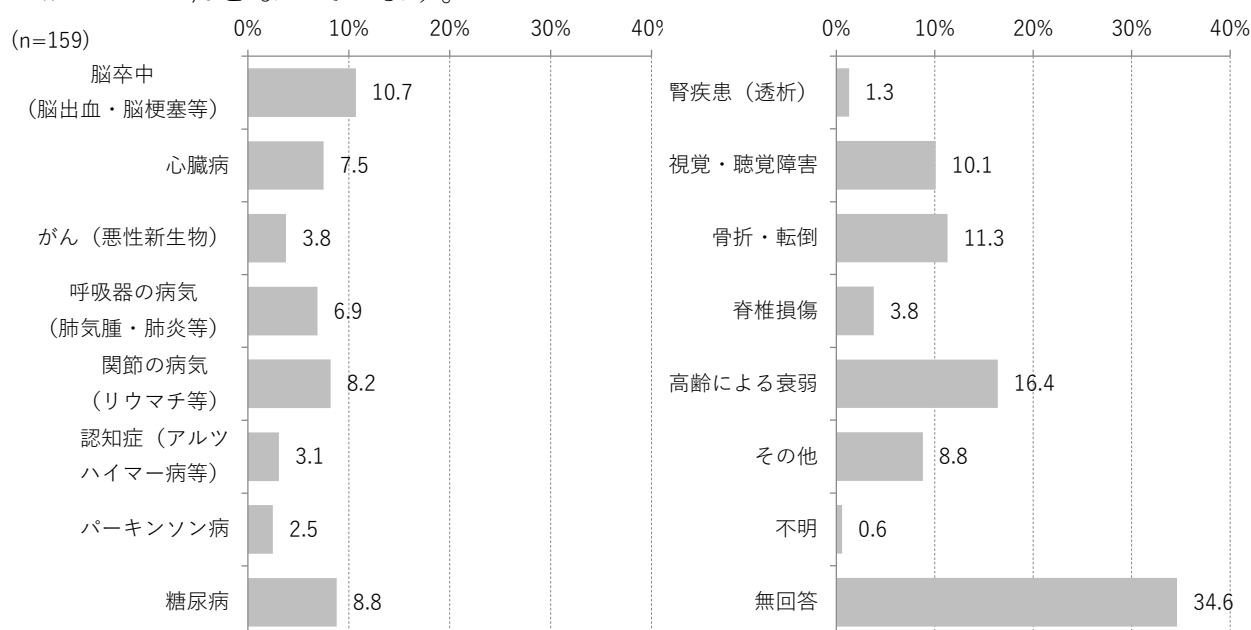
③主観的な介護の必要度

主観的な介護の必要度の割合を全体でみると、「介護・介助は必要ない」が85.3%と最も高く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が6.5%、「現在、何らかの介護・介助を受けている」が4.9%となっています。



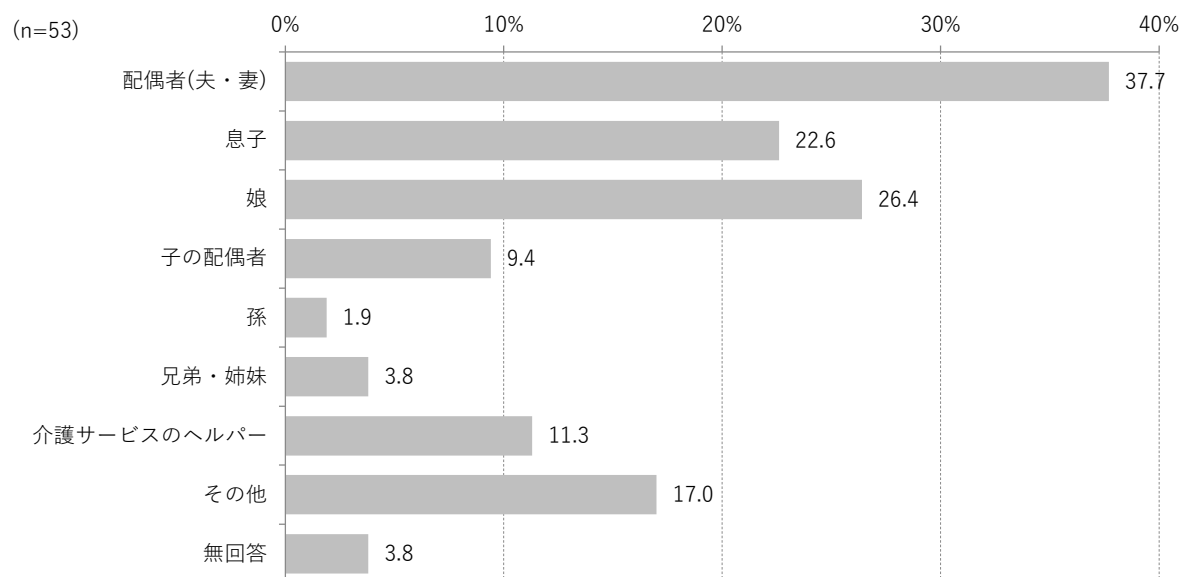
④介護・介助が必要となった原因

介護・介助が必要となった原因の割合を全体でみると、「高齢による衰弱」が16.4%と最も高く、次いで「骨折・転倒」が11.3%、「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」が10.7%となっています。



⑤主な介護・介助者の状況

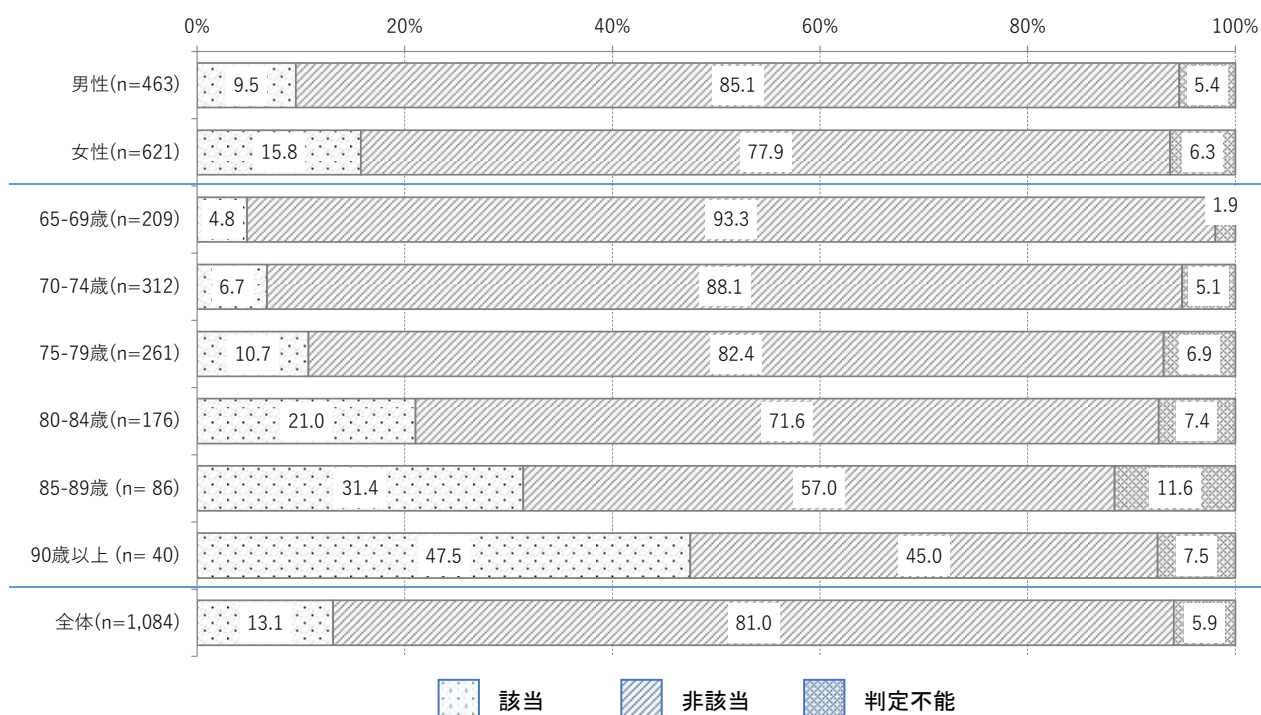
主な介護・介助者の状況の割合を全体でみると、「配偶者（夫・妻）」が37.7%と最も高く、次いで「娘」が26.4%、「息子」が22.6%となっています。



⑥運動器の機能低下

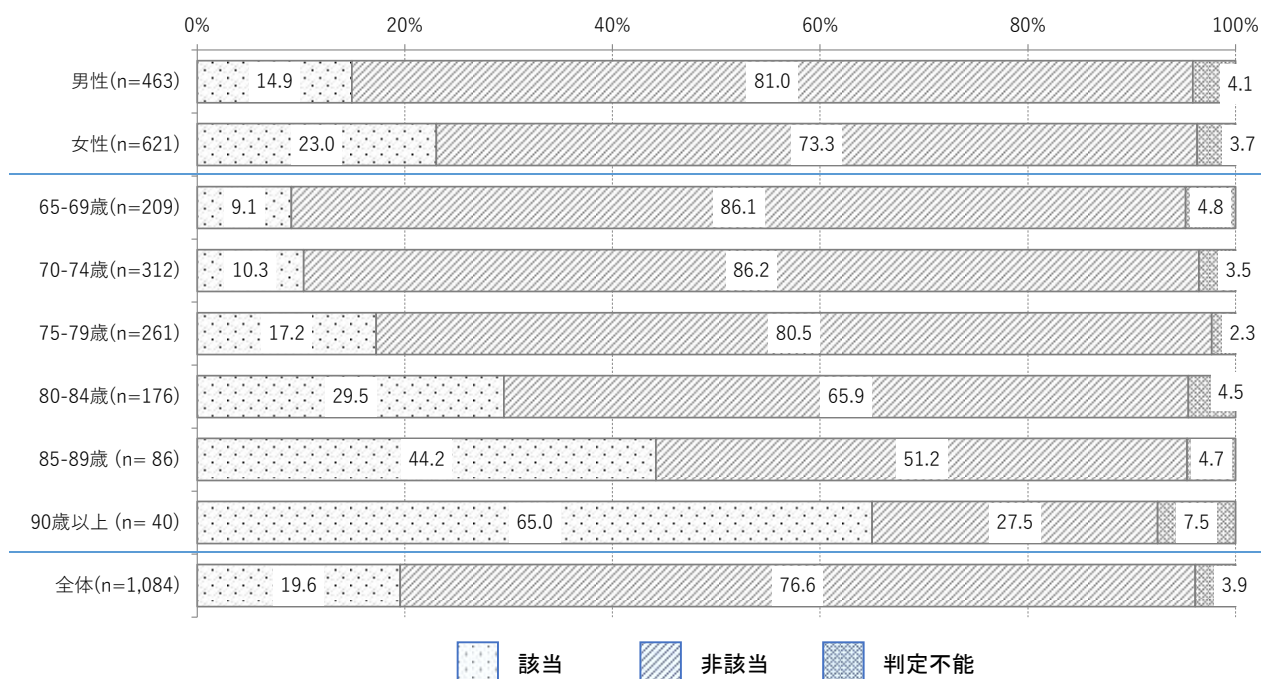
「階段を手すりや壁をつたわずに昇ることができない」、「椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がることができない」、「15分位続けて歩くことができない」、「過去1年間に転んだ経験がある」、「転倒に対する不安がある」の5つの項目のうち3項目以上に該当する場合を「運動器の機能低下の該当者」として判定しました。

運動器の機能低下の該当者の割合を全体でみると13.1%となっています。性別でみると、男性が9.5%、女性が15.8%と男性に比べて女性が6.3ポイント高くなっています。



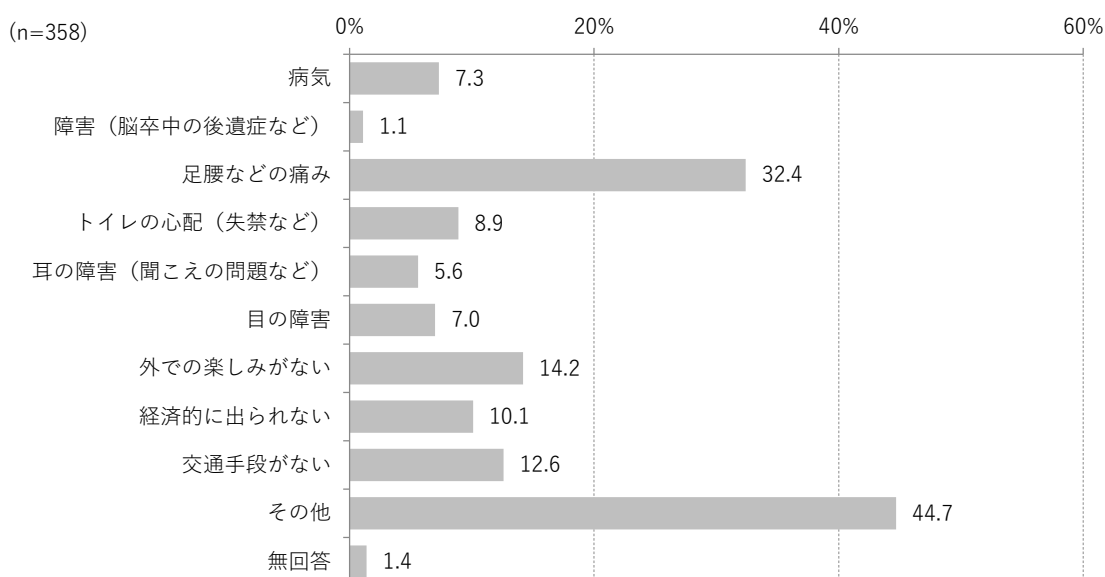
⑦閉じこもり傾向

「週に1回以上は外出していますか」と質問し、「ほとんど外出しない」「週1回」と回答した方を「閉じこもり傾向該当者」と判定しました。閉じこもり傾向の該当者の割合を全体でみると、19.6%となっています。性別でみると、男性が14.9%、女性が23.0%と男性に比べて女性の割合が高くなっています。年齢別でみると、90歳以上が65.0%と最も高く、年齢階層が上がるにつれて高くなっています。



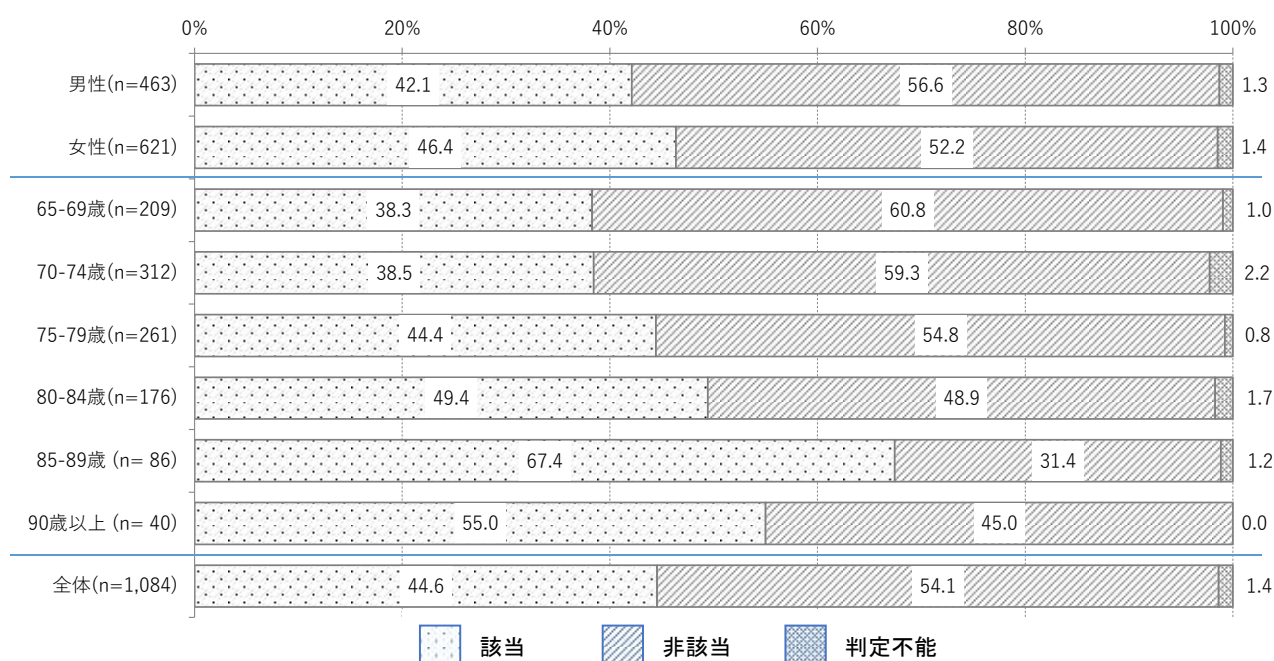
⑧外出を控えている理由

「外出を控えている」と回答した方に、理由を質問したところ、「その他」以外では「足腰などの痛み」が32.4%と最も高く、次いで「外での楽しみがない」が14.2%、「交通手段がない」が12.6%となっています。



⑨認知機能の低下

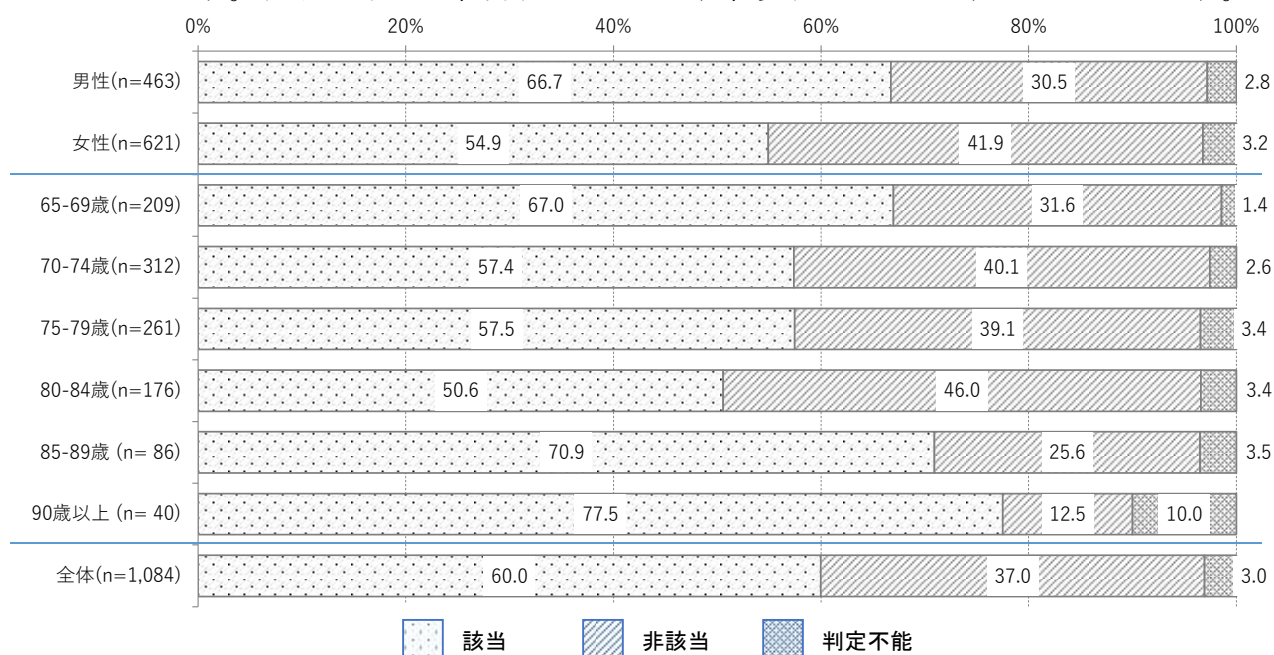
「物忘れが多いと感じる」と回答した方を「認知機能の低下の該当者」と判定しました。認知機能の低下の該当者の割合を全体でみると、44.6%となっています。性別でみると、男性が42.1%、女性が46.4%となっています。



⑩社会的役割の低下

社会的役割とは人を思いやる、相談にのる、他の世代との積極的な交流など、他者との関わりをもつ能力のことです。

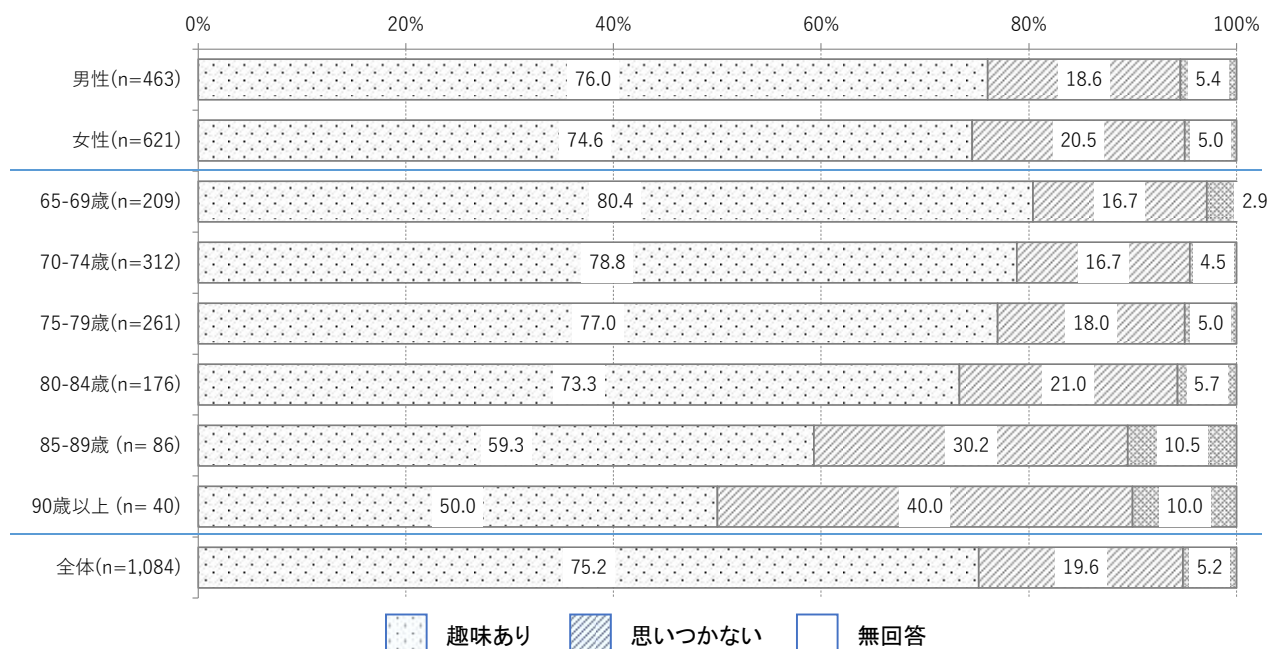
「友人の家を訪ねていますか」、「家族や友人の相談にのっていますか」、「病人を見舞うことができますか」、「若い人に自分から話しかけることがありますか」の各設問に該当した場合を1点とし、4項目の総得点が3点以下を「社会的役割の低下の該当者」として判定しました。社会的役割の低下の該当者の割合を全体でみると、60.0%となっています。性別でみると、男性が66.7%、女性が54.9%となっています。



⑪趣味の有無

趣味の有無の割合を全体でみると、「趣味あり」が75.2%となっています。

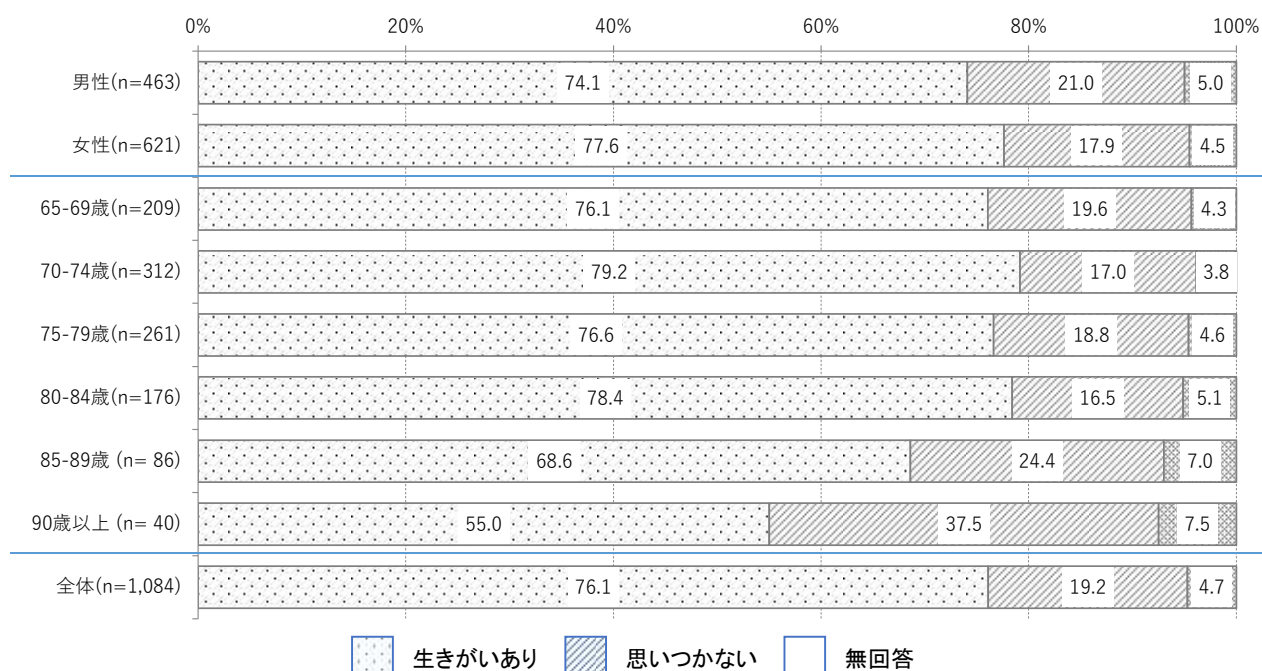
性別でみると、「趣味あり」では男性が76.0%、女性が74.6%となっています。年齢別でみると、「趣味あり」では65～69歳が80.4%と最も高く、年齢階層が上がるにつれて低くなっています。



⑫生きがいの有無

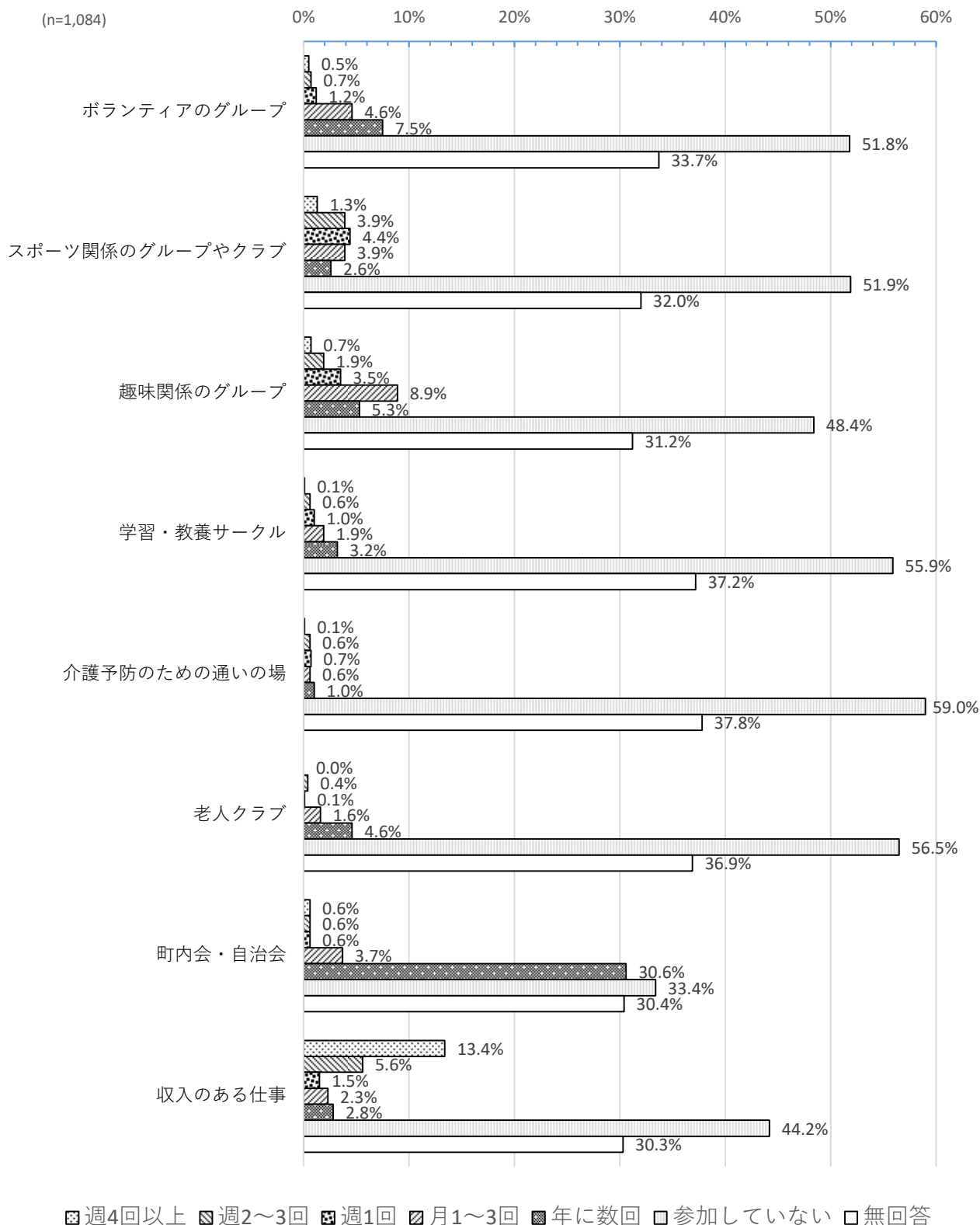
生きがいの有無の割合を全体でみると、「生きがいあり」が76.1%となっています。

性別でみると、「生きがいあり」では男性が74.1%、女性が77.6%となっています。年齢別でみると、「生きがいあり」では65～84歳まで76%を超えており、これ以降は年齢階層が上がるにつれて低くなっています。



⑬地域活動への社会参加の状況

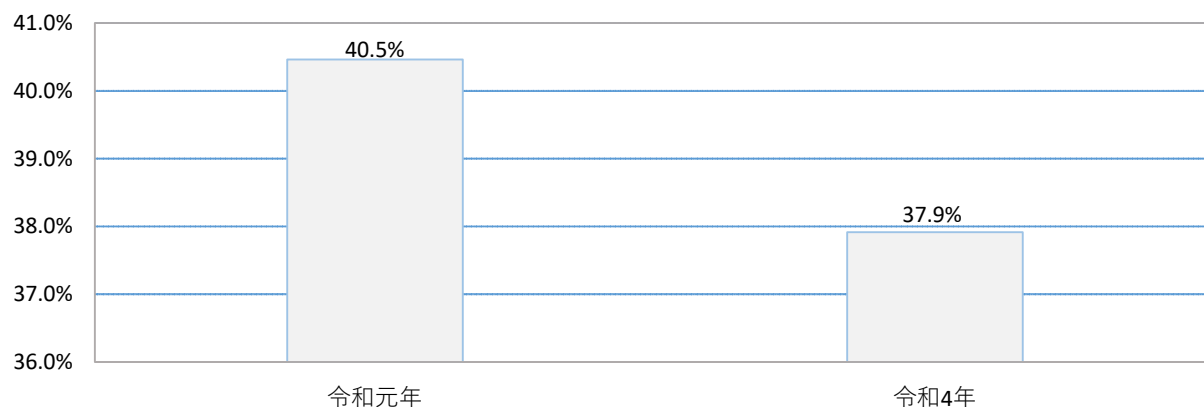
各地域活動への参加頻度の状況をみると、「月1～3回」では「趣味関係のグループ」が8.9%、「年に数回」では「町内会・自治会」が30.6%とそれぞれ最も高くなっています。また、各地域活動の参加頻度では、「参加していない」が最も高くなっています。



⑭社会活動への参加率（社会参加率*）

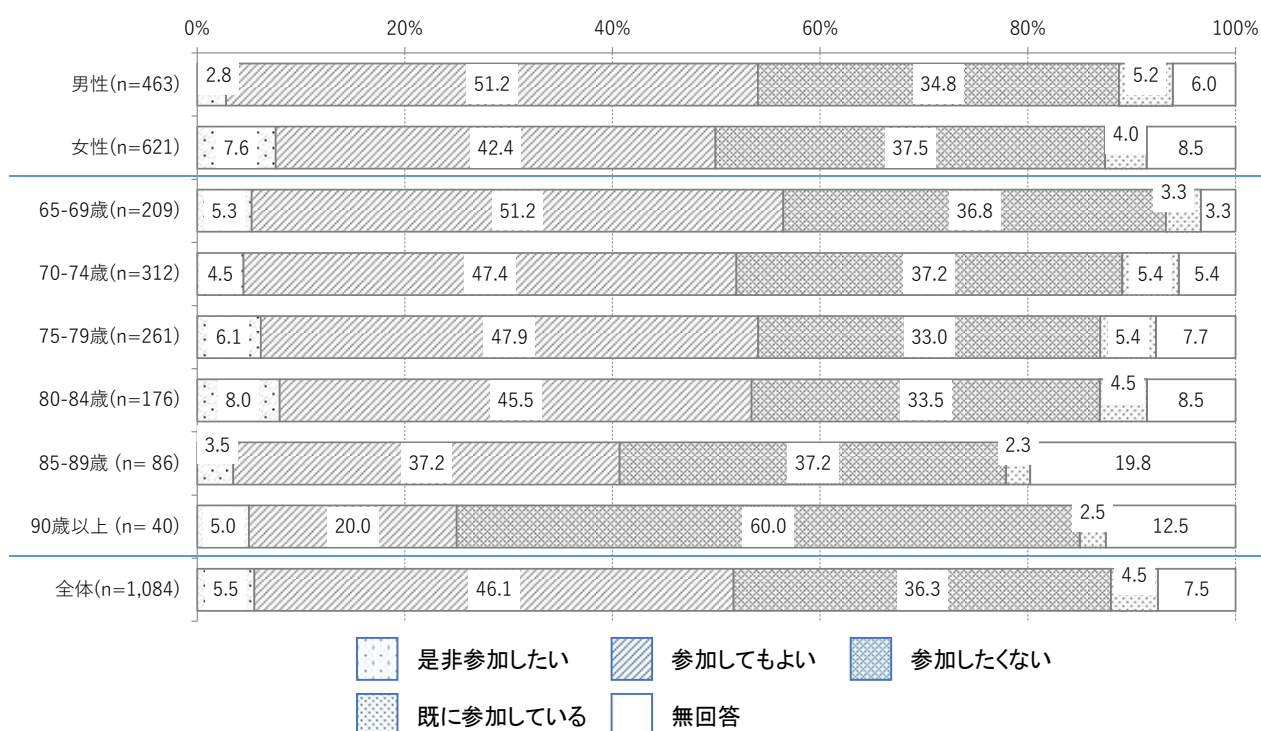
「⑬地域活動への社会参加の状況」のうち、いずれかの活動に「週 1 回以上」参加されている方や複数の活動に「月 1 回以上」参加されている方を「社会活動に参加している人」とみなし、その割合を社会参加率*と定義して第 8 期計画の策定時に実施した調査結果と比較しました。

コロナ禍に実施した今回の調査では、社会参加率*が 37.9%となり、コロナ禍直前の令和元年に実施した調査と比べて 2.6%低下しています。



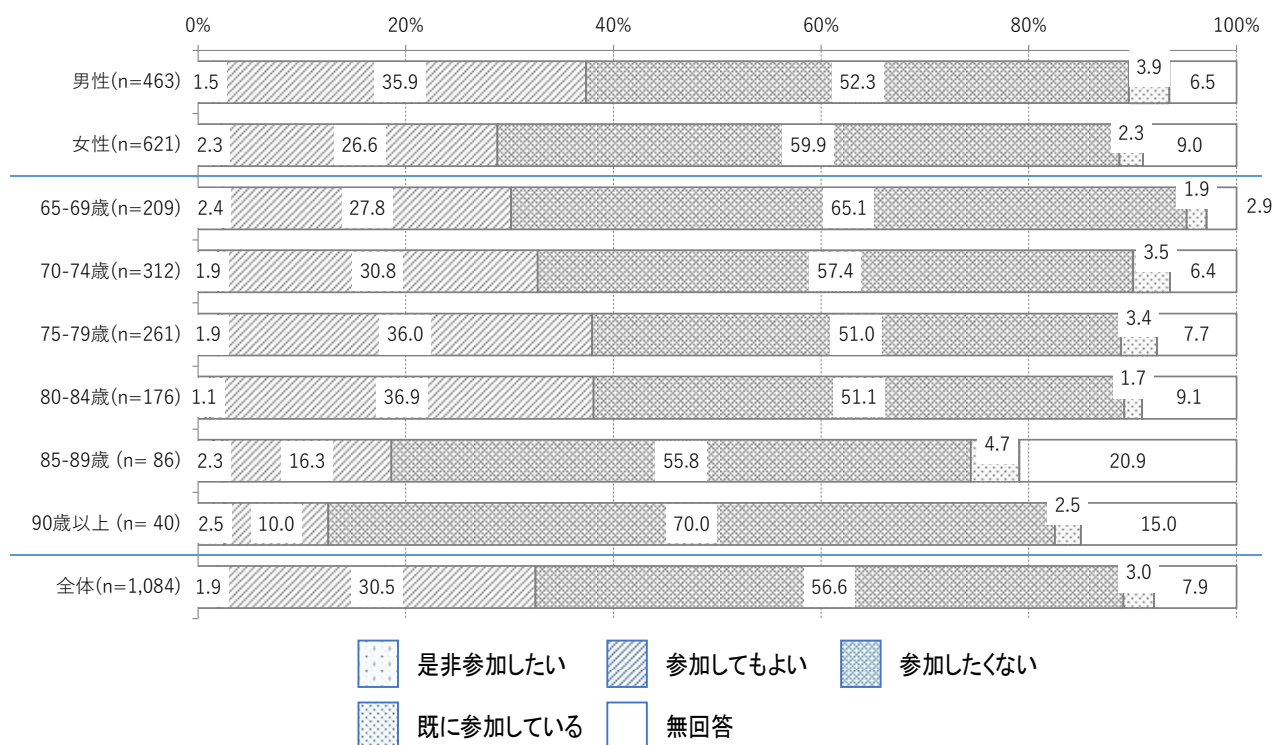
⑮地域活動への参加意向

健康づくり活動や趣味等の地域活動への参加の意向は、「参加意向あり」（「是非参加したい」と「参加してもよい」の合計）の割合が全体で 51.6%となっています。



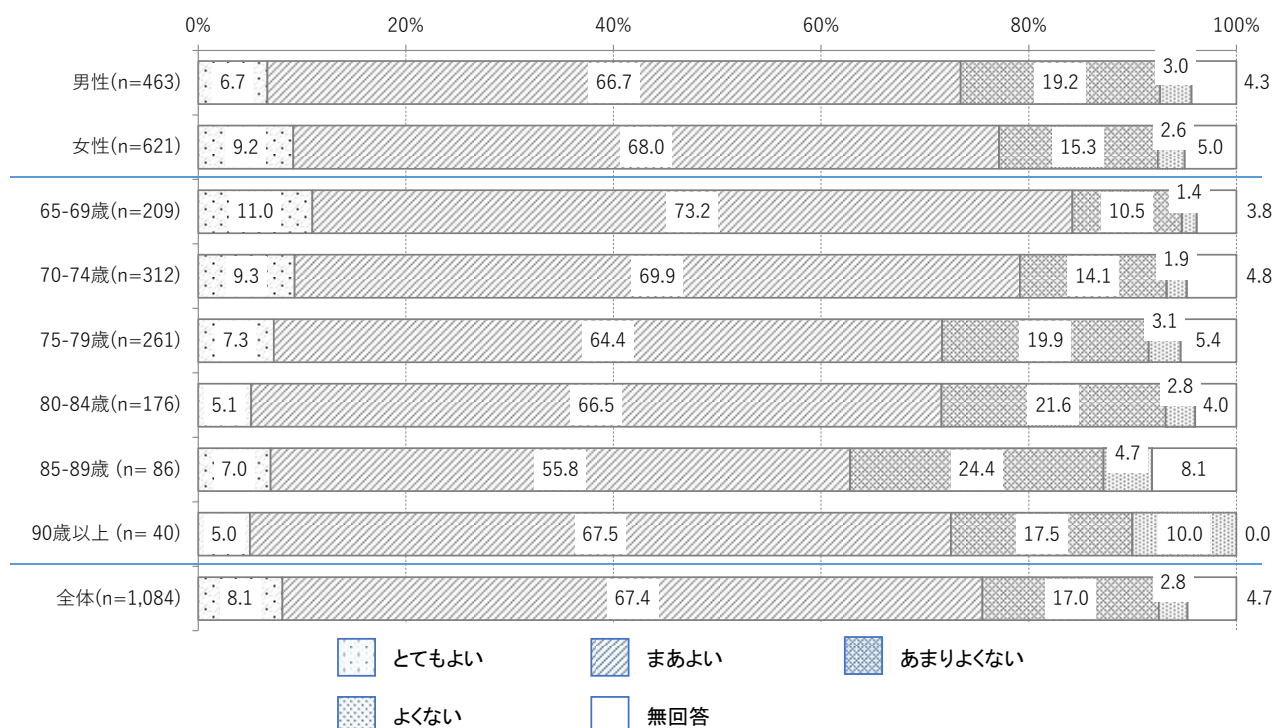
⑩企画・運営(お世話役)としての参加意向

お世話役として健康づくり活動や趣味等の地域活動への参加意向の割合を全体で見ると、「参加したくない」が56.6%と最も高くなっています。



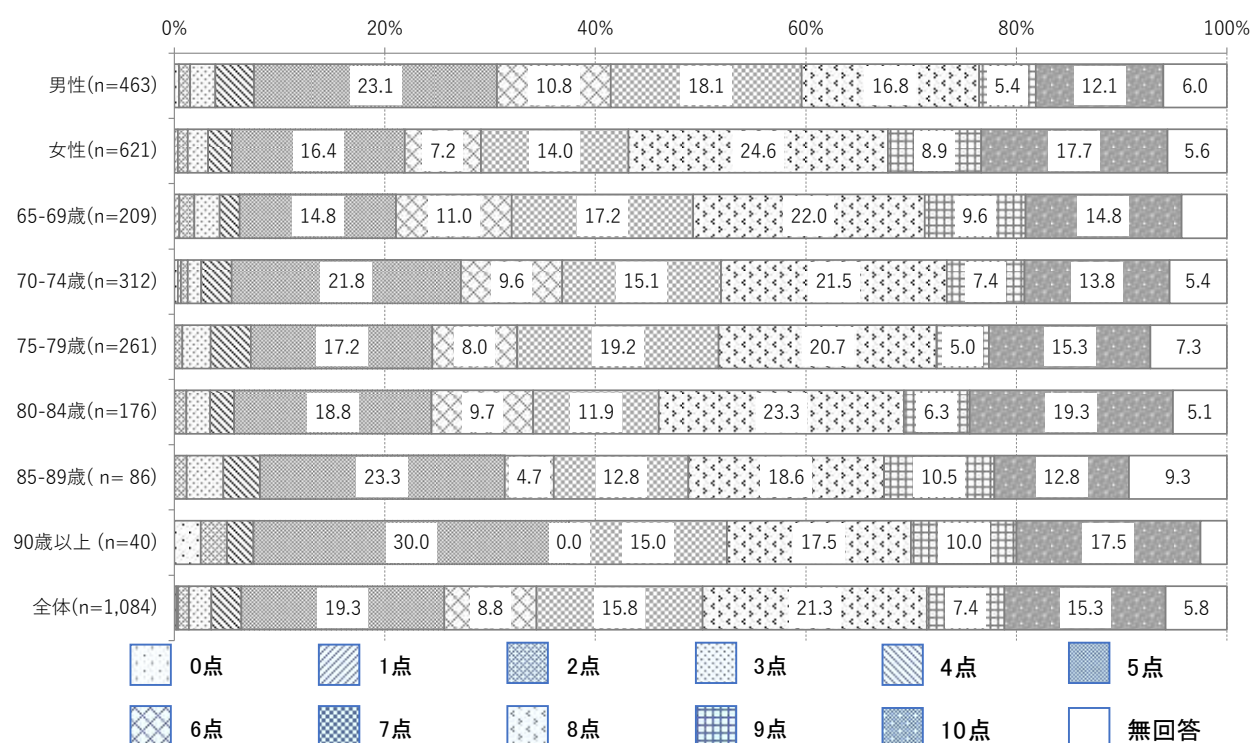
⑪主観的健康観

現在の健康状態の割合を全体で見ると、「健康状態がよい」(「とてもよい」と「まあよい」の合計)が75.5%となっています。



⑩主観的幸福感

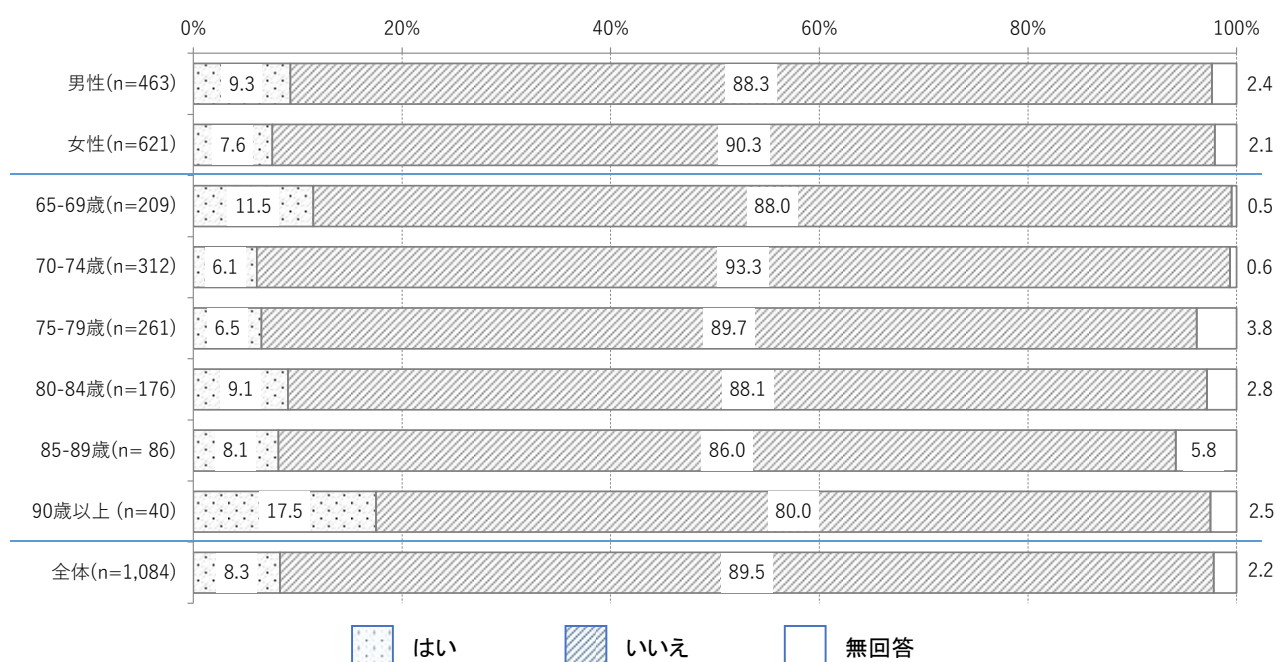
現在どの程度幸せであるか、10点満点で質問したところ、全体では「8点以上」が44.0%となっています。性別でみると、「8点以上」では男性が34.3%、女性が51.2%と男性に比べて女性が16.9ポイント高くなっています。



※5%未満の数値は非表示にしています。

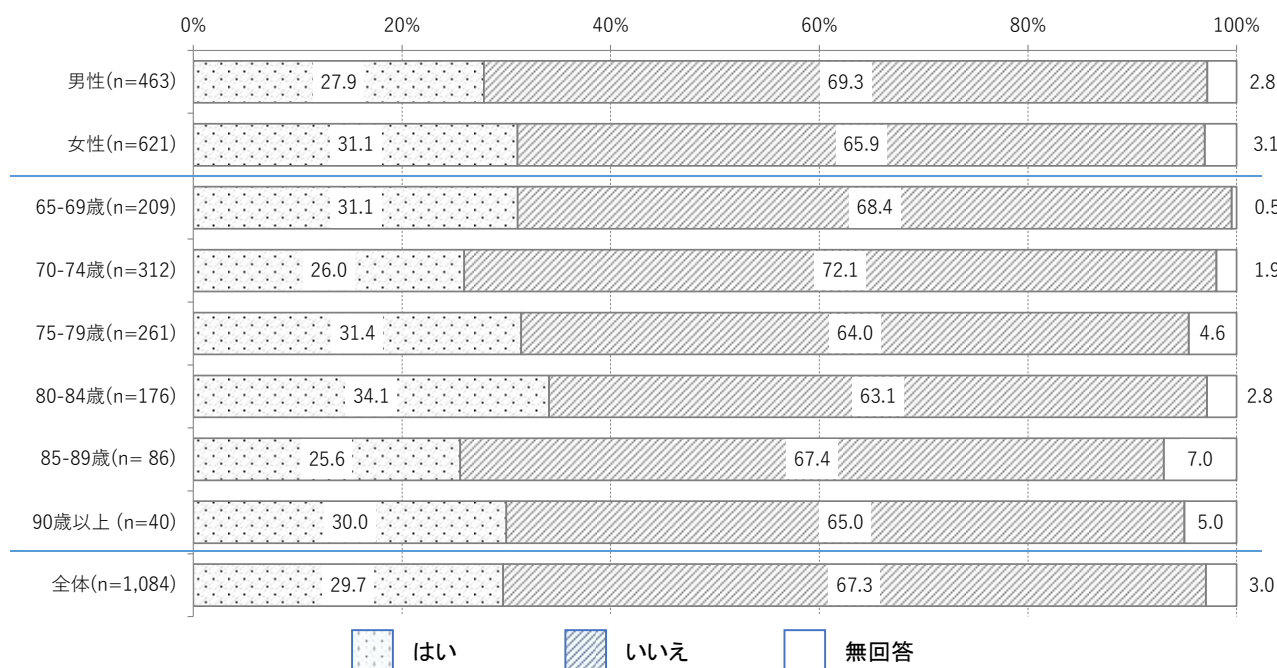
⑪自分又は家族の認知症*の有無

認知症*の症状がある又は家族に認知症*の症状がある人の割合を全体でみると、「いいえ」(いない)が89.5%となっています。性別でみると、「はい」(いる)では男性が9.3%、女性が7.6%となっています。



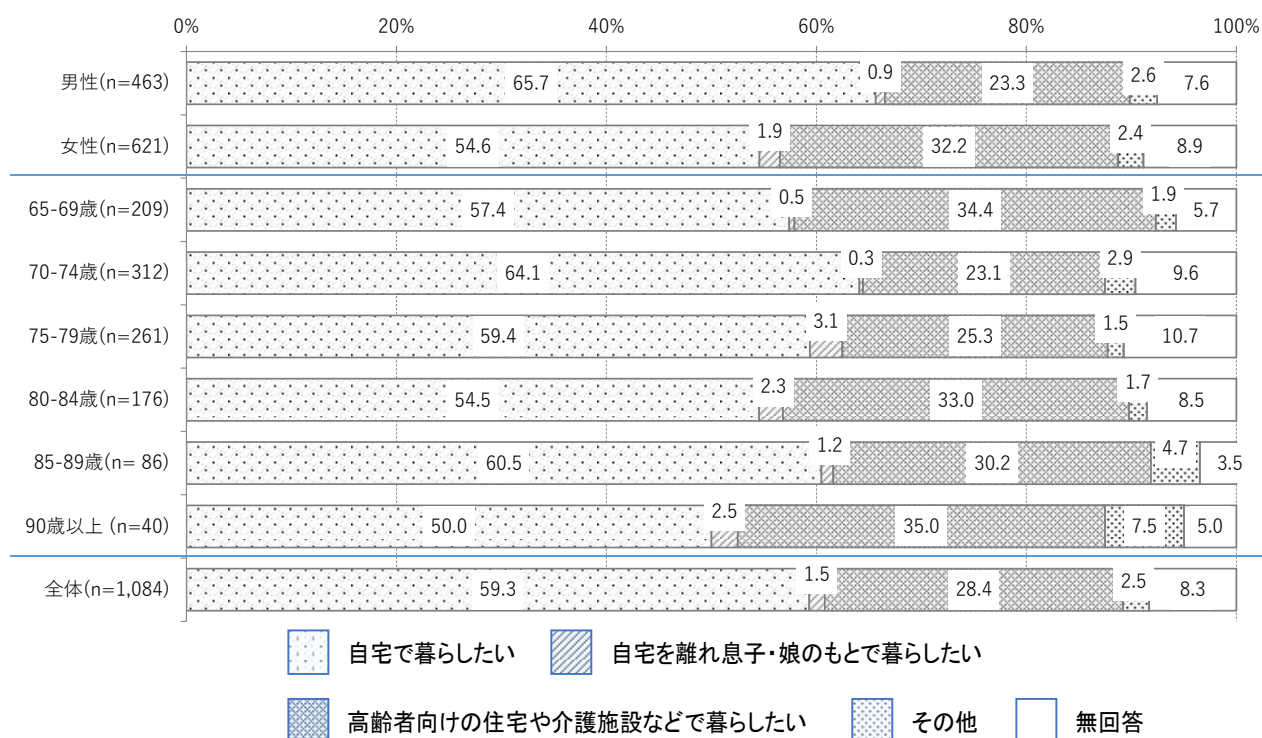
⑳認知症*に関する相談窓口の周知度

認知症*に関する相談窓口を知っている人の割合を全体でみると、「はい」（知っている）が29.7%となっています。



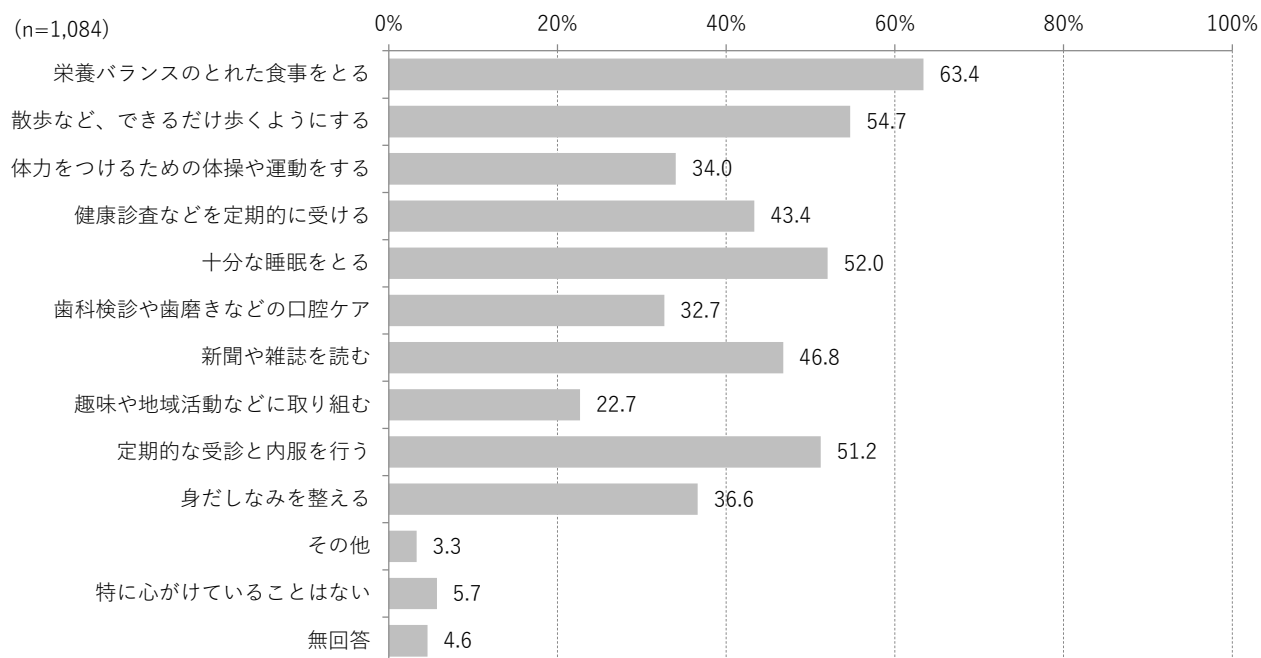
㉑介護が必要になった場合の居住の意向

介護が必要になった場合の居住の意向を全体でみると、「自宅で暮らしたい」が59.3%と最も高く、次いで「高齢者向けの住宅や介護施設などで暮らしたい」が28.4%となっています。性別でみると、「自宅で暮らしたい」では男性が65.7%、女性が54.6%と女性に比べて男性が11.1ポイント高くなっています。



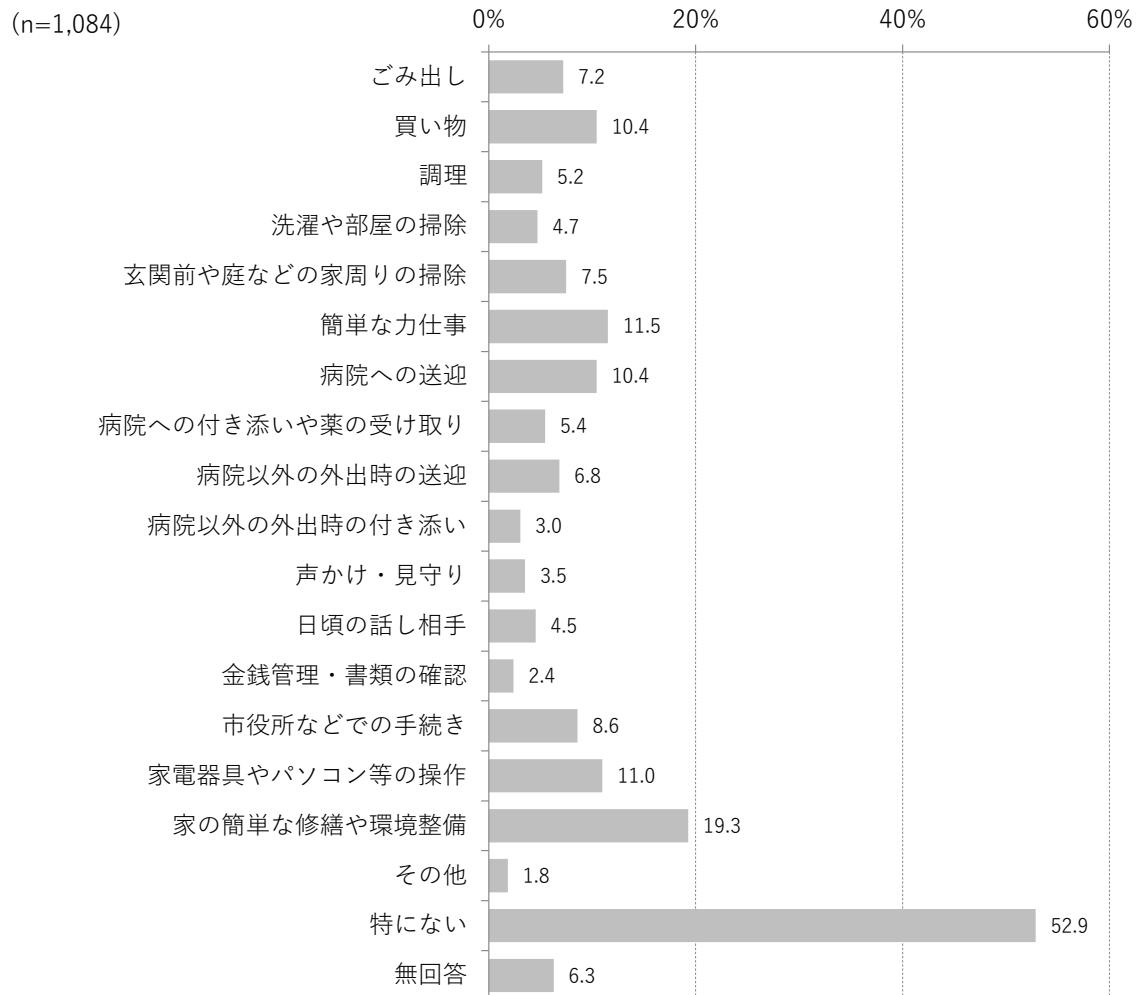
⑫健康な生活を送るために心がけていること

介護を必要としない健康な生活が送れるようにするために心がけていることの割合を全体でみると、「栄養バランスのとれた食事をする」が63.4%と最も高く、次いで「散歩など、できるだけ歩くようにする」が54.7%となっています。



㊤普段の生活の中で手助けが必要だと思うこと

普段の生活の中で手助けが必要だと思うことの割合を全体でみると、「特にない」が52.9%と最も高く、次いで「家の簡単な修繕や環境整備」が19.3%、「簡単な力仕事」が11.5%、「家電器具やパソコン等の操作」が11.0%となっています。



⑭各種リスクの発生状況

○性別

各種リスクの発生状況の割合を性別でみると、男性では「社会的役割の低下」が66.7%と最も高く、次いで「知的能動性*の低下」が54.2%となっています。女性では「社会的役割の低下」が54.9%と最も高く、次いで「認知機能の低下」が46.4%となっています。

(%)

	男性(n=463)	女性(n=621)	全体(n=1,084)
運動器の機能低下	9.5	15.8	13.1
転倒リスク	25.9	33.2	30.1
閉じこもり傾向	14.9	23.0	19.6
低栄養状態	1.3	2.3	1.8
口腔機能の低下	21.0	26.2	24.0
認知機能の低下	42.1	46.4	44.6
IADL*の低下	19.9	11.1	14.9
知的能動性の低下	54.2	44.3	48.5
社会的役割の低下	66.7	54.9	60.0
うつ傾向	39.7	38.5	39.0

○年齢別

各種リスクの発生状況の割合を年齢別でみると、すべての年齢階層について「社会的役割の低下」が最も高くなっています。次いで65～69歳と70～74歳では「知的能動性*の低下」、75～89歳までの年齢階層では「認知機能の低下」、90歳以上では「閉じこもり傾向」が高くなっています。

(%)

	65-69歳 (n=209)	70-74歳 (n=312)	75-79歳 (n=261)	80-84歳 (n=176)	85-89歳 (n=86)	90歳以上 (n=40)	全体 (n=1,084)
運動器の機能低下	4.8	6.7	10.7	21.0	31.4	47.5	13.1
転倒リスク	23.4	26.9	27.2	31.3	52.3	55.0	30.1
閉じこもり傾向	9.1	10.3	17.2	29.5	44.2	65.0	19.6
低栄養状態	1.0	1.9	1.5	1.1	4.7	5.0	1.8
口腔機能の低下	13.9	23.4	21.5	33.0	31.4	42.5	24.0
認知機能の低下	38.3	38.5	44.4	49.4	67.4	55.0	44.6
IADLの低下	7.7	8.7	17.2	15.3	27.9	55.0	14.9
知的能動性の低下	55.0	50.0	43.3	43.2	48.8	60.0	48.5
社会的役割の低下	67.0	57.4	57.5	50.6	70.9	77.5	60.0
うつ傾向	39.2	36.5	41.4	36.4	41.9	47.5	39.0

②⑤調査結果からみえる課題

○各種リスクの発生状況からみた課題

各種リスクの発生状況をみると、全ての年齢階層で「社会的役割の低下」の割合が最も高くなっています。年齢別にみると、90歳以上の年齢階層が最も高く、80～84歳の年齢階層が最も低くなっていて、その差は26.9ポイントになっています。地域活動への参加意向では、「参加意向あり」の割合が、65～84歳までの年齢階層で50%を超えていることから、社会的役割を創出する地域活動や通いの場づくりの推進とその周知が望まれています。

後期高齢者と前期高齢者のリスク該当者の割合の差をみると、「閉じこもり傾向」「運動器の機能低下」「IADL*の低下」「認知機能の低下」が10ポイント以上の差となっており、これらの項目について早期の段階での介護予防に取り組むことが重要となっています。

○社会的役割からみた課題

「社会的役割の低下」は、前期調査と比較すると、該当者の割合が全体で8.2ポイント高くなりました。

社会的役割の低下がみられる人には「趣味がない」、「生きがいがない」、「地域活動に参加していない」などの傾向が見られます。

社会的役割の低下がみられない人は「ボランティアのグループ、スポーツ関係のグループやクラブ、趣味関係のグループ、学習・教養サークルに参加している」、「友人・知人と会う頻度が『毎日ある』か『週に何度かある』」、「主観的幸福感は9点以上（幸せだと感じる）が多い」となっています。

これらの傾向から、「スポーツ」、「趣味活動」、「ボランティア活動」や「学習・教養サークル活動」などが外出と交流の機会を増やし、生きがいや幸福感に寄与していることがうかがえます。

○地域活動への参加意向からみた課題

参加者としての地域活動への参加意向は、全体でみると半数以上の人が「参加意向あり」としています。

立場を「企画・運営（お世話役）」にすると、「参加意向あり」の割合は2割ほど低くなります。地域リーダーの育成、ファシリテーター（調整役）としての支援、お世話役としての活動のきっかけづくり、活躍する場の提供など、地域の実情に合わせた支援を検討する必要があります。

社会参加率*は、コロナ禍直前の前期調査に比べ、2.6ポイント低下し、コロナ禍による社会活動への参加の自粛が影響していると考えられます。感染状況に留意しつつ、社会活動への参加を促していく必要があります。

(2) 在宅介護実態調査の概要

本計画の策定に当たり、「要介護者*の在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」に有効な介護サービスの在り方を検討するための調査を実施しました。

①調査対象等

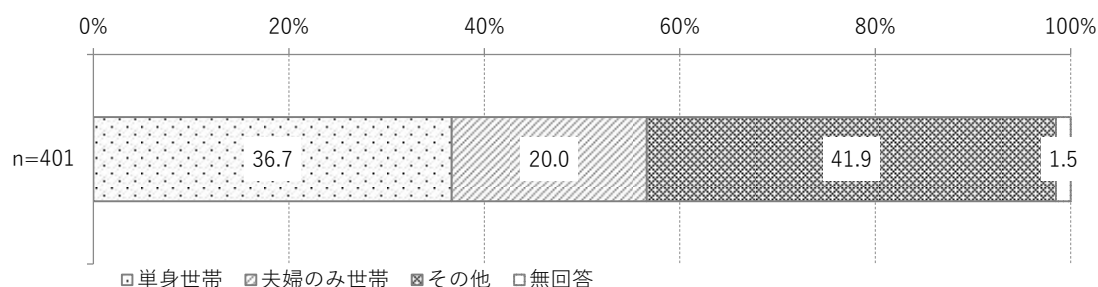
調 査 内 容	国が示した「在宅介護実態調査票」に基づき作成		
調 査 対 象 者	令和4年11月1日時点で、在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新・区分変更申請に伴う認定調査*を受けた方(施設・居住系、入院を除く)		
調 査 手 法	居宅介護支援事業所*及び地域包括支援センター*の介護支援専門員*等によるモニタリング時の聞き取り調査		
調 査 の 期 間	令和4年(2022年)11月8日～令和4年(2022年)12月27日		
回 収 結 果	調査数 418人	有効回答数 401人	有効回答率 95.9%
グラフの表記について	複数回答の項目は、回答の%の合計が100%を超えています。 グラフ内及びグラフ付近にある「n=***」は、パーセントを算出する母数を意味します。		

②要介護者*の属性（年齢・性別）

		65歳未満	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	合計
男性	人	3	7	11	23	24	17	22	4	0	111
	%	2.7	6.3	9.9	20.7	21.6	15.3	19.8	3.6	0.0	100
女性	人	2	3	13	22	52	83	79	32	4	290
	%	0.7	1.0	4.5	7.6	17.9	28.6	27.2	11.0	1.4	100
合計	人	5	10	24	45	76	100	101	36	4	401
	%	1.2	2.5	6.0	11.2	19.0	24.9	25.2	9.0	1.0	100

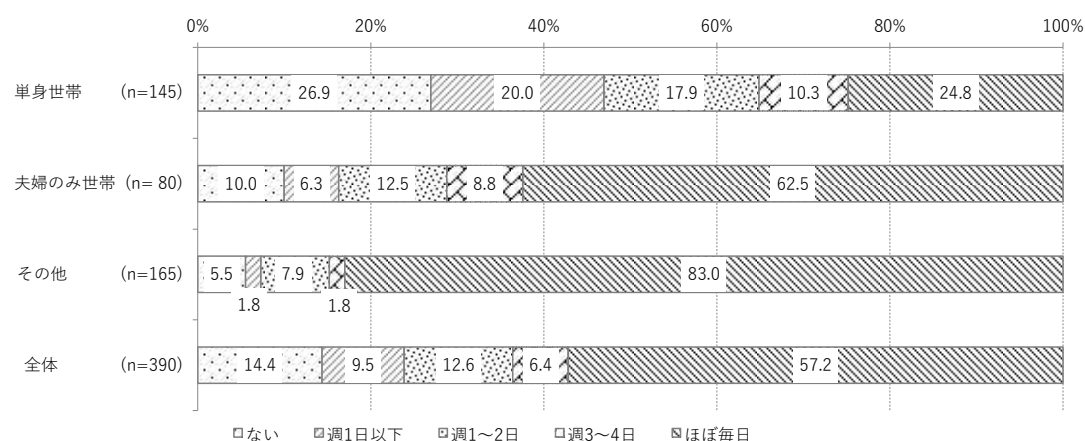
③世帯類型

世帯類型をみると、「単身世帯」が36.7%、「夫婦のみ世帯」が20.0%となっています。



④介護の頻度の状況

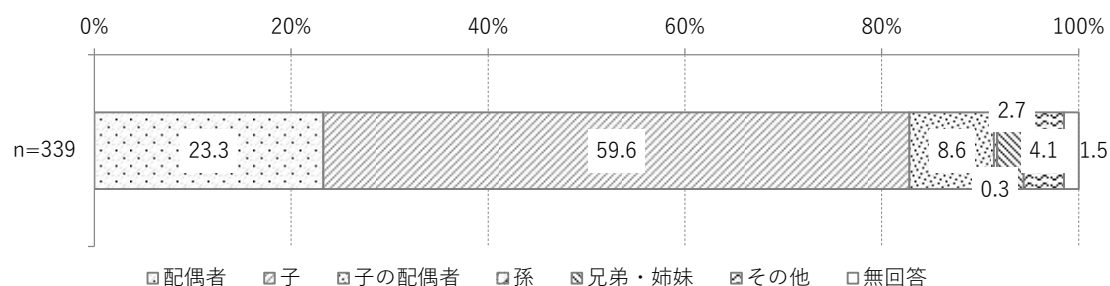
家族や親族からの介護の頻度をみると、「ほぼ毎日ある」が57.2%と最も高く、次いで「ない」が14.4%、「週に1～2日ある」が12.6%となっています。世帯類型別では、「単身世帯」は、家族等による介護が「ない」が26.9%、「家族・親族の介護はあるが、週に1日より少ない」が20.0%となっています。



※「無回答」(n=11) は除く

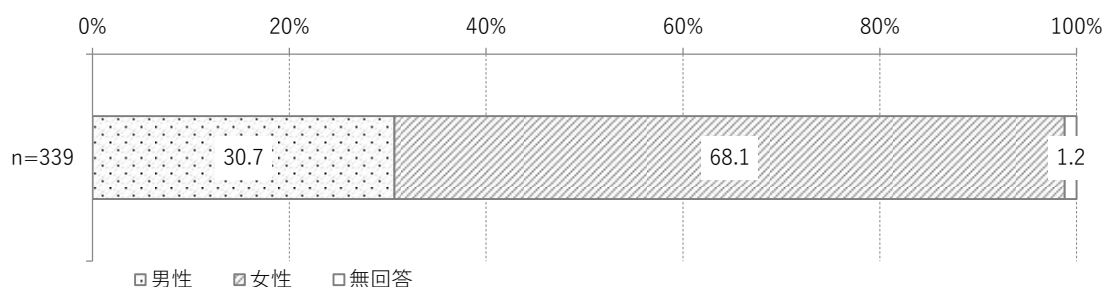
⑤主な介護者の状況

主な介護者の状況をみると、「子」が59.6%と最も高く、次いで「配偶者」が23.3%、「子の配偶者」が8.6%となっています。



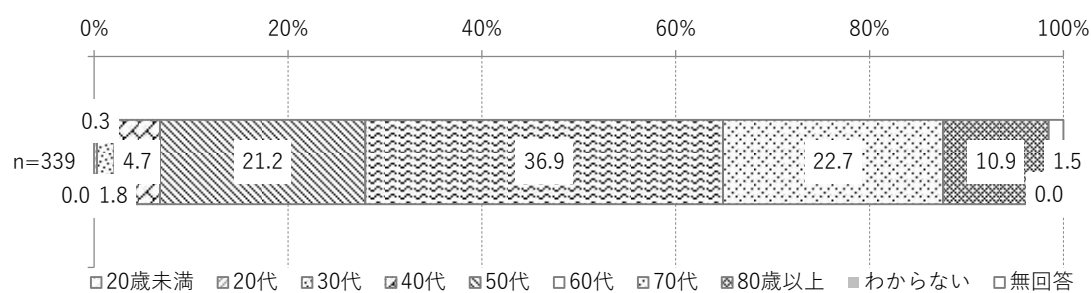
⑥主な介護者の性別

主な介護者の性別をみると、「女性」が68.1%、「男性」が30.7%となっています。



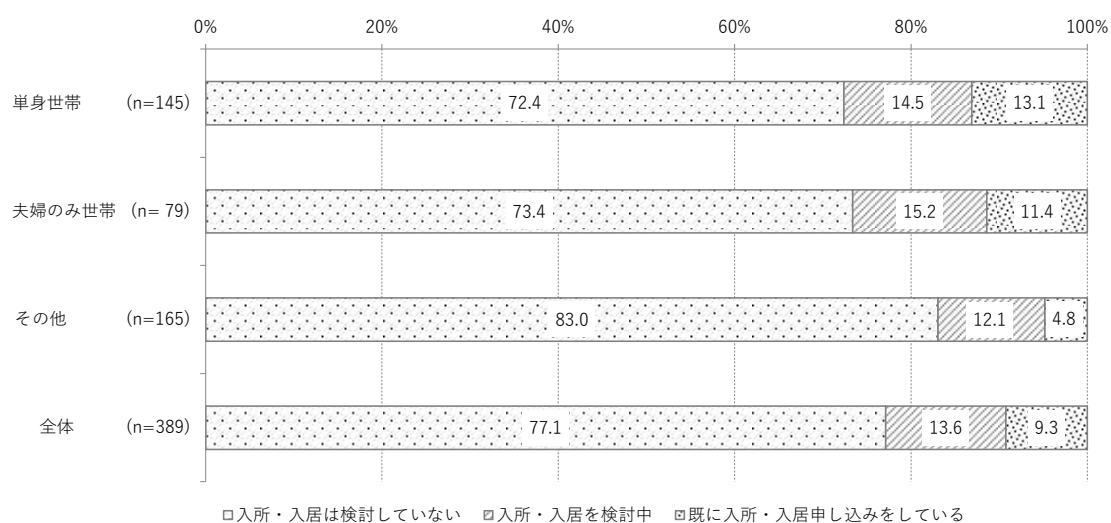
⑦主な介護者の年齢

主な介護者の年齢をみると、「60代」が36.9%と最も高く、次いで「70代」が22.7%、「50代」が21.2%となっています。



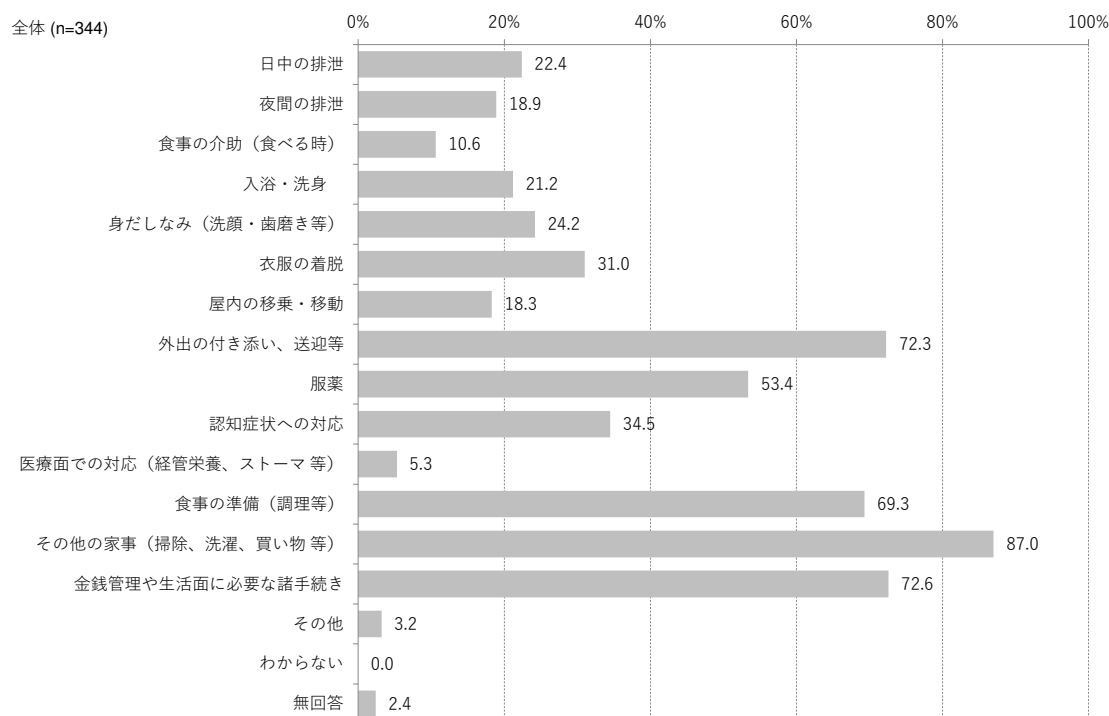
⑧世帯類型別の施設等検討状況

現時点での、施設等への入所・入居の検討状況の割合をみると、「入所・入居を検討している」「すでに入所・入居申し込みをしている」を合わせた割合は、「単身世帯」で27.6%、「夫婦のみ世帯」で26.6%となっており、「その他世帯」に比べ高くなっています。



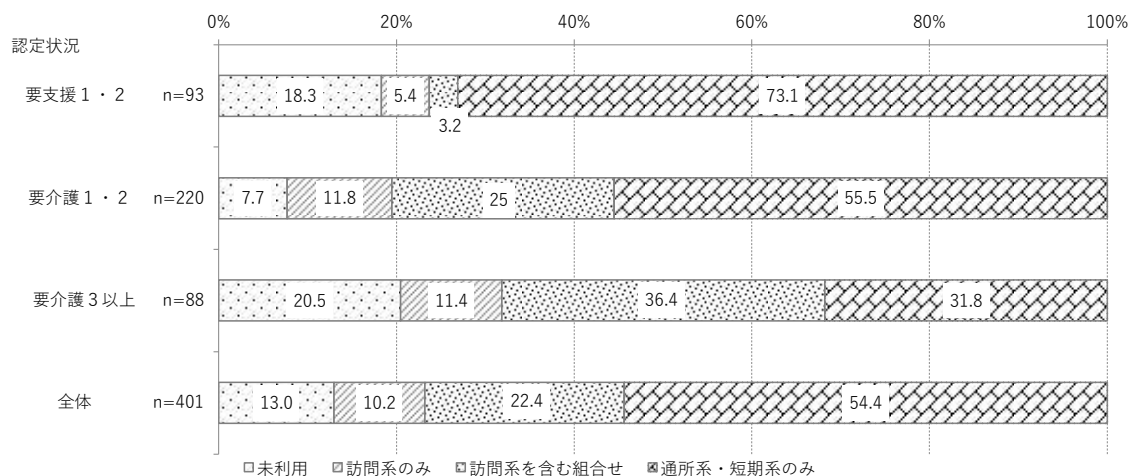
⑨主な介護者が行っている介護等

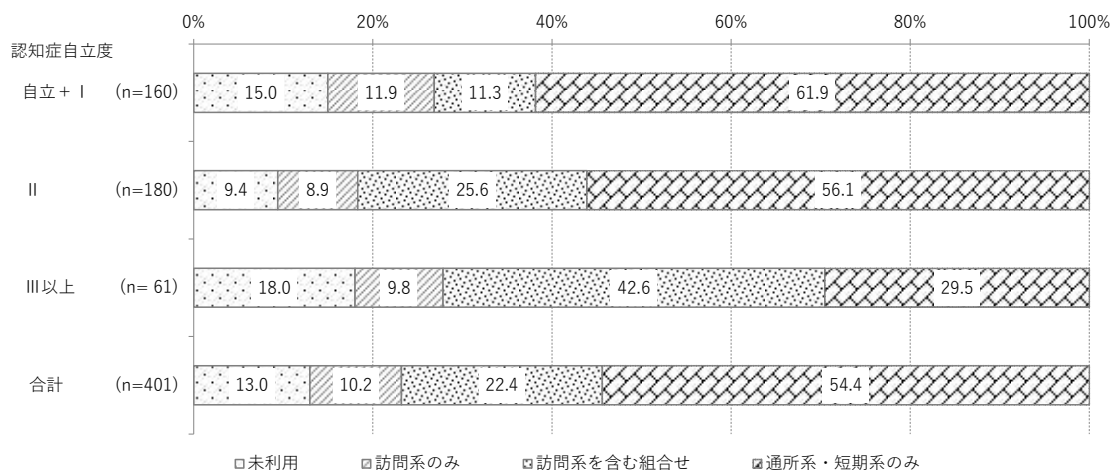
主な介護者が行っている介護等をみると、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」が87.0%と最も高く、次いで「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が72.6%、「外出の付き添い、送迎等」が72.3%となっています。



⑩要介護度*別・認知症自立度別のサービス利用の組合せ

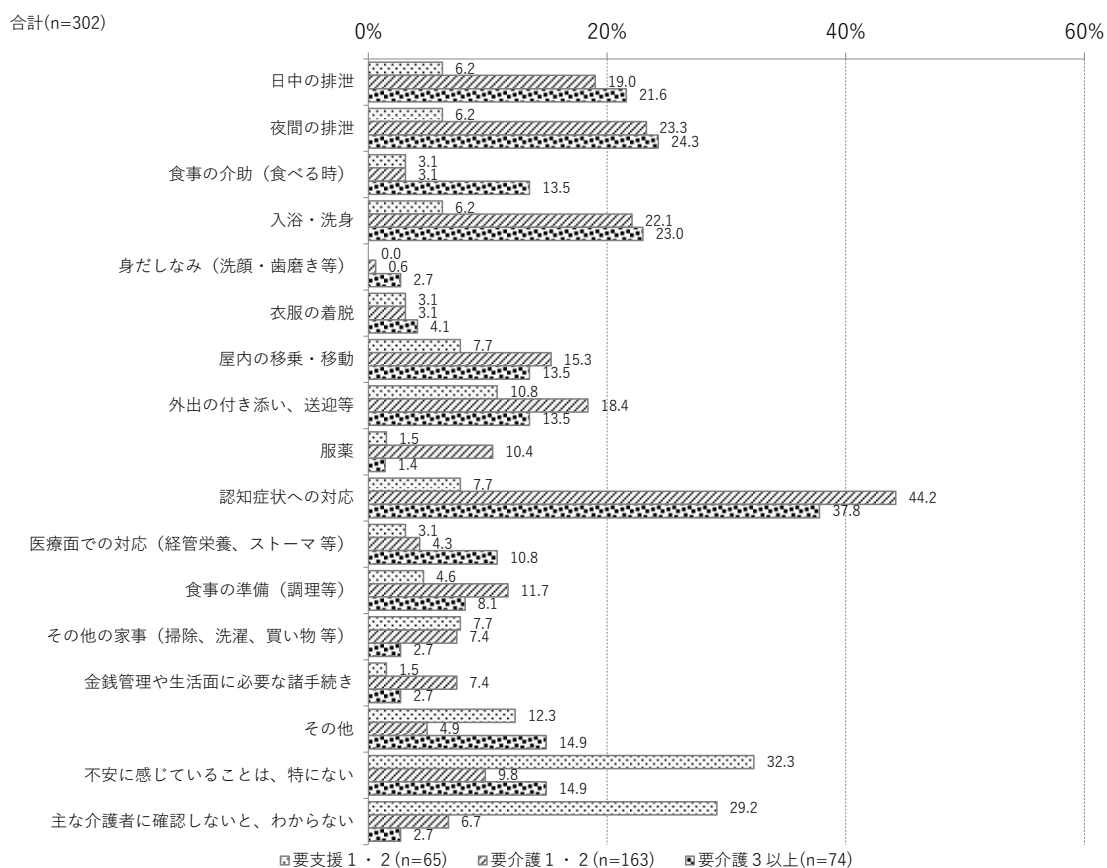
要介護度*・認知症自立度別のサービス利用の組合せをみると、要介護状態区分*が上がるにつれて「訪問系を含む組合せ」の割合が高くなり、「要介護3以上」で「訪問系のみ」及び「訪問系を含む組合せ」の割合が47.8%と高くなっています。また、「認知症自立度Ⅲ以上」では「訪問系を含む組合せ」の割合が高くなっています。





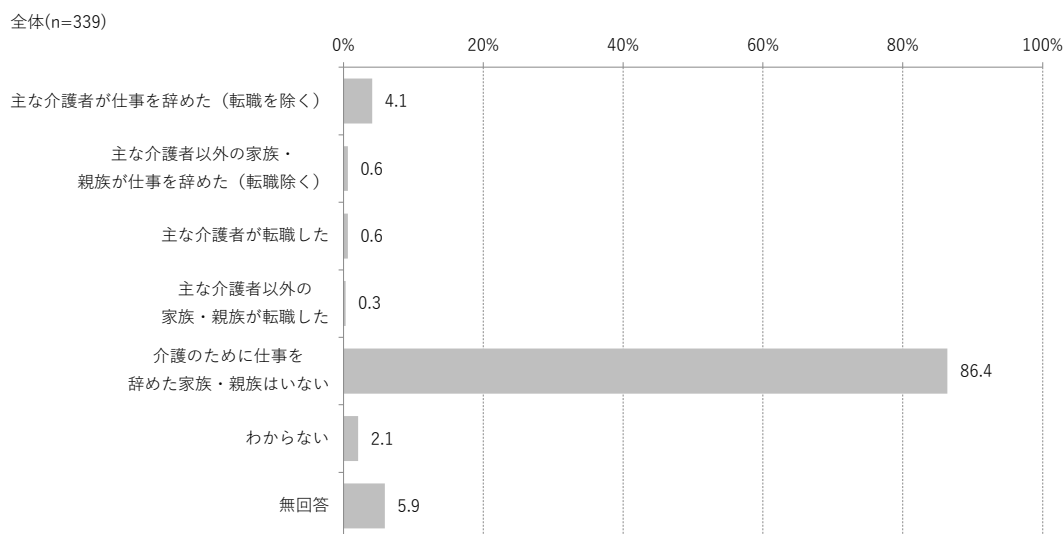
⑪要介護度*別の介護者が不安に感じる介護

要介護度*別の介護者が不安に感じる介護をみると、全体的に要介護状態区分が上がるにつれて割合が高くなっています。要介護1以上では「認知症状への対応」の割合が最も高くなり、「要介護1・2」で44.2%、「要介護3以上」で37.8%となっています。



⑫介護を理由に退職した介護者の有無

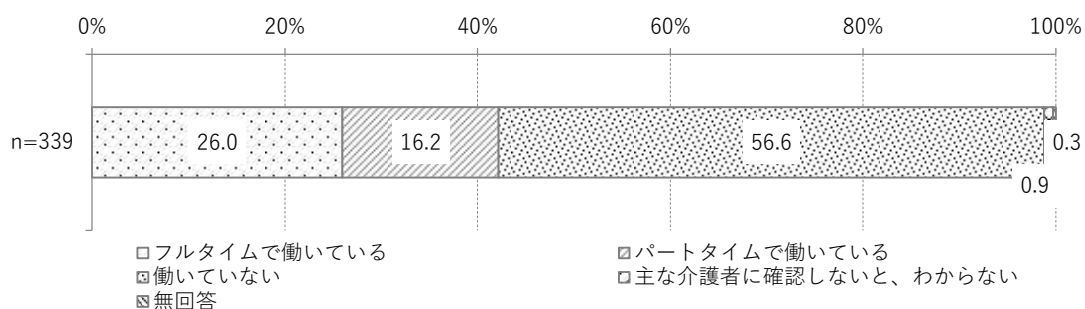
過去1年間に介護を理由に退職した介護者の有無の割合をみると、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」がほとんどですが、「主な介護者が仕事を辞めた（転職を除く）」と回答された方が4.1%います。



⑬主な介護者の現在の勤務形態

主な介護者の現在の勤務形態の割合をみると、「フルタイムで働いている」が26.0%、「パートタイムで働いている」が16.2%で、就労している介護者の割合は全体で42.2%となっています。

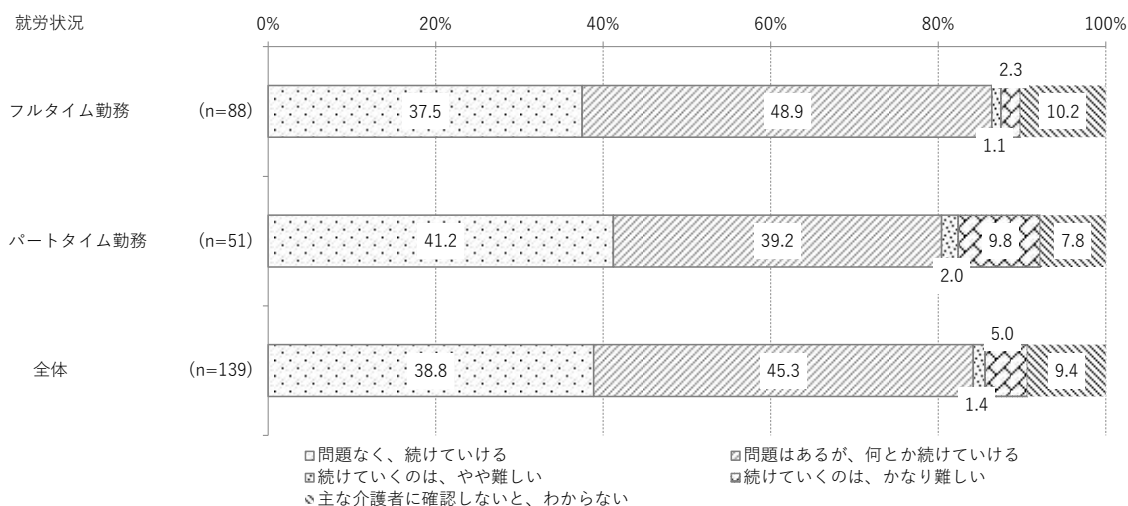
就労していない介護者（「働いてない」と回答）は56.6%となっています。



⑭就労状況別の就労継続見込み

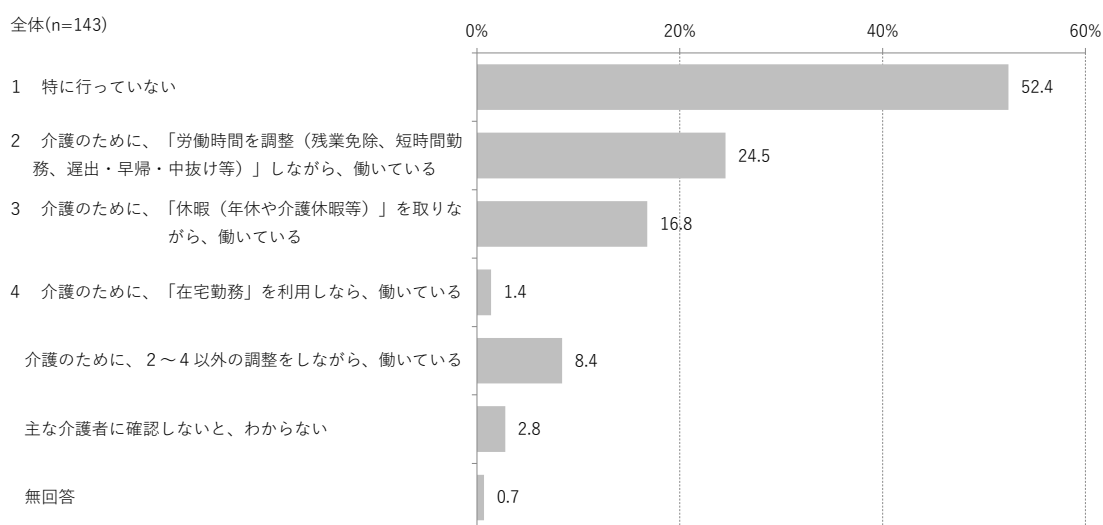
今後の介護をしながらの就労継続見込みの割合をみると、「問題なく、続けていける」が38.8%、「問題はあるが、何とか続けていける」が45.3%と合わせて8割を超えています。また、「続けていくのは、やや難しい」が1.4%、「続けていくのは、かなり難しい」が5.0%で、就労継続が困難と考える人は6.4%となっています。

就労状況別でみると「続けていくのは、やや難しい」「続けていくのは、かなり難しい」を合わせた割合が、「フルタイムで働いている」では3.4%、「パートタイムで働いている」では11.8%となっています。



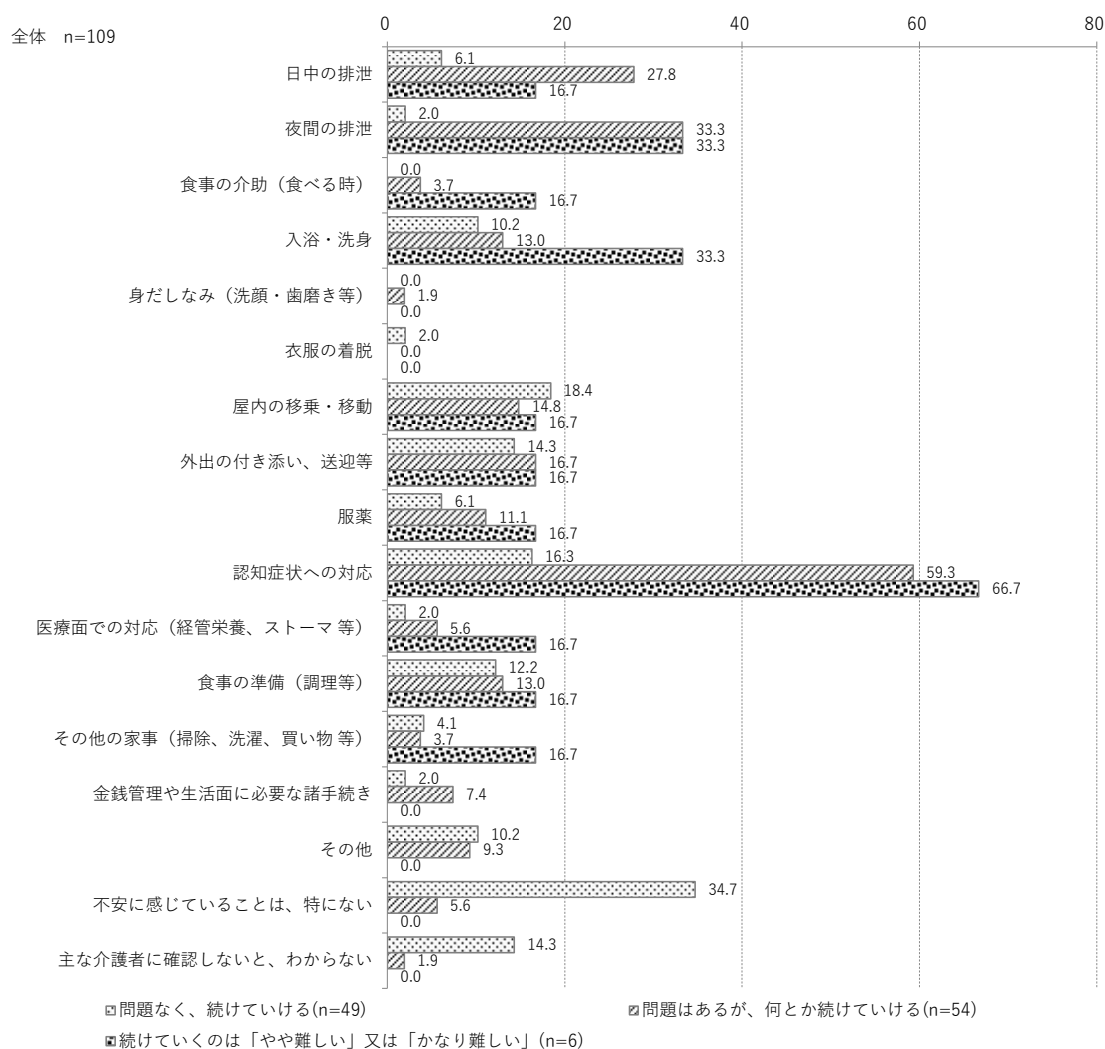
⑮主な介護者が行っている働き方の調整等

主な介護者が行っている働き方の調整等の割合をみると、「介護のために、労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）しながら、働いている」が24.5%、「介護のために、『休暇（年休や介護休暇等）』を取りながら、働いている」が16.8%となっています。



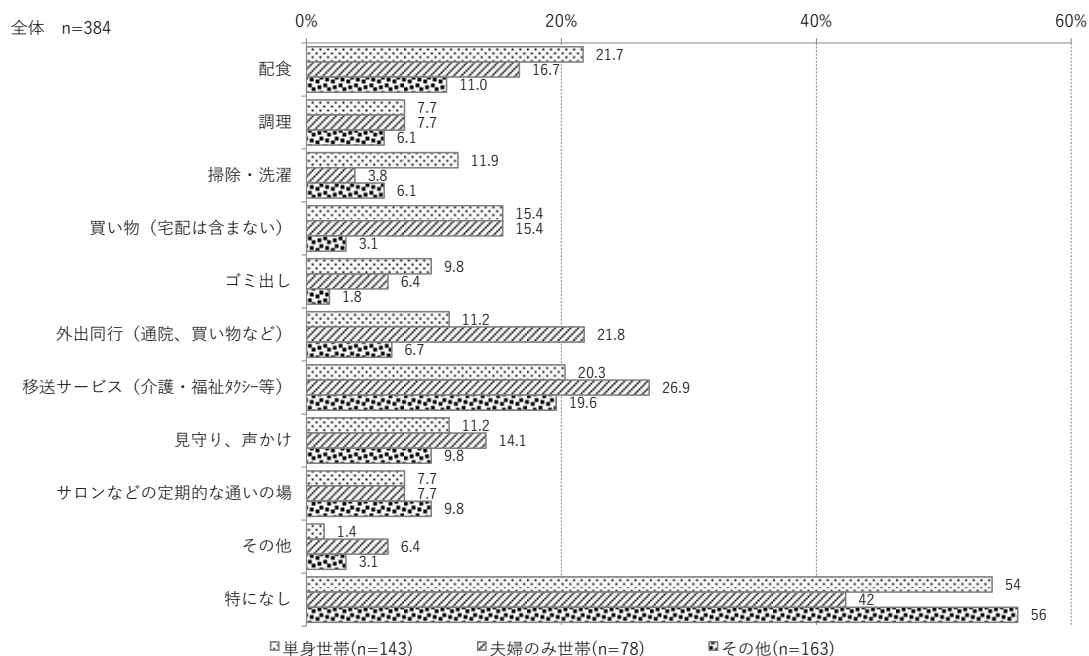
⑩就労継続見込み別の介護者が不安に感じる介護（フルタイム勤務+パートタイム勤務）

就労継続見込み別・介護者が不安に感じる介護について、「続けていくのは、『やや難しい』又は『かなり難しい』」と回答されている方をみると、「認知症状への対応」が66.7%と最も高く、次いで「夜間の排泄」、「入浴・洗身」の33.3%となっています。



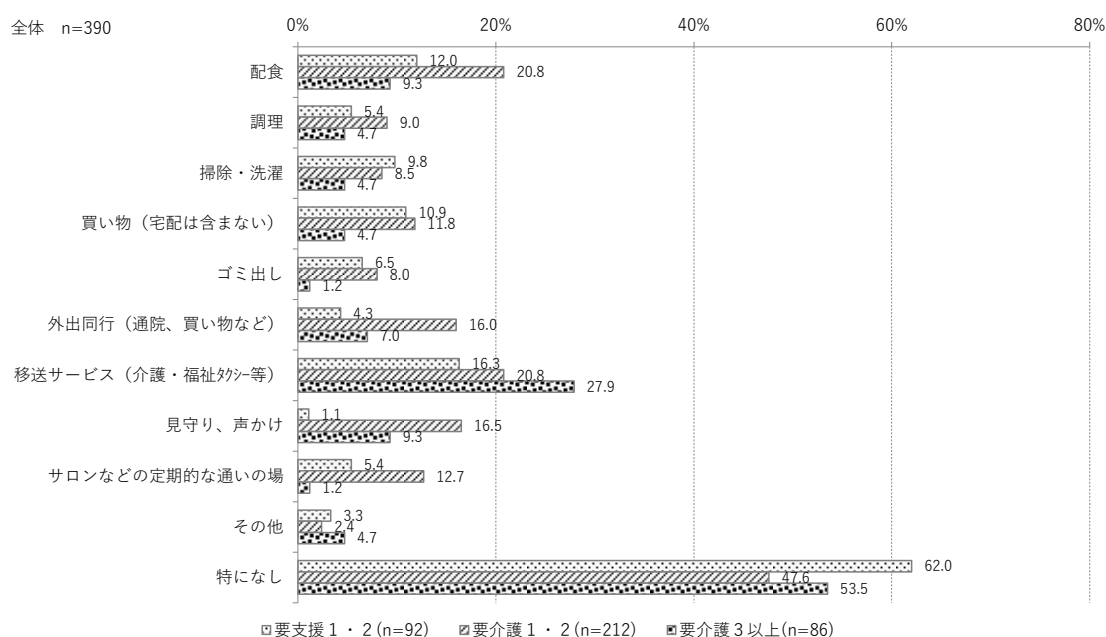
⑪世帯類型別の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

世帯類型別の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて、「単身世帯」では「配食」「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の割合が高く、「夫婦のみ世帯」では「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」「外出同行（通院、買い物など）」の割合が高くなっています。



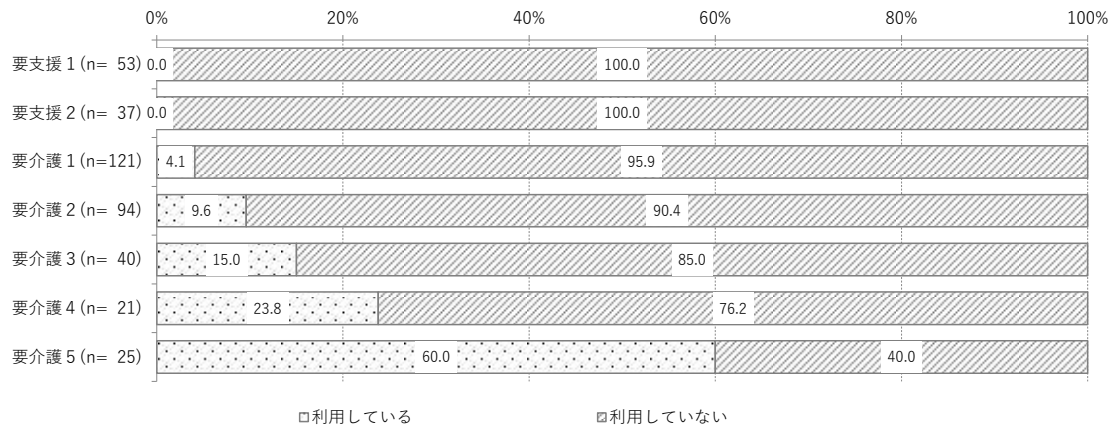
⑫要介護度*別の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

要介護度*別の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて「要介護3以上」でみると、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が必要と感じる割合が高くなっています。



⑱要介護度*別の訪問診療の利用割合

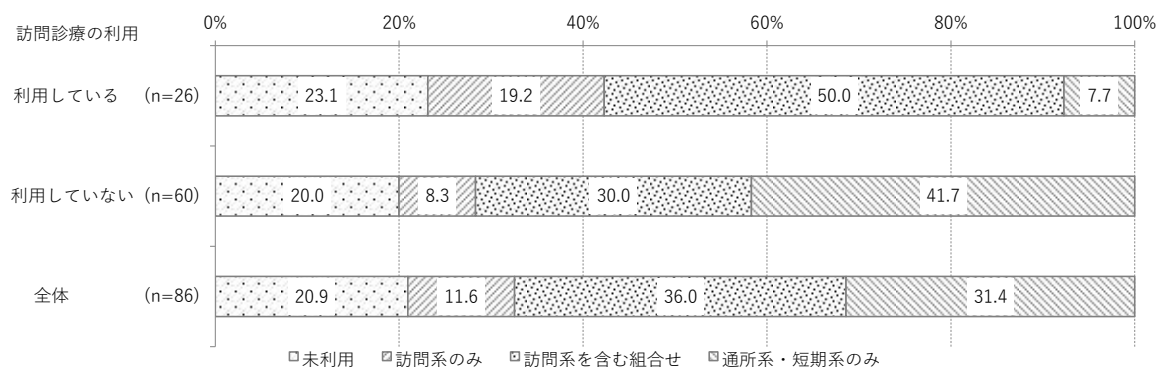
要介護度*別・訪問診療の利用割合をみると、利用割合は要介護状態区分が上がるにつれて高くなっており、「要介護5」では60.0%となっています。



※「無回答」(n=10) は除く

⑳訪問診療の利用の有無別のサービス利用の組合せ（要介護3以上）

要介護3以上について、訪問診療を「利用している」と回答した方のサービス利用の組合せをみると、「訪問系を含む組合せ」が最も高く50.0%となっています。



⑪調査結果からみえる課題と有効な介護サービス

- 在宅生活の継続の視点から施設等検討の状況をみると、単身世帯、夫婦のみの世帯において施設等の「検討中」・「申請済み」の割合が高くなっています。
- 介護者が不安に感じる介護について、要介護1以上では「認知症状への対応」の不安が最も大きくなり、要介護1・2で顕著になっています。また、「日中の排泄」「夜間の排泄」「入浴・洗身」は、重度化に伴い不安が大きくなる傾向がみられます。認知症*への正しい理解と介護者を支える認知症施策を推進するとともに、24時間365日定期的に、又は必要な時に随時サービスを受けることができる定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を促進していくことが、在宅介護の不安軽減に効果的であると考えられます。
- 現在就労している介護者で、今後「続けていくのは、『やや難しい』又は『かなり難しい』」と回答されている方が不安に感じている「認知症状への対応」「夜間の排泄」「入浴・洗身」への不安軽減には、ケアマネジャー*が介護者の就労状況を含めたアセスメント*、ケアマネジメント*を行い、訪問系サービス、通所系サービス、短期入所サービスを効果的に盛り込んだ居宅介護支援*を提供することに加え、認知症施策を推進し周囲の理解を得ていくことで就労の継続につながるものと思われます。
- 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスでは、世帯類型別でみると「単身世帯」で「配食」「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」、「夫婦のみ世帯」で「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」「外出同行（通院、買い物など）」のニーズが高く、要介護度*別でみると「要介護3以上」で「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」のニーズが高くなっています。このことから、「単身世帯」、「夫婦のみ世帯」「要介護3以上」では、移送サービスについて支援の充実が求められています。
- 単身世帯については「家族・親族の介護がない」もしくは「家族・親族の介護はあるが、週に1日より少ない」方が4割強となっています。家族・親族からの介護が日常ほとんどない状況で在宅生活を送っている方に対し、近隣住民の声掛けや見守り、民生委員や福祉員等の訪問等インフォーマルな支援を行うとともに、地域住民が主体となって支援する生活支援体制の整備を継続することが重要と考えます。
- 要介護度*別の訪問診療の利用割合をみると、要介護状態区分が上がるにつれて徐々に高くなっており「要介護5」では6割と特に高くなっています。また、訪問診療利用者（要介護3以上）のサービス利用の組合せをみると「訪問系のみ」の割合が最も高くなっています。自宅での介護が中心であることから介護者等の身体的・精神的疲労等の軽減を図る必要があり、レスパイトケア*の必要性が高いと考えられます。このことから、主治医との密接な連携のもと医療ニーズの高い要介護者*の状況に応じた「訪問（看護）（介護）」「通い」「泊まり」のサービスの組合せにより24時間365日療養支援を受けることができる看護小規模多機能型居宅介護の利用が効果的と考えられます。

第3章 高齢者施策の実施状況の検証

1 前期計画における重点事項等の実施状況

前期計画における基本施策の実施状況について、重点事項を中心に検証しました。検証を踏まえ本計画の施策推進に反映します。

基本施策1：在宅医療・介護連携を図るための体制の整備

○在宅医療・介護連携の推進《重点》

具体的取組	実施状況
医療・介護関係者会議の開催	令和5年度から在宅医療・介護の従事者間で情報の共有や地域課題の抽出、対応策の検討と実施が展開できるよう、在宅医療・介護連携ネットワークチームを立ち上げ、定期的に会議を開催しています。 (課題) 具体的な対応策につながるよう、ネットワーク会議でさらなる協議を重ねPDCAサイクル*に沿った取組を図っていく必要があります。
在宅医療・介護連携相談体制の充実	在宅医療と介護の連携に関する相談窓口として、平成28年10月から「柳井市在宅医療・介護連携相談室」を柳井医師会事務所に開設し、1名の専属コーディネーターを配置していましたが、令和4年4月から相談者の利便性等を考慮し、地域包括支援センター*が相談室における相談、コーディネーター機能を引き継ぎ実施しています。 (課題) 相談窓口の役割を在宅医療と介護の現場の従事者が把握し、医療と介護の連携がさらにスムーズに図れるよう周知していく必要があります。
医療・介護連携マップの活用	医療と介護の関係者の連携に必要な情報を集約した「医療・介護連携マップ」を平成29年度から約1年に1回発行し、市内の医療・介護の関係機関に配布しています。定期的に情報を確認し、本市のホームページ上に最新の情報を掲載しています。 (課題) 医療・介護連携マップの活用状況を把握・評価し、マップの内容等の見直しを行う必要があります。
医療・介護関係者の研修	医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護サービス提供事業者等の医療と介護の関係者が顔の見える関係の構築を図ることを目的に研修会を行っています。 (課題) 在宅医療・介護連携ネットワークで検討した課題とニーズに沿った研修会を企画・実施していく必要があります。

地域住民への普及啓発	在宅での療養が必要となったときに必要なサービスを適切に選択できるように、医療と介護の専門職が「医療・介護連携マップ」等を活用し、住民に対して情報提供を行っています。 (課題) 在宅で医療や介護が必要となったとき自分が望む医療やケアを受けることができるよう、日頃から周囲の人たちと話し合い共有するACP*（人生会議）の推進を図っていく必要があります。
------------	---

基本施策2：介護サービス提供体制の整備とサービスの質の維持・向上

○介護サービス施設の整備

具体的取組	実施状況
地域密着型サービス施設の整備	第8期計画中に整備を予定していた看護小規模多機能型居宅介護1か所[登録定員29人]が令和4年3月に開所しました。 (課題) 介護に従事する職員の不足により、地域密着型通所介護事業所の運営に影響が出ている事例があります。現在のサービス提供体制を維持し、安定した介護サービスの提供が継続できるよう、介護人材の確保が急務となっています。
住宅型有料老人ホーム及びサービス付高齢者向け住宅*の設置状況	住宅型有料老人ホームについて、令和4年3月に新たに1か所[定員18人]が開所しました。

○介護保険事業の円滑な運営

具体的取組	実施状況				
介護サービス事業者に対する運営指導	市内で地域密着型サービスを提供する事業者について、3年間で1回の運営指導の対象となるよう計画的に実施しました。指導の結果、行政指導や行政処分の対象となるような不正請求等の重大な違反は認められませんでした。				
	※令和3年度は「実地指導」の名称で実施				
		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)	
		計画値	実績値	計画値	実績値
事業者運営指導件数(件)	6	6	7	7	
(課題)					
地域密着型サービス事業所の業務が多岐にわたることから、業務過多の状況との意見がありました。提供されるサービスの質を向上させるため、行政手続の更なる簡素化により、業務負担の軽減を図る必要があります。					

ケアプラン*の点検	市内で居宅介護支援サービスを提供する全ての事業について、年1件ずつのケアプランを点検し、利用者の状態にあった適切なケアプランとなるよう支援しました。居宅介護支援サービスの事業所が減ったことから計画値よりも実施件数が少なくなっています。			
	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)	
	計画値		実績値	
	実施件数(件)		11	

○介護人材の確保

具体的取組	実施状況
学校教育等との連携による将来的な担い手の育成	新型コロナウイルスの感染リスクを考慮し、令和4年度は希望のあった市内の高等学校を通じ、生徒に福祉の仕事や資格を紹介するガイドブックと福祉・介護の仕事の内容を紹介するパンフレットを配布しました。 (課題) 福祉を専門的に学ぶ学生以外の学生に、介護・福祉の職も職業選択の一つとして考えてもらえるよう、介護・福祉の職への理解を深める取組の検討が必要です。

○介護を行う家族への支援

具体的取組	実施状況
家族介護者教室事業	在宅で高齢者の介護をしている家族を対象に、介護方法、介護予防、家族の健康づくり等についての知識、技術の習得を目的とする家族介護者教室は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催日数が令和3年度は0日、令和4年度は3日となり、計画値よりも大幅に少なくなりました。令和5年度は、計画値の15日に近づく見込みです。

○災害や感染症対策に係る体制整備

具体的取組	実施状況
感染症に対する備えの検討	コロナ禍において、クラスターの発生を防止し、安定した業務継続体制の維持を支援するため、本市独自の取組として令和4年6月に市内介護サービス提供事業所へ抗原検査キットを配布しました。

基本施策 3 : 介護予防の推進と高齢者の多様な社会参加

○介護予防の推進《重点》

具体的取組	実施状況				
介護予防普及啓発事業	健康体操教室	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)	
		計画値	実績値	計画値	実績値
	開催日数(日)	32	13	32	22
	延参加者数(人)	320	152	320	256
	水中運動教室	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)	
		計画値	実績値	計画値	実績値
	開催日数(日)	12	8	12	14
	延参加者数(人)	360	116	360	258
	令和3、4年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、各教室の開催日数や参加人数を縮小して実施しました。参加者へのアンケートでは、8割以上が教室終了後も運動継続の意思があると回答しています。令和5年度は、計画通りに実施できる見込みです。				
	(課題)				
教室への参加をきっかけとして、その後の介護予防に資する運動等を継続して行う意欲が維持できるような支援を検討する必要があります。					
筋力向上トレーニング事業	元気アップ教室	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)	
		計画値	実績値	計画値	実績値
	利用人数(人)	40	13	40	21
	延参加回数(回)	440	107	440	308
	令和3、4年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、参加人数を縮小して実施しました。令和5年度は、計画通りに実施できる見込みです。				
(課題)					
教室への参加をきっかけとして、その後の介護予防に資する運動等を継続して行う意欲が維持できるような支援を検討する必要があります。					
「ふれあいいいきサロン*」の活動支援		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)	
		計画値	実績値	計画値	実績値
	支援団体数	3	2	3	4
	団体数	33	32	34	29
	令和5年度については、新規団体の開設見込みはありません。				
(課題)					
新規団体の開設及び既存のサロン運営の継続的な活動を支援していくため、市社会福祉協議会と連携し取組を行う必要があります。					

介護予防・生活支援サービス事業* における「通所型サービス」		令和 3 年度 (2021 年度)		令和 4 年度 (2022 年度)	
		計画値	実績値	計画値	実績値
	通所介護相当サービス (人/月)	200	173	210	179
	通所型サービス A (人/月)	20	8	20	8
	通所型サービス C (人/月)	5	0	5	0
令和 5 年度については、新型コロナウイルス感染症による利用控えが少なくなることから、利用者は増加する見込みです。 (課題) 通所型サービス C は、具体的な生活動作改善の目標を立て専門職による短期集中型で実施するサービスですが利用実績がありません。サービス内容やサービス対象者について検討する必要があります。					
通いの場へのリハビリテーション専門職派遣		令和 3 年度 (2021 年度)		令和 4 年度 (2022 年度)	
		計画値	実績値	計画値	実績値
	専門職派遣回数 (回/年)	—	1	6	3
令和 5 年度については、各種団体へ事業実施の周知を行ったことから、派遣回数は増加する見込みです。 (課題) 派遣の効果を検証するため、派遣後も通いの場において介護予防につながる活動が継続されているか把握する必要があります。					

○高齢者生きがい活動支援《重点》

具体的取組	実施状況					
老人クラブの活動支援			令和 3 年度 (2021 年度)		令和 4 年度 (2022 年度)	
			計画値	実績値	計画値	実績値
	団体数		33	31	33	29
	会員数（人）		1,000	903	1,000	897
	令和 5 年度については、団体数が 27 団体、会員数が 810 人となっています。 (課題) 就労年齢の上昇や趣味の多様化等の社会状況の変化もあり、新規会員数が伸びない状況です。また、会員の高齢化により解散する団体もあります。新規加入の促進や、老人クラブの担い手となる人材育成が課題です。					
生涯学習・文化活動・スポーツ活動の推進	公民館等で開催されていた老人大学の活動については、共通の目的を持つ高齢者の仲間づくりの支援を目標としていることから、令和 4 年度から各種教室を開催している公民館活動に組入れて実施しています。					

基本施策4：安心して暮らせる住環境整備

○高齢者の住まいに関する支援

具体的取組	実施状況
住宅改修等への支援	介護保険制度に基づき、令和3年度に102件、令和4年度に106件の住宅改修がありました。令和5年度については、前年度よりも増加を見込んでいます。
養護老人ホーム*への措置	環境上、経済上の理由などにより、居宅での養護又は介護が困難な高齢者に対して、令和3年度に6人、令和4年度に6人の新たな措置を行いました。令和5年度についても必要な措置を実施します。

基本施策5：住み慣れた地域で安心して生活できる体制づくり

○在宅生活の支援《重点》

具体的取組	実施状況				
生活支援体制整備事業	単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症*の高齢者が増加する中、支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、地域住民が主体となって支援する体制づくりが必要となっています。地域の支え合いの仕組みづくりを進めていくため、各地区社協圏域（柳井地区社協圏域については4生活圏域）毎に第2層協議体の設置を基本とし、市社会福祉協議会と連携して整備を推進しました。新たに平成30年度に3協議体、令和元年度に2協議体による生活支援が開始となりましたが、その後は新規の設置はなく、合計6協議体の設置に留まっています。				
	※市内全14協議体の設置を目標				
		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)	
		計画値	実績値	計画値	実績値
第2層協議体数	8	6	10	6	
	(課題)				
	高齢者の日常生活を支援する地域福祉コミュニティの形成に向けて、各地域の状況に応じた取組を推進する必要があります。				
在宅生活の支援を目的に実施した事業(生活支援体制整備を除く)	令和3年度に新型コロナウイルス感染症による生活支援対策として、タクシー、バス、離島航路を利用する際の助成券を高齢者へ交付する「高齢者おでかけサポート事業」を実施しました。令和4年度からは、高齢者福祉タクシー利用助成に代わり、交付対象者の要件を緩和し、助成金額を拡充した高齢者おでかけサポート事業を実施しています。				

その他の事業については、令和5年度も例年通りの実績を見込んでいます。

【寝具乾燥消毒サービス】

	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用者数(人)	30	23	30	14

【訪問理美容サービス】

	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用者数(人)	5	3	5	5
利用回数(回)	15	6	15	7

【はりきゅう施術費の助成】

	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用者数(人)	140	101	140	109

【日常生活用具給付事業】

	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用者数(人)	3	1	3	4

【生活管理指導短期宿泊事業】

	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用者数(人)	2	0	2	1

【住宅改修支援事業】

	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用者数(人)	5	0	5	1

【高齢者福祉タクシー利用助成】

	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用者数(人)	710	679	730	—

【高齢者おでかけサポート事業】

	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用者数(人)	—	868	—	1,865

	(課題) 利用率の低いサービスについては特に事業の周知に努めていく必要があります。
--	---

○高齢者の安心・安全の推進

具体的取組	実施状況				
成年後見制度*等の 利用促進	判断能力が不十分であるため、財産管理や契約等の法律行為における意思決定が困難な状況でも、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度*はあまり利用されていないのが現状です。成年後見制度*の趣旨でもあるノーマライゼーション*、自己決定権の尊重の理念の下、必要な人が成年後見制度*を利用できるよう、制度の利用促進に関する施策をまとめた「柳井市成年後見制度利用促進基本計画」を令和5年3月に策定しました。				
		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)	
		計画値	実績値	計画値	実績値
	利用件数(件)	5	0	5	3
	(課題)				
	基本計画に基づき地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関の整備を進める必要があります。				
高齢者虐待の防 止・早期発見	高齢者虐待については、虐待する養護者が問題を抱えており、虐待する者と虐待される者が相互に依存している場合も多く、対応が非常に困難な事例がほとんどです。高齢者虐待の防止や早期発見のため、柳井市高齢者虐待対応マニュアルに基づき、関係機関と連携し、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援に取り組んでいます。				
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)		
		実績値	実績値		
	相談件数(件)	19	10		
	対応件数(件)	17	8		

基本施策6：認知症*の人が自分らしく暮らし続けることができる環境づくり

○認知症対策の推進《重点》

具体的取組	実施状況
認知症ケアパス*の活用促進	認知症ケアパス*を市ホームページに掲載するとともに、医療機関や事業所等の窓口に設置していただき、普及啓発を図りました。

認知症サポーター*の養成	認知症*に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症*の人やその家族に対し、できる範囲で手助けする認知症サポーター*の養成を行いました。令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により認知症サポーター養成講座の開催・養成数は大幅に減少しています。 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">令和3年度(2021年度)</th><th colspan="2">令和4年度(2022年度)</th></tr><tr><th>計画値</th><th>実績値</th><th>計画値</th><th>実績値</th></tr><tr><td>認知症サポーター* (人)</td><td>3,200</td><td>3,156</td><td>3,300</td><td>3,296</td></tr></table> (課題) 地域住民に対する認知症サポーター養成講座だけでなく、企業や団体にもサポーター活動を広めていく事で、認知症*に対して正しい理解と対応ができる地域全体での取組の構築が必要となります。		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		計画値	実績値	計画値	実績値	認知症サポーター* (人)	3,200	3,156	3,300	3,296
	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)												
	計画値	実績値	計画値	実績値											
認知症サポーター* (人)	3,200	3,156	3,300	3,296											
キャラバン・メイト*の育成	認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイト*の役割を広く関係機関に周知し、育成を推進しました。令和5年度についても6名の新規登録見込みとなっています。 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">令和3年度(2021年度)</th><th colspan="2">令和4年度(2022年度)</th></tr><tr><th>計画値</th><th>実績値</th><th>計画値</th><th>実績値</th></tr><tr><td>キャラバン・メイト* (人)</td><td>85</td><td>84</td><td>87</td><td>86</td></tr></table> (課題) 認知症*の人を支援する様々な専門職が、キャラバン・メイト*として活動することで、認知症サポーター*の認知症*への理解がより深められます。より多くの職種の方がキャラバン・メイト*として活躍できるよう育成していく必要があります。		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		計画値	実績値	計画値	実績値	キャラバン・メイト* (人)	85	84	87	86
	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)												
	計画値	実績値	計画値	実績値											
キャラバン・メイト* (人)	85	84	87	86											
認知症地域支援推進員*の配置	社会福祉法人4か所に民間事業者の介護サービス事業所を加えた計5か所に2名ずつの支援推進員体制を構築し、認知症*に対する知識の普及と理解の促進、認知症高齢者及びその家族を支援する事業に取り組みました。 (課題) 認知症地域支援推進員*を日常生活圏域*に配置することで、身近に認知症*に関する相談や取組への参加のしやすさを推進していく必要があります。														
認知症初期集中支援チーム*の充実	認知症*の相談に対し、情報収集後、サポート医を含むチーム員で支援の方針を検討し、初期集中支援を包括的・集中的に行い、認知症*の人及び家族に対し支援を行いました。 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">令和3年度(2021年度)</th><th colspan="2">令和4年度(2022年度)</th></tr><tr><th>計画値</th><th>実績値</th><th>計画値</th><th>実績値</th></tr><tr><td>チーム設置数</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>6</td></tr></table> (課題) 定例会で認知症初期集中支援チーム*として支援すべきケースであるかの判断を行うため、事前に協議の場を設定する必要があります。		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		計画値	実績値	計画値	実績値	チーム設置数	3	3	3	6
	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)												
	計画値	実績値	計画値	実績値											
チーム設置数	3	3	3	6											

認知症カフェ*の運営	市内4か所で毎月1回開催しています。令和5年度については、新規設置の見込みはありません。開催回数は令和3年度、4年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により大幅に減少しましたが、令和5年度は増加する見込みとなっています。 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">令和3年度(2021年度)</th><th colspan="2">令和4年度(2022年度)</th></tr><tr><th>計画値</th><th>実績値</th><th>計画値</th><th>実績値</th></tr><tr><td>認知症カフェ*(実施か所数)</td><td>5</td><td>4</td><td>6</td><td>4</td></tr><tr><td>開催数(年間)</td><td>60</td><td>7</td><td>72</td><td>38</td></tr></table> (課題) 新規の認知症カフェ*の設置及び既存の認知症カフェ*の継続的な運営が可能となるよう支援を行っていく必要があります。		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		計画値	実績値	計画値	実績値	認知症カフェ*(実施か所数)	5	4	6	4	開催数(年間)	60	7	72	38
	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)																	
	計画値	実績値	計画値	実績値																
認知症カフェ*(実施か所数)	5	4	6	4																
開催数(年間)	60	7	72	38																
徘徊・見守りネットワークの推進	徘徊により行方不明となった高齢者等を、見守り協力事業者と連携して、重大な事故に遭う前に早期発見・保護できるよう体制を構築しています。協力事業者数は計画を上回る増加となっています。また、令和2年度から徘徊高齢者を早期発見できる仕組みとして、「認知症みまもりシール」の交付を開始しましたが、交付者数は計画値に達していません。 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">令和3年度(2021年度)</th><th colspan="2">令和4年度(2022年度)</th></tr><tr><th>計画値</th><th>実績値</th><th>計画値</th><th>実績値</th></tr><tr><td>見守り協力事業者数</td><td>75</td><td>80</td><td>78</td><td>84</td></tr><tr><td>認知症見守りシール交付者数(人)</td><td>20</td><td>5</td><td>25</td><td>5</td></tr></table> (課題) 徘徊高齢者を支援する方の不安を軽減するために、「認知症みまもりシール」制度の周知や普及に取り組んでいく必要があります。		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		計画値	実績値	計画値	実績値	見守り協力事業者数	75	80	78	84	認知症見守りシール交付者数(人)	20	5	25	5
	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)																	
	計画値	実績値	計画値	実績値																
見守り協力事業者数	75	80	78	84																
認知症見守りシール交付者数(人)	20	5	25	5																
認知症ひとり歩き探索模擬訓練の支援	地域で認知症*への理解を深め、声かけ・見守り・保護をしていく取組として、訓練を実施する法人の増加に取り組むとともに、継続して実施できるよう支援をしていきます。令和3年度、4年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により探索模擬訓練の実施はありませんでしたが、令和5年度は再開に向けて取り組んでいます。 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">令和3年度(2021年度)</th><th colspan="2">令和4年度(2022年度)</th></tr><tr><th>計画値</th><th>実績値</th><th>計画値</th><th>実績値</th></tr><tr><td>認知症ひとり歩き探索模擬訓練開催数(回)</td><td>2</td><td>0</td><td>3</td><td>0</td></tr></table> (課題) 継続して取り組むことで、認知症*への理解と具体的な対応方法を学べる機会を増やしていく必要があります。		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		計画値	実績値	計画値	実績値	認知症ひとり歩き探索模擬訓練開催数(回)	2	0	3	0					
	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)																	
	計画値	実績値	計画値	実績値																
認知症ひとり歩き探索模擬訓練開催数(回)	2	0	3	0																

基本施策 7：包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアの実現

○地域包括支援センター*の機能強化

具体的取組	実施状況
地域包括支援センター*の充実	地域包括支援センター*は、保健師・社会福祉士*、主任介護支援専門員*等の専門スタッフが配置され、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業などを高齢者に身近な地域で一体的に実施する役割を担う地域包括ケアシステムの中核機関です。高齢者を取り巻く多様で複雑化するニーズに対応するため、また、地域共生社会*を実現するため、介護予防・認知症施策等の各事業に取り組んでいます。
地域ケア会議*の実施と充実	個別課題は困難事例への対応において随時開催しており、地域課題は研修会や協議会等で検討しました。令和3年度は個別課題4件、地域課題4件、令和4年度は個別課題8件、地域課題3件を実施しました。令和5年度は個別課題18件、地域課題6件を見込んでいます。 (課題) 地域ケア会議*において複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための施策に繋げていく必要があります。
地域包括支援センター運営協議会の開催	医療、介護、福祉、その他関係団体から委員を選任しています。新型コロナウイルス感染症拡大のため令和4年度は書面で運営協議会を開催しました。また、地域包括支援センター*の事業評価を実施し、改善点等を明確にするとともに、結果を運営協議会で報告し意見をいただきました。 令和5年度は運営協議会を対面で開催しています。

2 介護保険事業の現状

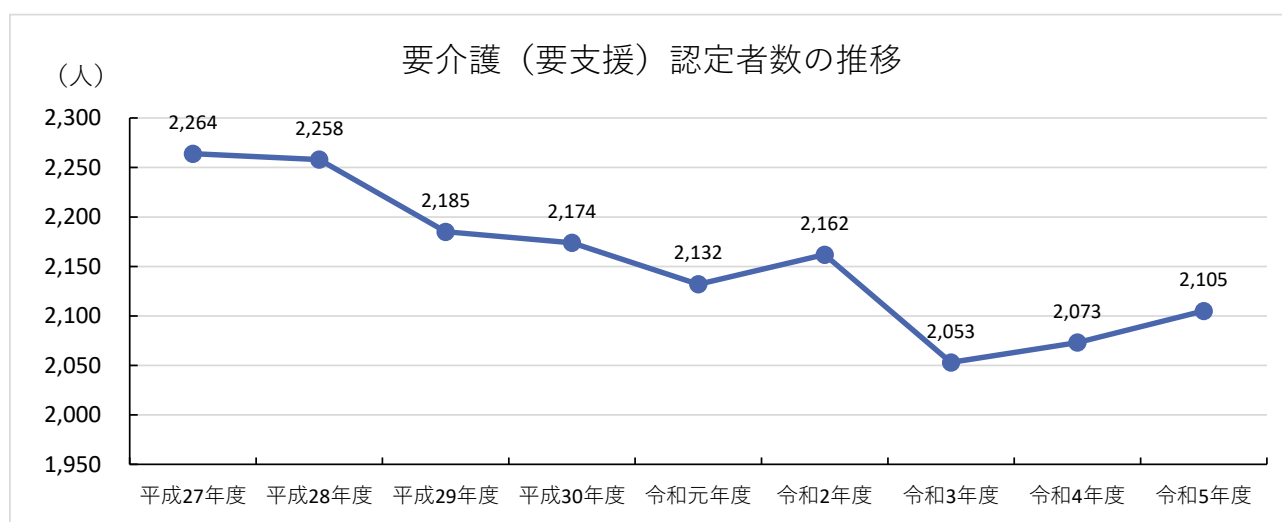
(1) 要介護（要支援）認定者数の推移

本市における「要介護（要支援）認定者数」（第2号被保険者*を含む。）は、平成27年度は2,264人で、同年以降は減少傾向が続き、令和3年度は2,053人になりました。令和4年度以降は増加に転じています。

【要介護（要支援）認定者数・認定率*の推移（人・％）】

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認定者数	2,264	2,258	2,185	2,174	2,132	2,162	2,053	2,073	2,105
第1号被保険者*数	12,006	12,139	12,128	12,087	12,054	12,004	11,900	11,829	11,731
認定率*	18.9	18.6	18.0	18.0	17.7	18.0	17.3	17.5	17.9

資料：介護保険事業状況報告（各年度9月分）

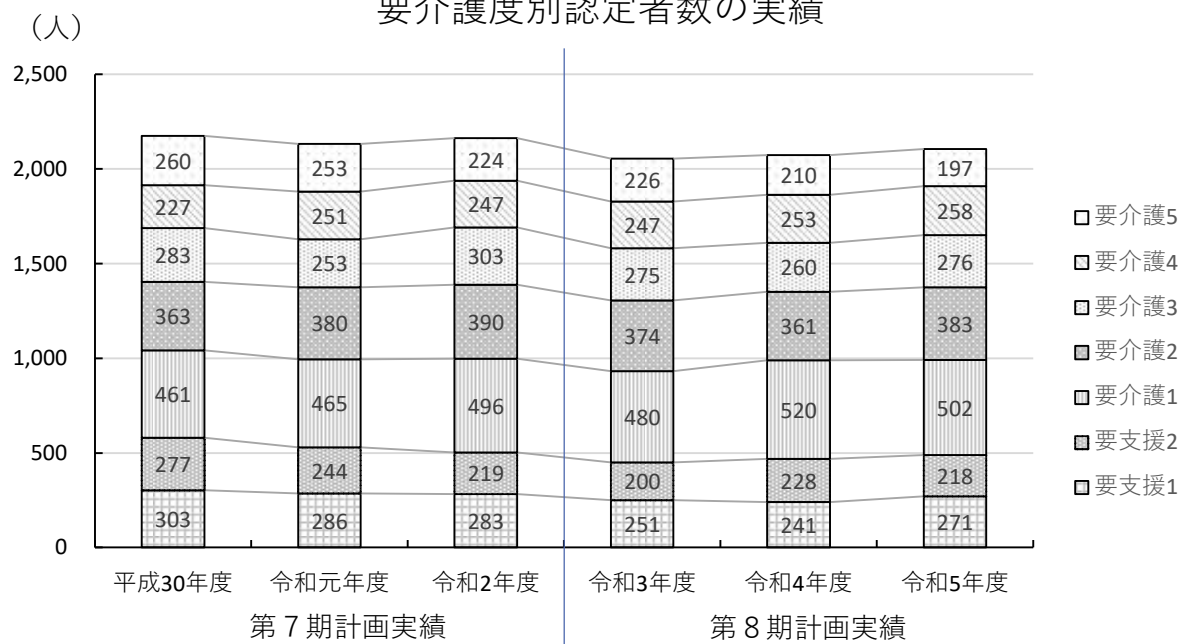


【要介護度*別認定者数の実績（人）】

	第7期計画実績			第8期計画実績		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認定者数	2,174	2,132	2,162	2,053	2,073	2,105
要支援1	303	286	283	251	241	271
要支援2	277	244	219	200	228	218
要介護1	461	465	496	480	520	502
要介護2	363	380	390	374	361	383
要介護3	283	253	303	275	260	276
要介護4	227	251	247	247	253	258
要介護5	260	253	224	226	210	197

資料：介護保険事業状況報告（各年度9月分）

要介護度別認定者数の実績

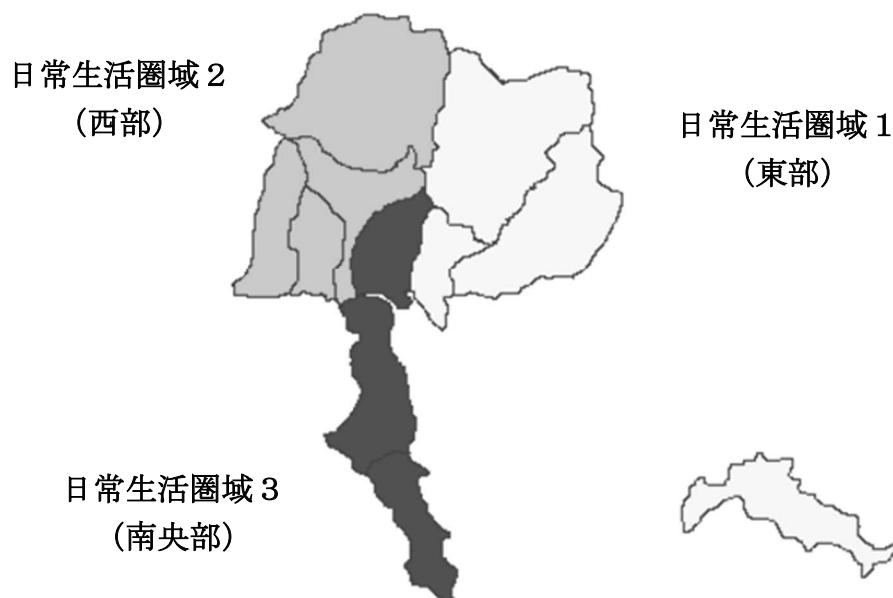


（２）日常生活圏域*

日常生活圏域*とは、市民が住み慣れた地域で、適切なサービスを受けながら生活の質を維持して暮らし続けることができるように、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付*等対象サービスを提供するための施設の整備状況を勘案し、設定するものとされています。

本市では、要介護状態になっても住み慣れた地域で介護を受けながら生活できる基盤の整備のため、３つの日常生活圏域*（東部、西部、南央部）を設定し、きめ細かい介護支援体制を推進してきました。

本計画においても、現在の３圏域の区画割は変更せず、引き続き介護支援体制を推進していきます。



- ・ 日常生活圏域 1（東部） ／柳井①、日積、平郡、大畠
- ・ 日常生活圏域 2（西部） ／柳井②、伊陸、新庄、余田
- ・ 日常生活圏域 3（南央部） ／柳井③、伊保庄、阿月

柳井①／白湯東一、白湯東二、白湯西上、白湯西下、白湯西二、江の浦、宮本東、宮本西、宮野、大屋、大屋東、千才、野地、琴風、水口、片野東、片野西、琴風団地

柳井②／尾の上、和田、忠信、広瀬、国清、迫田、下馬皿、北町、中馬皿、上馬皿、石井、黒杭、瀬戸側、土穂石、西土穂石、東向地、西向地、サントピア、一丁田団地

柳井③／北中開作、東土手、新天地、山根、山根西、姫田、今市、新町、上田、東後地、西後地、新市六、新市中、新市三、天神二、天神北、天神南、土手、北浜、亀岡、魚町、久保、金屋、古市、中野、愛宕、洲崎、南浜、東大才、中大才、西大才、みずほ、柳町、東樋の上、西樋の上、中塚、箕越東、箕越南、コープ柳井、グランビュール南町、南中開作、サントノーレ柳井中央、スイートレジデンス柳井駅前、グラン・シエロ柳井駅南、ヴィークス柳井駅南

（自治会名は令和５年１０月現在）

【日常生活圏域*の状況】

項 目 \ 圏 域	圏域 1 (東部)	圏域 2 (西部)	圏域 3 (南央部)	市内全域
人口 (人)	8,079	14,061	8,113	30,253
高齢者人口 (人)	3,671	5,023	3,169	11,863
高齢化率 (%)	45.4	35.7	39.1	39.2
要介護 (要支援) 認定者数 (人)	613	720	599	1,932
認定率* (%)	16.7	14.3	18.9	16.3
認知症者数 (人) <ランクⅡ以上>	401	453	396	1,250
施設 (介護 3 施設) 利用者数 (人)	134	147	145	426
居住系 (グループホーム・特定施設*) 利用者数 (人)	60	42	59	161
居宅・地域密着型サービス利用者数 (人)	303	360	266	926
介護サービス利用率 (対高齢者) (%)	13.5	10.9	14.8	12.8

※高齢化率：高齢者人口/人口 認定率*：要介護（要支援）認定者数/高齢者人口 介護サービス利用率：施設ほか利用者数合計/高齢者人口 令和4年10月末現在

【日常生活圏域*の施設の整備状況】

(単位：か所数)

区分	介護保険施設*				居住系サービス*			居宅サービス*					合 計
	介護老人福祉施設*	介護老人保健施設*	介護療養型医療施設*	小 計	グループホーム	特定施設入居者生活介護	小 計	訪問系事業所	通所系事業所	短期入所事業所	居宅介護支援事業所*	小 計	
圏域 1 (東部)	2	0	0	2	2	1	3	3	5	2	2	12	17
圏域 2 (西部)	1	1	0	2	2	0	2	9	7	2	3	21	25
圏域 3 (南央部)	1	1	0	2	2	2	4	4	7	2	3	16	22
合 計	4	2	0	6	6	3	9	16	19	6	8	49	64

資料：令和5年10月1日現在(休止中を除く)

※ 訪問系：訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

※ 通所系：通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

※ 短期入所：短期入所生活介護、短期入所療養介護

(3) 介護サービスの利用状況

① 施設・居住系サービス*利用状況

施設・居住系サービス利用者について、令和3年度に認知症対応型共同生活介護の事業所が1か所開設されたことから、同サービスの利用者数が増加しています。全体として、令和3年、4年度の利用者数が前年よりも減少しているサービスが多くなっています。

平成30年度の制度改正により介護医療院*が創設され、令和2年度に近隣町の介護療養型医療施設*が介護医療院*に転換したことにより、介護療養型医療施設*の利用者が介護医療院*に移行しています。

【施設・居住系サービス利用者（年間の1か月平均）】

（単位：人）

	第7期計画期間			第8期計画期間		
	平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)
A施設サービス利用者数	494	487	488	472	460	458
（うち要介護3～5）	(380)	(380)	(381)	(367)	(351)	(349)
介護老人福祉施設*	186	183	181	174	164	154
介護老人保健施設*	206	206	208	201	203	205
介護療養型医療施設*	101	93	10	0	0	0
介護医療院*	1	5	89	97	93	99
地域密着型介護老人福祉施設	0	0	0	0	0	0
B介護専用居住系サービス利用者数	70	68	70	83	89	88
認知症対応型共同生活介護	70	68	70	83	89	88
地域密着型特定施設生活介護	0	0	0	0	0	0
C介護専用以外の居住系サービス利用者数	95	85	83	84	80	82
特定施設入居者生活介護	86	79	78	80	76	75
介護予防特定施設入居者生活介護	9	6	5	4	4	7
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
合計 A + B + C	659	640	641	639	629	628

資料：地域包括ケア「見える化」システム* 令和5年度（9月月報まで）

②居宅（介護予防）サービス*の利用状況

○要介護度*別サービス受給者数の推移

居宅（介護予防）サービス受給者数は、令和３年度以降は増加傾向です。

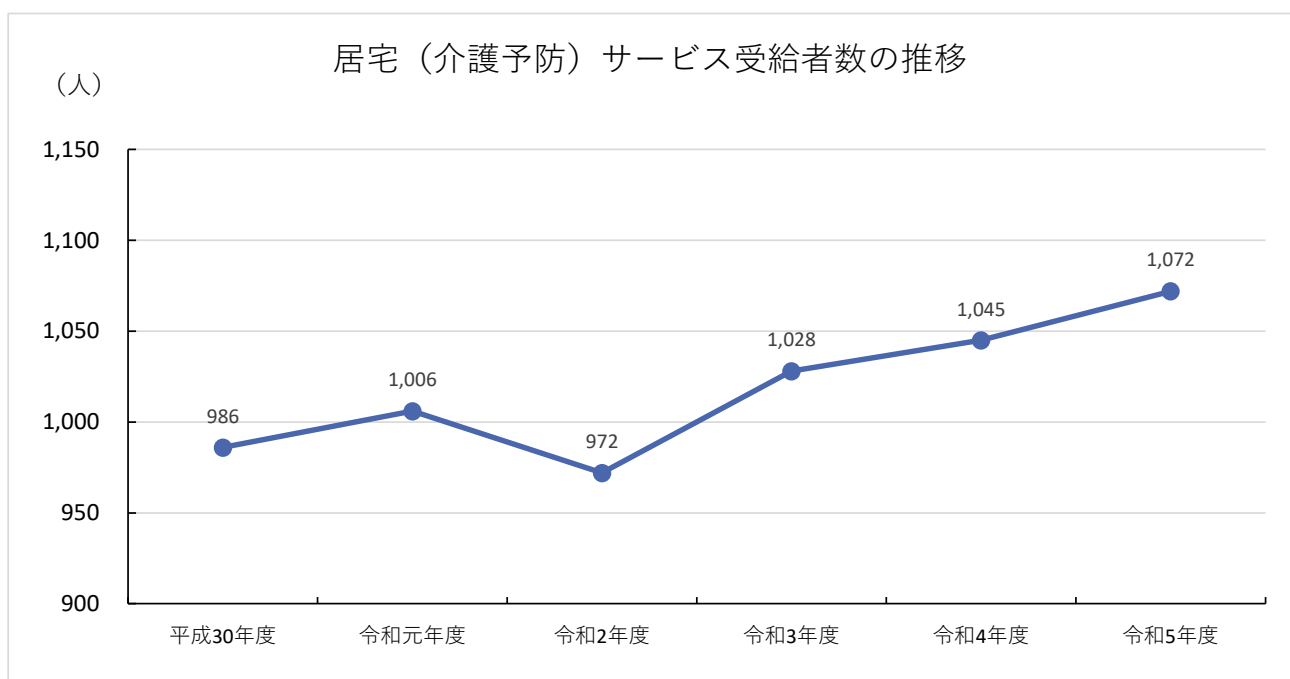
要介護度*別にみると要介護１・２が多く、重度の要介護者*は相対的に少ない状況が継続しています。

【居宅（介護予防）サービス受給者数の推移（年間の１か月平均）】（単位：人）

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
要支援１	71	62	68	71	73	68	81	70	87
要支援２	108	99	87	92	95	96	115	94	120
要介護１	301	339	325	343	340	353	342	357	353
要介護２	236	248	233	252	251	251	244	259	252
要介護３	132	121	129	132	131	124	120	129	126
要介護４	72	74	75	76	76	78	76	76	76
要介護５	66	63	55	62	62	69	67	58	58
合計	986	1,006	972	1,028	1,028	1,039	1,045	1,043	1,072

資料：介護保険事業状況報告（年報）平成30年度～令和4年度

介護保険事業状況報告（月報）令和5年度（9月まで）



③居宅（介護予防）サービス別の利用状況

○（介護予防）訪問介護（ホームヘルプ）

訪問介護	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	216	230	229	253	222	256	208	257	196
利用者割合（％）	26.7	27.2	28.1	—	25.8	—	24.5	—	22.6
利用量（回／月）	4,886	4,803	4,640	5,105	4,544	5,181	4,062	5,217	3,396
介護予防 訪問介護	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
利用者数（人／月）	0.2	—	—	—	—	—	—	—	—

※平成30年度の介護予防・日常生活支援総合事業*の開始により、平成29年4月から介護予防訪問介護が介護予防・日常生活支援総合事業*の訪問型サービスに順次移行

資料：地域包括ケア「見える化」システム* 平成30年度～令和5年度（9月月報まで）

以下同様

○（介護予防）訪問入浴介護

訪問入浴介護	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	14	16	10	13	10	13	10	13	8
利用者割合（％）	1.7	1.9	1.2	—	1.1	—	1.2	—	0.9
利用量（回／月）	62	67	34	40	35	40	37	40	25
介護予防 訪問入浴介護	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用量（回／月）	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○（介護予防）訪問看護

訪問看護	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	76	78	84	96	88	98	106	99	96
利用者割合（％）	9.4	9.2	10.3	—	10.3	—	12.4	—	11.3
利用量（回／月）	584	650	768	904	777	922	826	930	797
介護予防 訪問看護	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
利用者数（人／月）	8	5	8	6	11	7	14	7	17
利用量（回／月）	52	40	51	62	57	77	85	77	85

○(介護予防)訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーション	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	12	15	13	17	17	17	15	17	12
利用者割合（％）	1.5	1.8	1.6	—	2.0	—	1.7	—	1.4
利用量（回／月）	153	163	178	201	238	201	184	201	171
介護予防 訪問リハビリテーション	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
利用者数（人／月）	2	2	3	5	2	5	3	5	3
利用量（回／月）	24	32	35	58	35	58	38	58	35

○(介護予防)居宅療養管理指導

居宅療養管理指導	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	123	127	134	121	173	121	182	123	203
利用者割合（％）	15.3	15.0	16.4	—	20.2	—	21.4	—	23.4
介護予防 居宅療養管理指導	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
利用者数（人／月）	9	7	8	8	9	8	10	8	13

○(介護予防)通所介護（デイサービス）

通所介護	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	282	273	272	275	270	277	248	279	267
利用者割合（％）	34.9	32.3	33.3	—	31.4	—	29.2	—	30.8
利用量（回／月）	3,231	3,220	3,179	3,216	3,191	3,245	2,872	3,279	3,048
介護予防 通所介護	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
利用者数（人／月）	0.8	—	—	—	—	—	—	—	—

※平成30年度の介護予防・日常生活支援総合事業^{*}の開始により、平成29年4月から介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業^{*}の通所型サービスに順次移行

○(介護予防)通所リハビリテーション（デイケア）

通所リハビリテーション	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	114	113	110	119	115	120	121	122	138
利用者割合（％）	14.1	13.4	13.5	—	13.4	—	14.2	—	15.9
利用量（回／月）	913	865	795	751	895	758	909	771	986
介護予防 通所リハビリテーション	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
利用者数（人／月）	65	58	54	57	55	57	66	58	80

○(介護予防)短期入所生活介護（ショートステイ）

短期入所生活介護	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	74	69	50	69	49	69	52	70	55
利用者割合（％）	9.2	8.2	6.1	—	5.7	—	6.1	—	6.3
利用量（回／月）	508	546	460	600	451	600	450	612	436
介護予防 短期入所生活介護	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
利用者数（人／月）	3	3	2	3	1	3	0.4	3	0
利用量（回／月）	14	16	14	15	7	15	3	15	0

○(介護予防)短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

短期入所療養介護	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	13	14	11	13	12	13	14	13	12
利用者割合（％）	1.6	1.7	1.3	—	1.4	—	1.6	—	1.4
利用量（回／月）	78	73	58	68	68	68	75	68	86
介護予防 短期入所療養介護	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
利用者数（人／月）	0.2	0.8	0.1	0	0.2	0	0.2	0	0
利用量（回／月）	1	5	0.1	0	1	0	0.4	0	0

○(介護予防)特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	86	79	78	79	80	79	76	79	75
利用者割合（％）	10.7	9.3	9.5	—	9.3	—	8.9	—	8.6
介護予防 特定施設入居者生活介護	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
利用者数（人／月）	9	6	5	6	4	6	4	6	7

○(介護予防)福祉用具貸与

福祉用具貸与	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	403	427	441	469	449	476	449	479	487
利用者割合（％）	49.9	50.5	53.9	—	52.2	—	52.9	—	56.1
介護予防 福祉用具貸与	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
利用者数（人／月）	107	101	103	98	116	99	136	99	139

○(介護予防)特定福祉用具販売

特定福祉用具販売	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	7	6	7	8	8	8	9	8	9
利用者割合（％）	0.9	0.7	0.8	—	0.9	—	1.1	—	1.0
介護予防 特定福祉用具販売	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
利用者数（人／月）	2	3	2	2	3	2	3	2	4

○(介護予防)住宅改修

住宅改修	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	5	5	4	6	5	6	6	6	9
利用者割合（％）	0.6	0.6	0.5	—	0.5	—	0.6	—	1.0
介護予防 住宅改修	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	3	4	3	4	4	4	4	4	7

○居宅介護支援*・介護予防支援*

居宅介護支援	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	671	724	706	747	709	757	691	761	703
利用者割合（％）	83.1	85.7	86.4	—	82.5	—	81.4	—	81.0
介護予防支援*	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	160	148	144	148	158	149	184	149	198

④地域密着型（介護予防）サービス*の利用状況

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	16	16	21	18	31	20	33	22	27

○夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○(介護予防)認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	8	8	1	0	0	0	0	0	0
利用量（回／月）	74	66	10	0	0	0	0	0	0
介護予防 認知症対応型通所介護	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	0	0.2	0.2	0	0	0	0	0	0

○(介護予防)小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	39	44	44	50	42	51	42	52	52
介護予防 小規模多機能型居宅介護	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	6	5	3	6	2	6	4	6	4

○(介護予防)認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	70	68	70	90	83	90	89	90	88
介護予防 認知症対応型共同生活介護	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設 入居者生活介護	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○地域密着型介護老人福祉施設

地域密着型 介護老人福祉施設	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型 居宅介護	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	29	13	29	25

○地域密着型通所介護

地域密着型通所介護	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	163	185	179	185	179	185	173	185	194

（４）介護サービスの給付費の状況

第８期計画期間中の居宅（介護予防）サービス、地域密着型（介護予防）サービス*、施設サービス及びその他のサービスの給付実績は以下のとおりです。

【介護サービス等種類別の年度別計画及び実績給付費】

（単位：円）

	令和３年度			令和４年度			令和５年度		
	計画給付費	実績給付費	達成率	計画給付費	実績給付費	達成率	計画給付費	実績見込額	達成率
居宅サービス	919,457,000	898,420,873	97.71	928,453,000	854,589,032	92.04	936,925,000	879,483,000	93.87
訪問介護	174,442,000	155,737,379	89.28	177,174,000	141,921,193	80.10	178,316,000	147,972,000	82.98
訪問入浴介護	5,575,000	5,067,000	90.89	5,579,000	5,406,579	96.91	5,579,000	4,658,000	83.49
訪問看護	48,418,000	40,010,129	82.63	49,471,000	46,967,902	94.94	49,999,000	42,616,000	85.23
訪問リハビリテーション	6,890,000	7,527,335	109.25	6,893,000	5,626,511	81.63	6,893,000	5,810,000	84.29
居宅療養管理指導	11,191,000	13,988,354	125.00	11,197,000	14,757,580	131.80	11,378,000	15,300,000	134.47
通所介護	292,627,000	288,646,600	98.64	295,720,000	257,758,185	87.16	299,446,000	275,414,000	91.97
通所リハビリテーション	72,403,000	87,453,452	120.79	73,070,000	88,420,120	121.01	74,316,000	98,144,000	132.06
短期入所生活介護	57,321,000	42,724,891	74.54	57,353,000	42,736,230	74.51	58,501,000	45,868,000	78.41
短期入所療養介護	8,882,000	9,294,978	104.65	8,887,000	8,263,111	92.98	8,887,000	7,628,000	85.83
特定施設入居者生活介護	173,318,000	177,592,077	102.47	173,414,000	170,764,611	98.47	173,414,000	162,303,000	93.59
福祉用具貸与	65,492,000	68,130,305	104.03	66,797,000	69,315,697	103.77	67,298,000	70,923,000	105.39
特定福祉用具販売	2,898,000	2,248,373	77.58	2,898,000	2,651,313	91.49	2,898,000	2,847,000	98.24
地域密着型サービス	565,170,000	540,947,494	95.71	653,353,000	591,675,478	90.56	661,358,000	659,735,000	99.75
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	23,020,000	47,181,081	204.96	26,020,000	56,243,726	216.16	30,326,000	47,334,000	156.08
夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
地域密着型通所介護	149,707,000	140,354,324	93.75	150,154,000	125,832,839	83.80	150,154,000	135,051,000	89.94
認知症対応型通所介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
小規模多機能型居宅介護	118,357,000	99,028,849	83.67	120,673,000	94,794,575	78.55	124,372,000	112,117,000	90.15
認知症対応型共同生活介護	274,086,000	254,383,240	92.81	274,238,000	269,147,672	98.14	274,238,000	276,020,000	100.65
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-	82,268,000	45,656,666	55.50	82,268,000	89,213,000	108.44
住宅改修	4,628,000	3,716,415	80.30	4,628,000	4,508,163	97.41	4,628,000	5,500,000	118.84
居宅介護支援	111,535,000	108,355,485	97.15	113,214,000	112,291,474	99.19	113,850,000	120,630,000	105.96
介護保険施設サービス	1,656,717,000	1,547,016,223	93.38	1,789,606,000	1,516,130,500	84.72	1,789,606,000	1,575,541,000	88.04
介護老人福祉施設	593,843,000	546,349,118	92.00	607,495,000	523,932,722	86.24	607,495,000	706,831,000	116.35
介護老人保健施設	666,031,000	648,651,775	97.39	666,400,000	652,616,927	97.93	666,400,000	515,337,000	77.33
介護医療院	396,843,000	352,015,330	88.70	515,711,000	339,580,851	65.85	515,711,000	353,373,000	68.52
介護療養型医療施設	0	0	-	0	0	-	0	0	-
A 介護給付計（小計）	3,257,507,000	3,098,456,490	95.12	3,489,254,000	3,079,194,647	88.25	3,506,367,000	3,240,889,000	92.43
介護予防サービス	39,491,000	39,094,482	99.00	40,041,000	46,260,546	115.53	40,303,000	53,535,000	132.83
介護予防訪問入浴介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防訪問看護	2,549,000	2,684,160	105.30	3,019,000	3,555,024	117.76	3,019,000	3,446,000	114.14
介護予防訪問リハビリテーション	1,975,000	1,153,787	58.42	1,976,000	1,079,577	54.63	1,976,000	1,131,000	57.24
介護予防居宅療養管理指導	690,000	670,013	97.10	690,000	951,948	137.96	690,000	1,148,000	166.38
介護予防通所リハビリテーション	21,481,000	22,911,310	106.66	21,493,000	27,211,769	126.61	21,755,000	31,760,000	145.99
介護予防短期入所生活介護	1,059,000	505,755	47.76	1,060,000	191,695	18.08	1,060,000	297,000	28.02
介護予防短期入所療養介護	0	91,504	-	0	42,894	-	0	0	-
介護予防特定施設入居者生活介護	5,571,000	3,111,543	55.85	5,574,000	3,337,649	59.88	5,574,000	4,528,000	81.23
介護予防福祉用具貸与	5,622,000	7,132,348	126.86	5,685,000	9,145,582	160.87	5,685,000	10,163,000	178.77
介護予防特定福祉用具販売	544,000	834,062	153.32	544,000	744,408	136.84	544,000	1,062,000	195.22
地域密着型介護予防サービス	3,961,000	1,631,079	41.18	3,963,000	3,813,593	96.23	3,963,000	3,593,000	90.66
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,961,000	1,631,079	41.18	3,963,000	3,813,593	96.23	3,963,000	3,593,000	90.66
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防住宅改修	3,583,000	3,084,889	86.10	3,583,000	2,670,679	74.54	3,583,000	4,697,000	131.09
介護予防支援	7,960,000	8,547,405	107.38	8,018,000	9,928,932	123.83	8,019,000	11,525,000	143.72
B 介護予防給付計（小計）	54,995,000	52,357,855	95.20	55,605,000	62,673,750	112.71	55,868,000	73,350,000	131.29
給付費（A+B）	3,312,502,000	3,150,814,345	95.12	3,544,859,000	3,141,868,397	88.63	3,562,235,000	3,314,239,000	93.04
特定入所者介護サービス	96,571,000	89,498,208	92.68	87,126,000	70,843,670	81.31	87,635,000	73,919,000	84.35
高額介護サービス	79,731,000	84,925,847	106.52	79,712,000	86,111,756	108.03	80,183,000	92,376,000	115.21
高額医療合算介護サービス	8,105,000	9,500,687	117.22	8,161,000	9,921,760	121.58	8,187,000	10,922,000	133.41
審査支払手数料	3,500,000	3,268,387	93.38	3,523,000	2,990,257	84.88	3,534,000	3,168,000	89.64
合計	3,500,409,000	3,338,007,474	95.36	3,723,381,000	3,311,735,840	88.94	3,741,774,000	3,494,624,000	93.39
差額	▲ 162,401,526			▲ 411,645,160			▲ 247,150,000		

資料：介護保険事業状況報告（年報）

令和５年度の実績見込額は、６か月経過時点の実績を基に算出した見込額です。

3 将来人口の推計

(1) 将来人口の推計

本市の人口は、令和5年9月末時点では29,708人となり3万人を割り込んでいます。今後も減少で推移し、令和7年では2万8千人台に、令和22年には2万3千人を割ると予測されています。

一方、高齢者の人口は、令和5年が11,766人で、減少が続くものの1万1千人台を維持し、令和17年には1万人台に、令和27年には1万人を割ると予測されています。

65歳から74歳までの前期高齢者は、令和17年まで減少を続けることが予測される一方、75歳以上の後期高齢者については増加が続き、令和12年にピークを迎え、その後は減少に転じると予測されています。

高齢化率は、令和5年が39.6%で、令和6年には40%を超え、その後も増加を続ける見込みとなっています。

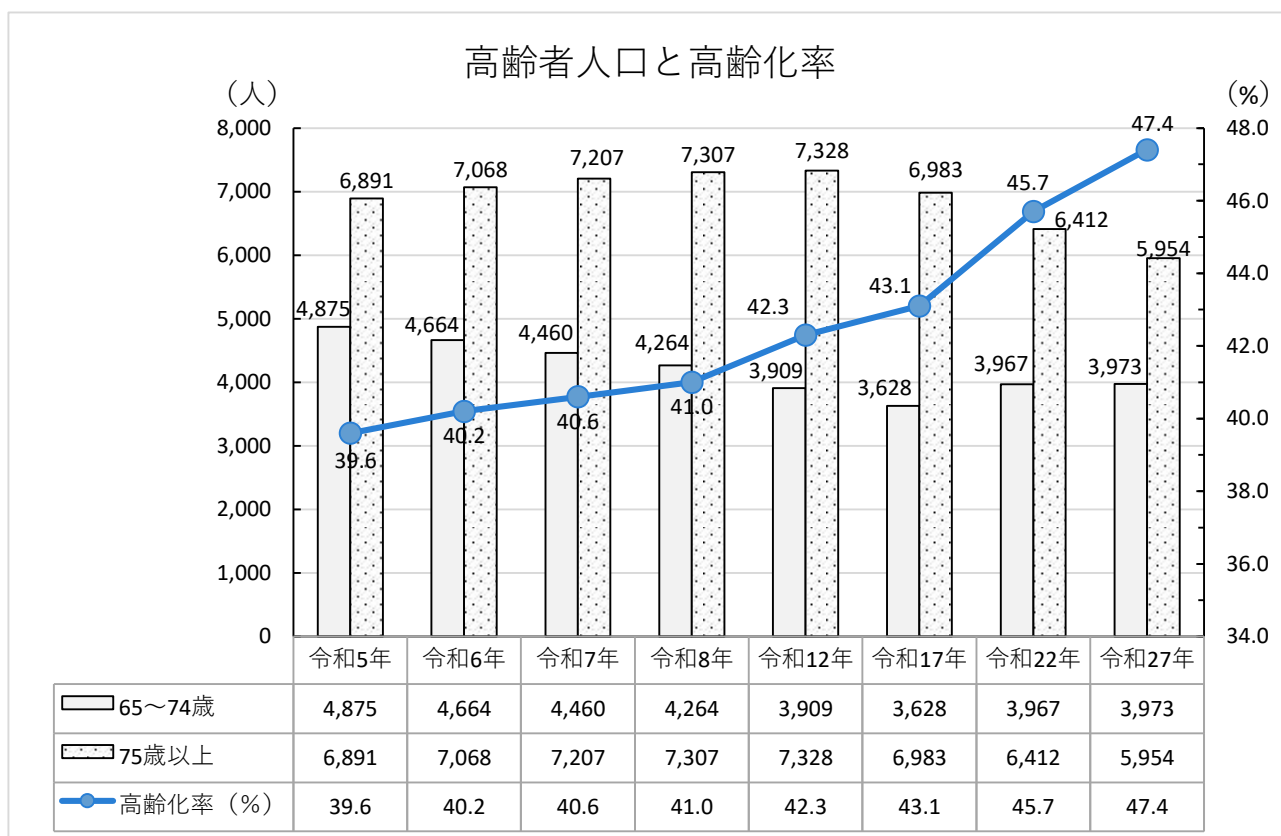
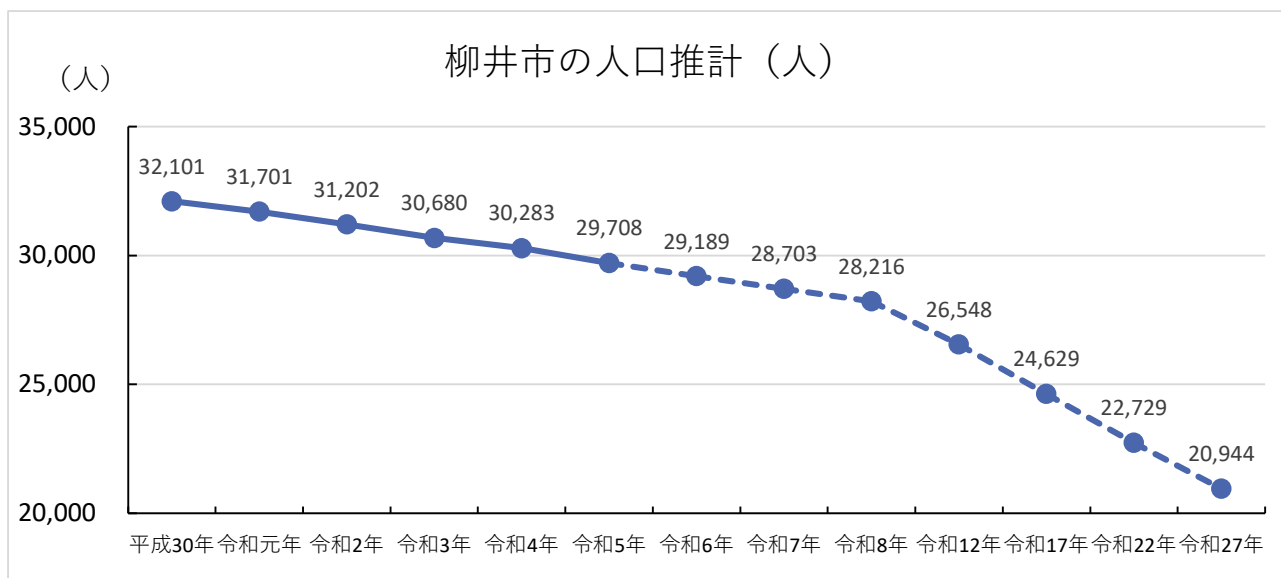
このように本市においては、総人口の減少が進むとともに、高齢者人口は緩やかに減少していくものの、後期高齢者は増加し、高齢化率の増加は継続していくと見込まれるため、引き続き高齢者に対する施策の推進が重要です。

【柳井市の人口推計】

	実績	推計						
	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
総人口（人）	29,708	29,189	28,703	28,216	26,548	24,629	22,729	20,944
年少人口 14歳以下	2,901	2,734	2,570	2,412	2,325	2,076	1,958	1,851
生産年齢人口 15～64歳	15,041	14,723	14,466	14,233	12,986	11,942	10,392	9,166
老年人口 65歳以上	11,766	11,732	11,667	11,571	11,237	10,611	10,379	9,927
高齢者人口（人）	11,766	11,732	11,667	11,571	11,237	10,611	10,379	9,927
65～74歳	4,875	4,664	4,460	4,264	3,909	3,628	3,967	3,973
75歳以上	6,891	7,068	7,207	7,307	7,328	6,983	6,412	5,954
高齢化率（%）	39.6	40.2	40.6	41.0	42.3	43.1	45.7	47.4

実績：住民基本台帳（令和5年9月末現在）

推計：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」の柳井市における将来推計人口を基に算出しています。（各年10月1日現在）



（２）要介護（要支援）認定者の推計

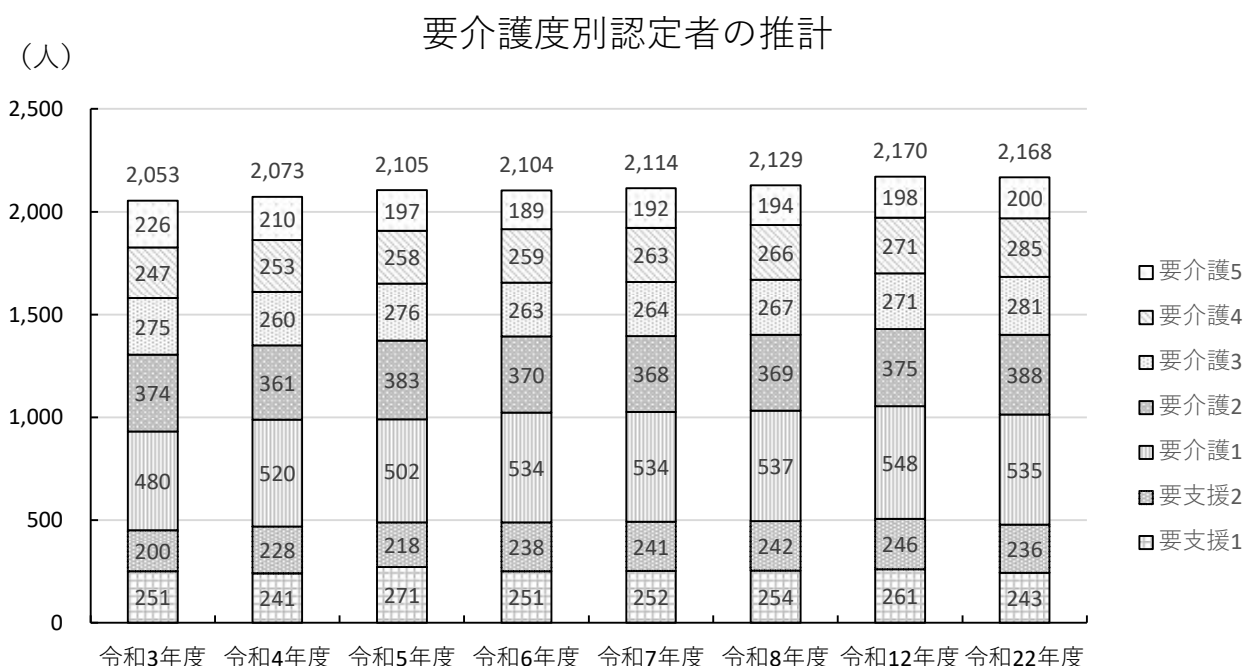
介護保険サービス対象者の基礎となる令和６年度以降の要介護（要支援）認定者数は、過去の認定率*の変化が将来にわたって一定であると仮定し、認定率*の各年度の推計値を各年度の被保険者数に乗じて推計しました。

要介護（要支援）認定者数（第２号被保険者*を含む。）は、第８期計画期間では微増で推移してきました。第９期計画期間以降においても微増で推移し、令和２２年度以降は高齢者（６５歳以上）に占める７５歳以上の割合が減少することから、減少していくものと見込まれます。

【要介護度*別認定者数の推計（人・％）】

	第8期計画実績			第9期計画推計			令和12 年度推計 (2030年度)	令和22 年度推計 (2040年度)
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)		
認定者数	2,053	2,073	2,105	2,104	2,114	2,129	2,170	2,168
要支援1	251	241	271	251	252	254	261	243
要支援2	200	228	218	238	241	242	246	236
要介護1	480	520	502	534	534	537	548	535
要介護2	374	361	383	370	368	369	375	388
要介護3	275	260	276	263	264	267	271	281
要介護4	247	253	258	259	263	266	271	285
要介護5	226	210	197	189	192	194	198	200
第1号被保険者数	11,900	11,829	11,731	11,694	11,629	11,533	11,147	10,315
認定率*	17.3	17.5	17.9	18.0	18.2	18.5	19.5	21.0

資料：介護保険事業状況報告（各年度９月分）（令和３年度～令和５年度）



第4章 計画の基本的考え方

1 本計画の目指す方向（地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会*の実現）

本市の高齢化率は、令和5年（2023年）9月末現在で39.6%となっており、県内でも高齢化率は高く「超高齢社会」と言えます。本市の高齢者人口は減少傾向にありますが、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）の減少も進み、令和6年（2024年）には高齢化率が40%を超え、その後も引き続き上昇する見込みです。

高齢化が進展する中、医療・介護を必要とする高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加が見込まれる一方、地域の高齢者介護を支える現役世代の減少等が想定されます。

令和4年11月に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果によれば、高齢者の多くは、介護が必要になった場合でも、「自宅で暮らしたい」という意向を持っています。その意向を実現していくためには、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を深化させ推進していくとともに、地域の自主性や主体性に基づき、介護予防や地域づくり等に一体的に取り組むことで地域共生社会*の実現を図っていくことが必要です。

令和7年（2025年）には65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症*と見込まれています。認知症*は誰にもなりうるものであり、家族や身近な人が認知症*になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。令和元年にとりまとめられた認知症施策推進大綱*にある「共生」と「予防」の基本的考え方に沿って、認知症*の発症を遅らせ、認知症*になっても尊厳と希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症施策を推進する必要があります。

本市では、平成29年3月に策定した第2次柳井市総合計画に基づき、前期計画では「健康で安心して暮らせる、人にやさしいまちづくり」を基本理念として定め、各施策を推進してまいりました。

本計画においても、前期計画で定めた基本理念を引き続き掲げ、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会*の実現にむけて、高齢者施策の推進を図ります。



2 基本理念と基本目標

本市のまちづくりの指針である「第2次柳井市総合計画」は、平成29年3月に策定されました。この総合計画では、「すべての市民が健康で安心して暮らせる、人にやさしいまちづくり」を健康・福祉分野の基本目標に掲げ、その実現を目指しています。

令和5年3月に策定された「第4期柳井市地域福祉計画・柳井市地域福祉活動計画」では、地域福祉実現の基本理念として「共に支えあい えがおで暮らせる 福祉のまちづくり」を掲げ、全ての人が、年齢、性別、障がいの有無などにに関わりなく互いに助け合って自分らしくいきいきと暮らしていける地域共生社会*の実現を目指すとともに、人にやさしい福祉のまちづくりの実現に向けて施策を推進しています。

本計画は、「第2次柳井市総合計画」を補完する分野別計画である「第4期柳井市地域福祉計画」の高齢者福祉に係る個別計画として位置付けられることから、「第2次柳井市総合計画」の健康・福祉分野の基本目標を本計画の基本理念とし、また前期計画の基本目標を承継し、高齢者福祉施策の推進を図ります。

基本理念

健康で安心して暮らせる、人にやさしい まちづくり

基本目標

- ・ お互いに認め合い、支えあう、地域福祉コミュニティを形成します
- ・ いつまでもいきいきと、安心して暮らせる社会をめざします

3 高齢者福祉の基本施策と重点的な取組

(1) 高齢者福祉の基本施策

基本理念、基本目標を基に、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、次の基本施策に取り組みます。

基本施策 1 在宅医療・介護連携を図るための体制の整備【医療】

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるためには、在宅医療と介護が切れ目なく一体的に提供されるよう更なる体制の整備が重要です。
- ・ 医療や介護の関係者で構成されるネットワーク会議において、高齢者を取り巻く現状の把握、分析、課題の抽出を行います。またPDCAサイクル*により施策を推進し、地域の実情に応じた提供体制の構築を目指します。
- ・ 在宅医療・介護連携を推進するため、柳井医師会と協働で、在宅医療・介護関係者に関する相談支援の強化、情報共有の支援、研修会の開催など医療や介護の関係者の顔の見える関係づくりを推進します。
- ・ 住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要となったときに必要なサービスを適切に選択できるよう、本人による事前の意思決定を支援するACP*の普及啓発に努めます。

基本施策 2 介護サービス提供体制の整備とサービスの質の維持・向上【介護】

- ・ 介護保険サービスにおいては、中長期的な観点から介護給付等対象サービスの確保に努めるとともに、介護保険制度の円滑な利用を促し、利用者が適切にサービスを利用できるよう、事業者情報の提供等に努めます。
- ・ 医療と介護の両方にニーズのある高齢者の在宅生活を維持し、また働きながら在宅で介護している家族等の就労継続を支援するため、多様なサービスを柔軟に提供できる定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護への理解を図り、利用を促進していきます。
- ・ 少子高齢化が進展し、介護分野の人的制約が強まる中、ケアの質を確保しながら継続して必要なサービスが提供できるよう、介護現場の安全の確保やリスクマネジメントの重要性について理解を深め、働きやすい環境づくりや生産性の向上の推進に必要な情報の提供、支援を行います。
- ・ 介護保険事業の円滑な運営を図るため、介護給付*の適正化に努めるとともに、介護サービス事業者に対する運営指導等を通じて、適正な運営の確保を図ります。
- ・ 介護保険サービスや生活支援サービスの提供、各種相談に応じることで、在宅で要介護者*を介護している家族等の介護負担の軽減を図ります。

- ・ 近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護事業所、関係部署と連携して、災害・感染症対策に係る体制整備を図ります。

基本施策3 介護予防の推進と高齢者の多様な社会参加【予防】

- ・ 高齢者の健康づくりの目標は、単に運動機能や栄養状態といった、身体機能の改善だけを目指すものではなく、身体的、心理・精神的、社会的フレイルに対して、総合的に取り組んでいくことが大切です。高齢期の特徴を考慮した健康に関する正しい知識の普及啓発、高齢化に伴う機能低下を防ぐための取組を進めるとともに、高齢者一人ひとりがそれぞれの生きがいを持って積極的に地域社会へ参加できるよう、高齢者を対象とした通いの場の整備やリハビリテーション専門職の関与の促進を進め、介護予防・健康増進への支援に取り組みます。
- ・ 要介護（要支援）者がリハビリテーションの必要性に応じてリハビリテーションサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築することが求められています。生活期におけるリハビリテーションの重要性に鑑み、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションサービスの利用率の上昇に取り組みます。
- ・ 高齢者ができる限り健康を保持し、社会との関わりを持ち続けることができるよう、高齢者の社会参加を通じた生きがいづくりを促進します。
- ・ 「柳井市健康づくり計画」と連携を図り、日常の健康管理を支援し、相談や各種講座などの事業を通じて健康づくりを推進します。

基本施策4 安心して暮らせる住環境整備【住まい】

- ・ 介護保険制度に基づき、身体能力の低下により生活に支障をきたしている住居について、手すりの取付けや段差の解消等を行うことにより、住環境を整備し、在宅生活の維持及び安全性の向上を図ります。
- ・ 虚弱やひとり暮らしなど、見守りや生活支援が必要な高齢者が、所得や要介護度*に応じて安心して生活ができる住まいを選択できるよう、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅*等、多様な住まいの情報提供に努めるとともに、住み慣れた地域での生活が維持できるよう、関係団体や公営住宅を所管する部署と連携し、住まいに関する相談や支援に取り組みます。

基本施策5 住み慣れた地域で安心して生活できる体制づくり【生活支援】

- ・ 地域住民、ボランティアの主体的な取組による地域の支え合いの仕組みづくりを進めていくため、市社会福祉協議会と連携し、地区社協や生活圏域を基本とした協議体*の設置や生活支援コーディネーター*の配置に取り組みます。
- ・ 住み慣れた地域で高齢者が自立して生活できるよう、ニーズに対応したきめ細やかな生活支援サービスの充実を図ります。
- ・ 高齢者の移動支援として、交通機関の利用助成を継続して実施するとともに、高齢者の移動支援に対する仕組みづくりに努めます。
- ・ 高齢者の尊厳と権利を擁護するため、日常生活自立支援事業、成年後見制度*等の利用促進及び高齢者虐待の防止、早期発見・対応に取り組みます。
- ・ 住み慣れた地域で高齢者が自立して生活できるよう、ニーズに対応した日常生活を継続するための支援や見守り体制の充実を図ります。

基本施策6 認知症*の人が自分らしく暮らし続けることができる環境づくり

- ・ 認知症*の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、認知症*の人やその家族の方の意見も踏まえて認知症バリアフリー*を推進します。
- ・ 認知症サポーター*の養成、キャラバン・メイト*の育成等を通じた認知症*に関する理解促進、周知を図るとともに認知症ケアパス*の活用促進に取り組みます。
- ・ 認知機能低下のある人（軽度認知障害を含む）や認知症*の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター*、認知症地域支援推進員*、認知症初期集中支援チーム*、認知症疾患医療センター等の更なる質の向上や連携の強化を推進します。
- ・ 介護する介護者の負担軽減や生活と介護の両立が図れるよう、認知症*の人及びその介護者が集う認知症カフェ*等の取組を推進します。
- ・ 認知症*の人が安心して外出できるよう、見守りネットワークの構築やチームオレンジの整備等の地域における支援体制の整備を推進します。

基本施策7 包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアの実現

- ・ 地域包括支援センター*は、保健師・社会福祉士*・主任介護支援専門員*等の専門スタッフが配置され、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業などを高齢者に身近な地域で一体的に実施する地域包括ケアシステムの中核的機関として役割を果たしていきます。

- ・ 職員のスキルアップを推進し、介護予防ケアマネジメント*、総合相談、権利擁護、居宅介護支援事業所*の介護支援専門員*の支援、地域ケア会議*の充実など、地域の高齢者支援のけん引的な役割を果たします。
- ・ 医療関係者、介護保険事業者、民生委員・児童委員など多様な職種や機関との連携協働により「個別地域ケア会議」を定期、随時に開催します。複数の個別事例の検討を通じて地域課題を明らかにし、既存の会議も活用しながら地域支援ネットワークの構築につなげます。

（２）重点的な取組項目

前期計画においては、団塊の世代*が 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）及び団塊ジュニア世代*が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が、切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の進化、推進に向けて取組を進めてきました。

特に本市の取組として、①在宅医療・介護連携の推進、②介護予防の推進、③高齢者の生きがい活動支援、④在宅生活の支援、⑤認知症対策の推進に重点的に取り組んできたところです。

本計画においては、基本理念、基本目標に基づき、「地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会*の実現」を図るため、前期計画を踏襲しながら、生産年齢人口の急減を見据え、中長期的な視点で下記を重点的に取り組む事項として定めます。

重点事項 1 「在宅医療・介護連携の推進」

重点事項 2 「介護予防の推進」

重点事項 3 「高齢者の生きがい活動支援」

重点事項 4 「在宅生活の支援」

重点事項 5 「認知症施策の推進」

4 施策の体系

重点事項

本計画は以下の施策体系に基づき、各種事業を展開していきます。

基本理念	基本目標	基本施策	取組目標
健康で安心して暮らせる、人にやさしい まちづくり	『いつまでもいきいきと、安心して暮らせる社会をめざします』 『お互いに認め合い、支えあう、地域福祉コミュニティを形成します』	1 在宅医療・介護連携を図るための体制の整備	在宅医療・介護連携の推進
		2 介護サービス提供体制の整備とサービスの質の維持・向上	介護サービス施設の整備
			介護保険事業の円滑な運営
			介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等
			介護を行う家族への支援の充実
			災害・感染症対策に係る体制整備
		3 介護予防の推進と高齢者の多様な社会参加	介護予防の推進
		4 安心して暮らせる住環境整備	高齢者の生きがい活動支援
			健康づくりへの支援
		5 住み慣れた地域で安心して生活できる体制づくり	在宅生活の支援
		6 認知症*の人が自分らしく暮らし続けることができる環境づくり	高齢者の安心・安全の推進
			認知症施策の推進
		7 包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアの実現	地域包括支援センター*の機能強化

第5章 施策の展開

基本施策1 在宅医療・介護連携を図るための体制の整備

(1) 在宅医療・介護連携の推進

重点事項1

高齢者が医療を必要とする状態であっても、住み慣れた地域で可能な限り安心して暮らし続けることができるよう、医療と介護が連携した体制整備を推進していく必要があります。

医療ニーズと介護ニーズの両方を併せ持つ慢性疾患や認知症*等の高齢者の増加が見込まれる中、本人や家族の希望に基づき住み慣れた地域で充実した生活を送れるよう、多職種による顔の見える関係づくりにより医療と介護の関係者の円滑な連携を更に進めるとともに、医療ニーズに対応した介護サービスの充実等を図ります。

また、高齢者を取り巻く現状分析や課題の抽出、施策立案を行い、高齢者の実情に応じた目指すべき姿を設定し、実行、評価を繰り返すPDCAサイクル*により施策を推進していきます。

1 医療・介護関係者会議の開催（高齢者支援課）

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を推進するため、令和5年度から医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、介護保険事業者など医療と介護の関係者が参画する在宅医療介護連携ネットワーク会議を開催しています。日常の療養支援、入退院支援、病状の急変時の対応、看取り等を意識した情報交換による状況の把握、現状の分析や課題の抽出、対応策の検討を行います。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
在宅医療介護 連携ネットワーク 会議（回）	—	—	6	6	6	6

2 在宅医療・介護連携相談体制の充実（高齢者支援課）

在宅医療と介護の関係者等からの在宅医療と介護の連携に関する相談窓口を、柳井市地域包括支援センターが担っています。退院の際の医療関係者と介護関係者の連携調整や、患者・利用者又は家族の要望を踏まえて、地域の医療機関や介護事業者等に相互の紹介を行う等、在宅医療・介護連携の取組を継続して支援します。

3 医療・介護連携の情報共有の支援（高齢者支援課）

医療と介護の関係者がそれぞれの役割等について理解を深め、連携に必要な情報を集約した「医療・介護連携マップ」を活用し、医療と介護が連携してサービス提供できる体制づくりを進めます。

また、今後在宅医療や介護の需要の拡大が予測される中、マンパワーの不足が懸念されることから、効率的に情報共有ができるネットワークシステムを構築するため、医療・介護の関係職種が協働でICTツールの活用を推進していきます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
医療・介護連携 マップ活用率 (%)	73	78	80	80	80	80

4 医療・介護関係者の研修（高齢者支援課）

地域医療・介護関係者の連携強化を図るため、多職種でのグループワーク等の研修を通じて、地域の医療・介護関係者がお互いの業務の現状、専門性や役割等を知り、意見交換ができる顔の見える関係を構築する等の、現場レベルでの在宅医療と介護連携が促進される研修会を開催します。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
研修会の開催数 (回)	3	2	3	3	3	3

5 地域住民への普及啓発（高齢者支援課）

地域の在宅医療・介護連携を推進するため、医療・介護関係職種の連携だけでなく、地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるよう、ACP*「アドバンス・ケア・プランニング」の普及を促進していきます。

基本施策２ 介護サービス提供体制の整備とサービスの質の維持・向上

(１) 介護サービス施設の整備

本市が実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果によると、介護が必要になった場合の居住の意向では、「自宅で暮らしたい」が59.3%と在宅生活を希望する人が高い割合となっていますが、「高齢者向けの住宅や介護施設などで暮らしたい」も28.4%となっています。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができることを目指す「地域包括ケアシステム」の構築を推進し、地域共生社会*の実現を図るため、在宅介護を支える地域密着型サービスの整備量と、高齢者の多様な介護ニーズの受け皿となっている施設・居住系サービス*の整備量の中長期的な視点から見込んでいます。

6 施設・居住系サービス施設の整備（高齢者支援課）

本市の介護保険施設等については、前期計画までの計画的な整備により一定程度の整備がなされています。

本計画期間での施設・居住系サービス*等の整備については、その整備方針、見込量及び入所申込状況等に基づく検討の結果、施設整備計画を以下のとおりとします。

区分	現状	整備方針等
介護老人福祉施設* (特別養護老人ホーム)	4 施設 定員 210 人	本計画期間での新規整備は見込んでいません。
介護老人保健施設*	2 施設 定員 200 人	本計画期間での新規整備は見込んでいません。
介護医療院*	施設なし	本市には、介護医療院*は所在していませんが、隣接町にあって多くの方が利用しています。令和5年度に58床が医療病床から介護医療院*へ転換されたことも踏まえ、本計画期間での新規整備は見込んでいません。
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	軽費老人ホーム* (混合型一般) 50 人 有料老人ホーム* (混合型一般) 30 人 養護老人ホーム* (混合型外部) 50 人	本施設については、入所待機者も少なく、既存の特定施設入居者生活介護事業所によるサービス提供で対応できていると判断されること、市内を含め近隣市町に一定数の住宅型有料老人ホーム及びサービス付高齢者向け住宅があることから本計画期間での新規整備は見込んでいません。

7 地域密着型サービス施設の整備（高齢者支援課）

本計画期間中の地域密着型サービスについては、整備方針及び見込量等に基づく検討の結果、施設整備計画を以下のとおりとします。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

		既整備 か所数	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
整備か所数	日常生活圏域 1(東部)	0	【整備方針】 市内施設の稼働状況や給付実績から既存事業所でのサービス提供に余力があると判断されるため、本計画期間では新規整備を見込みませんが、医療の対応が可能な 24 時間サービスであり、「地域包括ケア」の要となるサービスとして、より一層の利用を促進します。		
	日常生活圏域 2(西部)	0			
	日常生活圏域 3(南央部)	1			
合計		1			

小規模多機能型居宅介護

		既整備 か所数	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
整備か所数	日常生活圏域 1(東部)	1 (29 人)	【整備方針】 令和 3 年度に同様の機能を有する看護小規模多機能型居宅介護の新規整備を行ったこともあり、市内施設の稼働状況や給付実績から既存事業所でのサービス提供に余力があると判断されるため、本計画期間での新規整備は見込んでいません。		
	日常生活圏域 2(西部)	0			
	日常生活圏域 3(南央部)	1 (29 人)			
合計		2 (58 人)			

看護小規模多機能型居宅介護

		既整備 か所数	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
整備か所数	日常生活圏域 1(東部)	0	【整備方針】 令和 3 年度に日常生活圏域 2（西部）に 1 か所の新規整備を行いました。施設の稼働状況や給付実績から既存事業所でのサービス提供に余力があると判断されるため、本計画期間での新規整備は見込んでいません。		
	日常生活圏域 2(西部)	1 (29 人)			
	日常生活圏域 3(南央部)	0			
合計		1 (29 人)			

認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）

		既整備 か所数	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
整備か所数	日常生活圏域 1(東部)	2 (27 人)	【整備方針】 令和 2 年度に日常生活圏域 2（西部）に 1 か所の新規整備を行ったことで、日常生活圏域毎に 2 か所ずつの整備が完了しています。市内施設の稼働状況や給付実績から本計画期間での新規整備は見込んでいません。		
	日常生活圏域 2(西部)	2 (36 人)			
	日常生活圏域 3(南央部)	2 (27 人)			
	合計	6 (90 人)			

8 住宅型有料老人ホーム及びサービス付高齢者向け住宅の設置状況（高齢者支援課）

本市にある特定施設入居者生活介護の指定を受けていない住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅*は以下のとおりです。令和 3 年度に、住宅型有料老人ホームが 1 か所（定員 27 人）開設されました。

類 型	施設数	定員又は戸数
住宅型有料老人ホーム	3	73 人
サービス付高齢者向け住宅	2	59 戸

※令和 5 年 9 月 1 日現在

9 共生型サービス事業所の円滑な導入（社会福祉課・高齢者支援課）

地域共生社会*の実現に向けて、障害福祉サービスを利用していた障がい者が、65 歳以上になっても使い慣れた障害福祉サービス事業所を継続利用できるよう、「共生型サービス」が位置付けられました。介護保険事業計画と障害者福祉計画との整合性を図り、一体的に取り組むことで、高齢者となった障がい者が必要なサービスを、希望する事業所で受けることができるよう取り組みます。

(2) 介護保険事業の円滑な運営

効果的・効率的な介護給付*を推進するためには、要介護認定を適正かつ公正に行い、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことが重要です。またこれにより適切なサービス提供の確保とその結果としての費用の効率化を通じた介護給付*の適正化を図ることが、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

介護保険の適正な運営と介護保険サービスの質の向上を図るため、引き続き、介護保険サービス事業所への指導等を通じて、事業の適正化に取り組みます。

10 介護保険制度や介護サービス事業者の情報提供（高齢者支援課）

介護保険制度の説明や市内の介護サービス事業所の情報を提供するため、ホームページに掲載するとともに、介護保険サービスの利用を希望される方には、「利用者の手引き」や事業所の情報を掲載した「介護サービス事業者一覧」を配布します。

11 介護サービス事業者に対する運営指導（高齢者支援課）

市内の介護保険サービス事業者を対象に、計画的に運営指導を実施し、適正な運営の確保及びサービスの質の向上を図ります。また、運営基準違反や不正請求等が疑われる場合には監査を実施し、是正、改善を求めます。なお運営指導の際には、介護保険サービス事業者の負担を軽減するため、指導の標準化・効率化に努めます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
地域密着型事業者運営指導数 (件)	6	7	4	6	7	4

※令和4年4月から名称が「実地指導」から「運営指導」に改められました。

12 要介護認定の適正化【介護給付適正化事業】（高齢者支援課）

要介護認定をより適正かつ公平に行うため、新規申請者や区分変更申請者の認定調査*については本市直営で実施するとともに、調査票の点検を実施します。また、要介護認定を遅延なく実施するため、認定審査会や認定事務の簡素化・効率化を進めます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
点検実施率 (%)	100	100	100	100	100	100

13 ケアプラン*の点検【介護給付適正化事業】（高齢者支援課）

給付適正化主要事業の再編に伴い、「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」を親和性の高い「ケアプランの点検」に統合します。

ケアプランについては、質の向上を図るために、利用者の状態にあった適切なケアプランに基づく適正な給付がされるよう、点検・支援を実施します。

住宅改修の点検については、住宅改修工事を実施する前に受給者宅の実態確認又は工事費の見積書の点検を行うとともに、施工後の竣工写真の確認や訪問調査等による点検を実施します。

また、福祉用具の購入・貸与については、訪問調査（介護支援専門員*によるものも含む。）を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を点検することにより、利用者の状況に応じた福祉用具の適切な利用を進めます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
ケアプラン点検 実施件数（件）	12	11	11	11	11	11

14 縦覧点検・医療情報との突合【介護給付適正化事業】（高齢者支援課）

縦覧点検及び医療情報との突合は、国民健康保険団体連合会への委託等により実施します。

・縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬*の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等を点検します。縦覧点検10帳票のうち、5帳票以上の点検を実施します。

・医療情報との突合

医療担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の医療情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求等の確認を行います。

15 介護給付費の通知（高齢者支援課）

受給者本人に対して、事業者からの介護報酬*の請求及び費用の給付状況等を通知します。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
発送回数（回）	年3回	年3回	年3回	年3回	年3回	年3回

(3) 介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等

少子高齢化が進むとともに、全国的に生産年齢人口（15歳～64歳）が減少し、介護を担う人材の不足が問題となっています。本市においても、令和5年9月末時点において高齢者1人に対応する生産年齢人口は1.3人となっており、令和22年には1.0人まで減少することが予想されます。令和5年度に実施した介護事業者調査でも「職員の確保」は運営上の最も大きな課題となっています。

介護人材の確保・定着の取組として、将来の担い手となる若者等に介護の仕事の魅力について積極的に発信するとともに、介護従事者の業務負担軽減と介護現場における作業効率の向上を図るため、介護事業者に対し業務の効率化等に必要な情報提供、支援を行っていきます。

16 学校教育等との連携による将来的な担い手の育成（学校教育課・高齢者支援課）

教育委員会や介護サービス事業者と連携・協力し、学校でのキャリア教育の場等における、職場見学・職場体験活動、福祉・介護に関する学習、福祉ボランティア活動などの取組を進めることにより、介護分野に対する理解を深め、将来的な福祉・介護分野の担い手の育成を推進します。

17 介護分野への多様な人材の参入促進（高齢者支援課・社会福祉課）

若年層、子育てを終えた層や他業種からの介護分野への就労を促し、また離職した介護福祉士等の再就職を促すため、介護の仕事の魅力を発信するとともに、就労を希望される方への必要な情報提供や支援を行っていきます。

また、山口県の委託事業として山口県福祉人材センターが実施している、介護現場への元気高齢者等の「介護助手」としての参入事業と連携し、市内介護サービス事業所への必要な情報提供、支援を行っていきます。

18 はたらきやすい職場環境づくりの推進（高齢者支援課）

令和3年度介護報酬改定において、全ての介護サービス事業者に対し、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。このような状況も踏まえ、介護従事者の働きやすい環境づくりのため、運営指導等を通じて介護サービス事業者に対しハラスメント対策の取組の徹底と強化を図っていきます。

また、介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進のため、介護サービス事業所から提出された事故報告書を分析し、運営推進会議等の機会を通じて情報の共有を図ることで、安全な職場づくりを支援していきます。

19 介護現場への介護ロボット等導入支援（高齢者支援課）

介護従事者の業務負担軽減と介護現場における作業効率の向上を図るため、介護事業所に対する業務の効率化を支援していきます。介護ロボットやICT機器の導入に当たっては、補助事業を活用した支援を図ります。

20 文書負担軽減に向けた取組（高齢者支援課）

国が定める指定申請や報酬請求等の標準様式の活用を進めることで、介護現場における文書作成の負担軽減と効率化を図ります。また、介護事業所が行う申請や届出の一部がオンラインで可能となる「電子申請・届出システム」を導入し、介護事業所の事務負担の軽減を図ります。

（４）介護を行う家族への支援の充実

家族介護者は、日常生活全般の多岐にわたる世話を行っています。長期にわたる家族の介護が適切に行われるよう、更に家族の負担が大きくならないよう、介護者の「介護方法」や「心身の疲労」などに対する支援を充実させる必要があります。

介護者の負担軽減を図るため、介護やサービスの情報提供や相談対応に努めるとともに、経済的負担の軽減を図ります。

また、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等が就労を継続できるよう、毎日複数回の柔軟なサービス提供により高齢者の日常生活全般を支えることが可能な在宅サービスの利用促進及び充実を図ります。

21 家族介護者教室事業（高齢者支援課）

在宅で高齢者を介護している家族を対象に、介護方法、介護予防、家族の健康づくり等についての知識、技術を習得することを内容とした介護者教室を開催し、在宅介護の継続、向上を支援していきます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
開催日数（日）	0	3	15	15	15	15
延参加者数 （人）	0	48	300	300	300	300

22 家族介護用品支給事業（高齢者支援課）

在宅で寝たきり高齢者等を介護している家族に対して、紙おむつを支給することにより、家族介護者の経済的負担の軽減を図ります。介護保険法第115条の49の規定に基づく保健福祉事業として、保険者機能強化推進交付金を活用し実施します。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
利用者数（人）	75	72	75	90	90	90

23 介護離職ゼロの推進（高齢者支援課）

24時間365日運営で、利用者や家族の状況が変わった場合も、通い、泊まり、訪問看護・介護を臨機応変に組み合わせて提供できる看護小規模多機能型居宅介護の利用を推進します。また小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用も促進し、家族介護者の負担軽減を図ります。

24 ヤングケアラー*への支援（こどもサポート課・学校教育課・高齢者支援課・社会福祉課）

本当なら享受できたはずの、勉強に励む時間、部活動に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人とのコミュニケーションを取る時間等これらの「こどもとしての時間」と引き換えに、家族の介護や家事をしている「ヤングケアラー*」と呼ばれるこどもがいます。

周囲の人が気づき、手を差し伸べられるよう、「ヤングケアラー*」への理解と相談窓口の周知に努めます。また、相談を受けた場合には関係機関と連携して、必要な支援を行います。

(5) 災害・感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、災害や感染症発生時の対応力を強化する必要があります。

介護サービスは、利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、災害や感染症が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的、継続的に提供されることが重要となります。

日頃から介護事業所等と連携し、防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練を実施するとともに、県、市、関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援、応援体制の構築に取り組みます。

25 災害に係る体制の整備（高齢者支援課・危機管理課）

日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動の状況、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄、調達状況の確認に努めます。

介護事業所等で策定している業務継続計画（BCP*）を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促します。

災害発生時においても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制が構築されるよう、業務継続に必要な指導・助言を行います。

26 感染症に係る体制の整備（高齢者支援課・健康増進課）

介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するため、介護事業所等で策定している業務継続計画（BCP*）の定期的な確認を促すとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、情報の提供に努めます。

介護事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資等の備蓄、調達状況の確認に努めます。

感染症発生時においても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制が構築されるよう、業務継続に必要な指導・助言を行います。

基本施策3 介護予防の推進と高齢者の多様な社会参加

(1) 介護予防の推進

重点事項2

高齢社会を迎え、だれもができるだけ長く自立した生活を送るためには、元気なうちから介護予防について理解を深め、フレイル*を予防する必要があります。介護予防に関する知識を深めるための情報提供や教室を開催するとともに、自らの介護予防に加え、地域において介護予防活動を行うことができる地域活動組織を育成、支援していきます。

27 介護予防普及啓発事業（高齢者支援課）

介護予防の基本的な知識の普及啓発を行うため、健康体操教室、水中運動教室、口腔ケア教室を開催します。参加者が教室への参加をきっかけとして、その後の介護予防に資する運動等を継続して行えるよう支援します。健康体操教室、水中運動教室の参加者については、教室終了後の日常生活における運動等の実施状況の把握及び検証を行います。

【健康体操教室】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
派遣回数（回）	13	22	23	30	30	30
派遣団体数	6	8	9	10	10	10
延参加者数 （人）	152	256	302	300	300	300

【水中運動教室】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
開催日数（日）	8	14	12	12	12	12
延参加者数 （人）	116	258	225	240	240	240

【口腔ケア教室】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
開催日数（日）	0	2	2	3	3	3
参加者数（人）	0	36	30	60	60	60

28 筋力向上トレーニング事業【元気アップ教室】（高齢者支援課）

転倒や骨折等による寝たきりを防止するため、筋力の向上と運動の習慣化を目的として「元気アップ教室」を実施します。また、新規参加者の拡大に取り組みます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
利用人数（人）	13	21	23	40	40	40
延参加回数 (回)	107	308	258	480	480	480

29 出前講座（高齢者支援課）

市内に住民登録のある5人以上のグループに対し、地域包括支援センター*による介護予防等に関する知識や技術の普及啓発のための出前講座を行います。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
開催回数 (回)	12	11	5	10	10	10
延参加人数 (人)	206	186	92	200	200	200

30 地域住民グループ活動支援事業（高齢者支援課）

婦人会等の住民グループによる地域活動の中で定期訪問や会食等を行うことで、高齢者の安否確認・孤立感の解消等の支援を行います。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
グループ数	3	3	3	3	3	3

31 「ふれあいいいききサロン*」の活動支援（市社会福祉協議会・高齢者支援課）

高齢者の定期的な集いの場の創出を目的に、市社会福祉協議会が推進する「ふれあいいいききサロン*」の新規設立に対し支援を行います。また、市社会福祉協議会と連携し、サロンの継続的な活動のための支援を行います。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
支援団体数	2	4	4	5	5	5
実施団体数	32	29	28	30	30	30

32 介護予防拠点支援事業（高齢者支援課）

高齢者の介護予防を目的に、地域の集会所等を利用して通所型の事業を行う非営利団体（医療職従事経験者が所属するもの）に対し支援を行います。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
団体数	2	1	1	2	2	2
利用者数（人）	153	136	240	480	480	480

33 介護予防・生活支援サービス事業における「訪問型サービス」（高齢者支援課）

訪問型サービスは、現行の介護予防訪問介護相当のサービス（訪問介護員による身体介護）や緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA：離島などの生活支援サービスの確保が難しい地域で生活している人に対する生活援助等）を実施します。

また、NPOやボランティア等の住民が主体となって活動する「住民主体による訪問型サービス」の提供を検討していきます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
訪問介護相当サービス (人/月)	13	14	10	10	10	10
訪問型サービスA (人/月)	2	5	5	5	5	5

34 介護予防・生活支援サービス事業における「通所型サービス」（高齢者支援課）

通所型サービスは、現行の介護予防通所介護相当のサービス（生活機能*の向上のための機能訓練等）や緩和した基準によるサービス（通所型サービスA：体操やレクリエーションの運動等、通所型サービスC：具体的な生活動作改善の目標を立て専門職による短期集中型の支援）を実施します。

また、NPOやボランティア等の住民が主体となって活動する「住民主体による通所型サービス」の提供の検討を引き続き行うとともに、通所型サービスCの対象者や内容について見直しを行います。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
通所介護相当サービス (人/月)	173	179	165	180	180	180
通所型サービスA (人/月)	8	8	7	10	10	10
通所型サービスC (人/月)	0	0	0	5	5	5

35 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について（市民生活課・健康増進課・高齢者支援課）

高齢者の心身の多様な課題に対応し、医療及び介護を効果的かつ効率的に提供するため、後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合と市が連携し、地域保健事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施します。そのために、3課にまたがる部署の横断連携を図りながら、国保データベースシステム（KDBシステム）を活用し、高齢者を取り巻く健康課題、地域課題を整理・分析することで、保健事業と介護予防事業等の一体的な実施に取り組みます。

36 通いの場へのリハビリテーション専門職派遣事業（高齢者支援課）

医師会やリハビリテーション関係団体等と連携し、高齢者の定期的な通いの場へ専門職を派遣し、効果的なフレイル予防に取り組みます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
専門職派遣回数 (回/年)	1	3	10	12	12	9

37 要介護者等に対するリハビリテーションサービスの利用促進（高齢者支援課）

要介護（要支援）者がリハビリテーションの必要性に応じてサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築することが求められています。

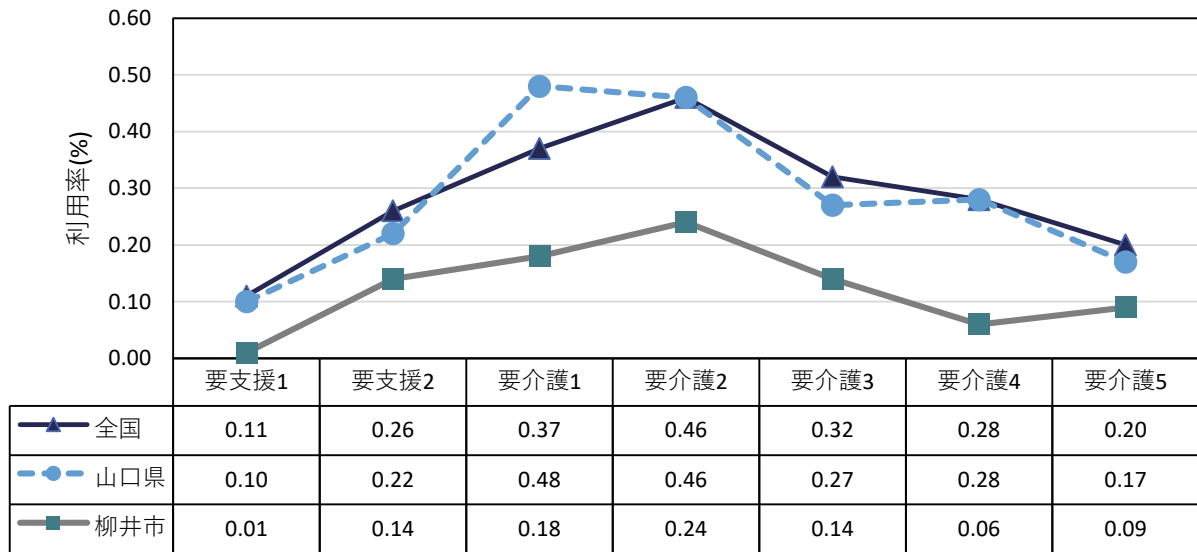
本市における、要介護（要支援）認定者に対するリハビリテーションを提供する施設や事業所数の割合は、全国、県と比べて高い状況となっていますが、訪問リハビリテーションの利用率は全国、県と比べて低い状況にあり、減少傾向となっています。

生活期におけるリハビリテーションの重要性に鑑み、関係団体・関係機関等と協働して訪問リハビリテーションの利用率を、県平均値まで引き上げることを目指します。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
訪問リハビリテーション利用率(%)	0.99 【1.93】	0.87 【1.98】	0.74 【2.07】	県平均値まで引き上げ	県平均値まで引き上げ	県平均値まで引き上げ
通所リハビリテーション利用率(%)	8.58 【9.65】	9.20 【9.68】	10.27 【9.51】	増加	増加	増加

※【 】の値は山口県の利用率

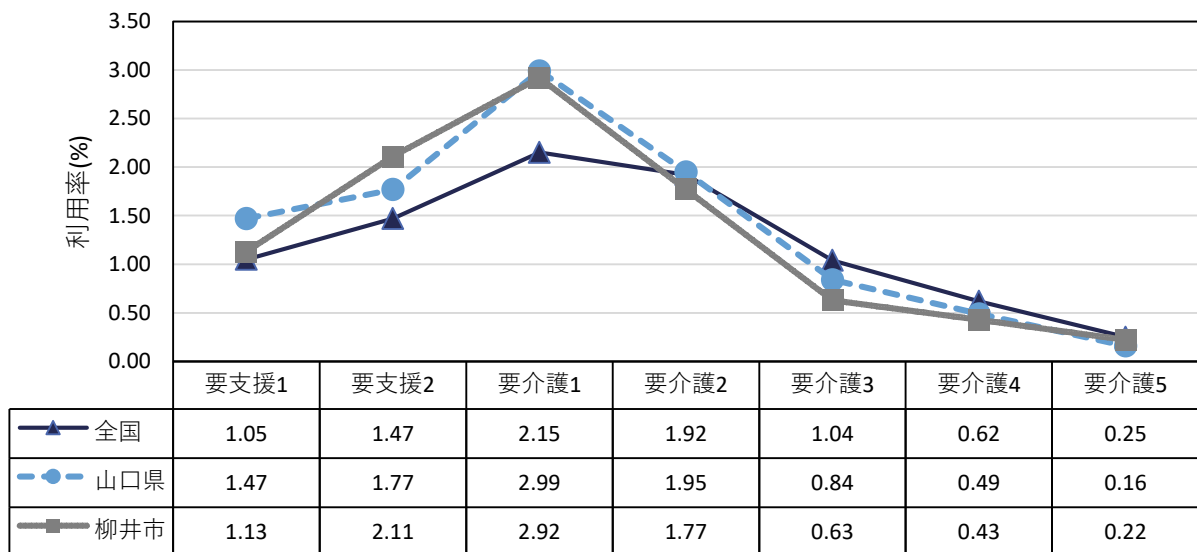
利用率（訪問リハビリテーション） 令和4年(2022年)



(時点) 令和4年(2022年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

利用率（通所リハビリテーション） 令和4年(2022年)



(時点) 令和4年(2022年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

高齢社会においては、高齢者ができる限り健康を保持し、介護が必要となる状態にならないように、生きがいや社会との関わりを持ち続けることが重要です。高齢者が、年齢にとらわれることなく自由に主体的に活動し、自立した生活を送ることができるよう、社会参加を通した生きがいづくりを促進するため、生涯学習活動、文化活動、スポーツ活動等の充実を図り、高齢者の生きがいづくりや仲間づくりを支援します。

38 老人クラブの活動支援（高齢者支援課）

高齢者の社会活動の基礎的な組織として大きな役割を果たしている老人クラブが実施する健康づくり、環境美化活動、交通安全運動などの活動や、文化活動、世代間交流などの地域福祉活動の担い手としての活動を支援します。また、高齢者の地区活動が途切れることなく引き続き活動できる環境づくりや、リーダー養成研修の実施等により、老人クラブの担い手となる人材育成の支援に取り組みます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
団体数	31	29	27	27	27	27
会員数（人）	903	897	810	810	810	810

39 地域福祉活動と福祉ボランティア活動の支援（高齢者支援課）

地域のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えていく中、元気な高齢者は地域福祉*の重要な支援者となっています。今後ますます必要とされる高齢者相互の支援活動の取組を支援します。

また、地域のボランティア団体も高齢化が進み、後継者不足が問題となっています。定年を迎えた世代などを地域のリーダーとして養成するとともに、市民活動センターと連携して活動の支援を行います。

40 シルバー人材センターの支援（商工観光課）

高齢化の進行が見込まれる中、豊富な知識や経験を持つ高齢者が、その能力を発揮できるよう、高齢者の就労支援を行います。「柳井広域シルバー人材センター」の運営支援により、働くことを通じて、生きがいや就労意欲のある高齢者の活動の場を提供します。

(3) 健康づくりへの支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、子どもから高齢者まで、ライフステージに応じた健康づくりに取り組めるよう支援していきます。

令和4年3月に一部改訂された柳井市健康づくり計画（平成24年度～令和8年度）に基づき、「おいしい たのしい 元気やない」をキャッチフレーズに「高血圧予防」「歯科疾患予防」「食育」を重点目標とし、健康づくりを支援する取組を推進しています。

健康寿命*の延伸、生活習慣病*の予防に向けて、市民一人ひとりが「健康づくりの主役」として実践し継続できるように、地域、関係機関、関係団体、行政が一体となり連携、協力しながら健康づくりを推進していきます。

基本施策 4 安心して暮らせる住環境整備

(1) 高齢者の住まいに関する支援

令和2年(2020年)の国勢調査及び本市が令和4年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果によると、高齢者がいる世帯の持ち家の比率は約87%となっています。高齢となっても地域で安心して住み続けることができるよう、高齢者が暮らす住宅のバリアフリー化の促進を図るとともに、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅*などの高齢者の多様なニーズを踏まえた住まいの情報提供に努めます。また、住み慣れた地域での生活が維持できるよう、関係団体等と連携して住まいに関する相談や支援に取り組みます。

41 住宅改修等への支援（高齢者支援課）

介護保険制度に基づき、身体能力の低下により生活に支障をきたしている住居について、手すりの取付けや段差の解消等を行い、住環境を整備し、在宅生活の維持及び安全性の向上を図ります。住宅改修に際し、リハビリテーション専門職や福祉住環境コーディネーター等が適切に関与する仕組みを設けます。

42 市営住宅の優先枠制度（都市計画・建築課）

市営住宅の入居募集の際、高齢者世帯で一定の要件を備えている場合、「優先枠」等による優遇措置を行います。

43 多様な住まいの確保・提供（高齢者支援課、都市計画・建築課）

虚弱やひとり暮らしなど、見守りや生活支援が必要な高齢者が、所得や要介護度*に応じて安心した生活ができる住まいを選択できるよう、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅*等、多様な住まいの情報提供に努めます。

また、住み慣れた地域での生活が維持できるよう、山口県居住支援協議会の構成団体や公営住宅を所管する部署と連携して、住まいに関する相談や支援に取り組みます。

44 養護老人ホーム*への措置（高齢者支援課）

環境上及び経済的な理由などにより、自宅での養護又は介護が困難な高齢者に対して、養護老人ホーム*への入所措置を行います。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
利用者数（人）	40	40	42	42	43	44

基本施策5 住み慣れた地域で安心して生活できる体制づくり

(1) 在宅生活の支援

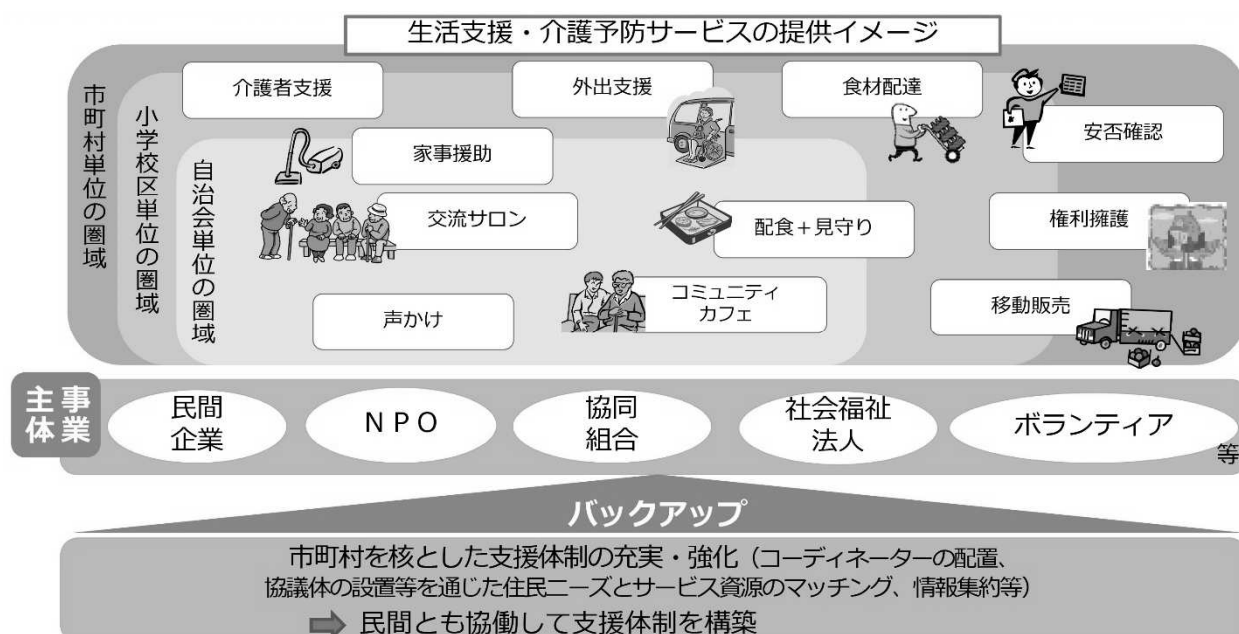
重点事項4

多くの高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、在宅での生活を続けることを希望しています。このため「住み慣れた地域で高齢者が自立して生活」できるよう、ニーズに対応したきめ細やかな生活支援サービスの充実を図る必要があります。在宅での生活を支援するため、高齢者とその家族、あるいは、ひとり暮らし高齢者などのニーズに対応した日常生活への支援とともに、地域の支え合いの仕組みづくりを進めていくため、市社会福祉協議会と連携し、地区社協や生活圏域を基本とした協議体*の設置や生活支援コーディネーター*の配置に取り組みます。

45 生活支援体制整備事業（高齢者支援課・市社会福祉協議会）

高齢者ひとり世帯や高齢者のみの世帯が増加する中、介護の担い手不足は年々深刻になってきています。支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、地域住民が主体となって支援する体制づくりが必要です。このため、地区社協や生活圏域を基本とした協議体*の設置を行い、生活支援コーディネーター*と生活支援サービスの提供主体（地域住民、NPO法人、民間企業、ボランティア、社会福祉法人等）が連携して、高齢者の在宅生活を地域で支える仕組みづくりを市社会福祉協議会と協働して推進します。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
第2層協議体数	6	6	6	10	10	10



46 寝具乾燥消毒サービス（高齢者支援課）

寝具類の衛生管理が困難な高齢者等に対して、快適な生活の確保と保健衛生の向上を目的として、寝具類の洗濯、乾燥及び消毒を行い、ひとり暮らし高齢者等の生活を支援します。

	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
	実績		見込	計画		
利用者数（人）	23	14	26	30	30	30

47 訪問理美容サービス（高齢者支援課）

一般の理美容サービスを利用することが困難な高齢者等に対して、生活支援対策の一環として理美容業者が自宅を訪問し、理美容サービスを提供することで、住み慣れた地域で引き続き生活できるよう支援します。

	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
	実績		見込	計画		
利用者数（人）	3	5	5	5	5	5
利用回数（回）	6	7	10	15	15	15

48 はりきゅう施術費の助成（高齢者支援課）

70歳以上の国民健康保険被保険者以外の高齢者に対して、月10回を限度としてはりきゅう施術費用の一部を助成します。

	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
	実績		見込	計画		
利用者数（人）	101	109	110	140	140	140

49 日常生活用具給付事業（高齢者支援課）

65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対して、日常生活用具（電磁調理器・自動消火器・すべり止めマット）を給付し、日常生活の利便性の向上を図ります。

	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
	実績		見込	計画		
利用者数（人）	1	4	3	3	3	3

50 生活管理指導短期宿泊事業（高齢者支援課）

基本的生活習慣及び対人関係能力の欠如等により、日常生活を営むのに支障がある概ね65歳以上の高齢者が、養護老人ホーム*に短期宿泊する間に日常生活に対する指導、支援を受け、基本的生活習慣の確立が図られるよう支援します。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
利用者数（件）	0	1	2	1	1	1

51 住宅改修支援事業（高齢者支援課）

居宅介護支援事業所*と契約のない要介護（要支援）者の住宅改修に、必要な理由書の作成を行った事業所に対して業務に係る費用を支援することにより、住宅改修の円滑な利用につなげます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
利用者数（人）	0	1	1	5	5	5

52 高齢者おでかけサポート事業（高齢者支援課）

高齢者の日常生活の利便性、社会参加の拡大及び経済的負担の軽減を図るため、令和3年度からこれまでの高齢者福祉タクシー助成制度を拡充した高齢者おでかけサポート事業を実施しています。75歳以上で自らが自動車を運転しない人を対象として、タクシー、路線バス、へぐり（平郡航路）に利用できる助成券を交付し、利用料金の一部助成を行います。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
利用者数（人）	868	1,865	2,050	2,100	2,150	2,200

53 福祉車両貸出サービス（市社会福祉協議会）

車いすの高齢者等へ市社会福祉協議会の福祉車両を貸出し、病院・施設等への送迎、買い物、レクリエーション等のために利用することにより、高齢者の閉じこもり*を防ぎ、地域社会の中で引き続き生活できるよう支援します。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
利用者数（人）	11	11	10	12	12	12
利用回数（回）	84	68	66	70	70	70

(2) 高齢者の安心・安全の推進

認知症*等により判断能力が低下したことで、各種手続や金銭管理等を行うことが難しく、必要な支援やサービス利用につながっていないケースや、悪徳商法により被害を受けているケース、養護者等からの虐待により権利侵害を受けているケース等に対応するため、高齢者の権利擁護の充実が求められています。

認知症*等により判断能力の低下がみられる場合には、関係機関と連携し、日常生活自立支援事業や成年後見制度*などの活用により、高齢者の権利を守ります。

54 日常生活自立支援事業（市社会福祉協議会）

認知症*の人、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が十分でない人は、各種福祉サービスや金銭管理等を行うことが難しく、必要な支援やサービス利用につながらないケースもあることから、「日常生活自立支援事業」の活用を図ります。

55 成年後見制度利用促進基本計画の推進及び中核機関の充実（高齢者支援課・社会福祉課）

認知症*、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分なことから、財産管理や契約等の法律行為における意思決定が困難な人であっても、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度*はあまり利用されていません。

成年後見制度*の趣旨でもあるノーマライゼーション*、自己決定権の尊重の理念の下、必要な人が成年後見制度*を活用し安心して生活が継続できるよう、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関として関係機関との更なる連携強化を図り、制度の普及啓発と利用促進に努めます。

56 成年後見制度*等の利用促進（高齢者支援課）

認知症*の人、知的障がい者、精神障がい者等が判断能力の低下により、財産管理や契約行為などが困難になった場合に、成年後見人等（後見人、保佐人、補助人）を選任することで安心して生活を継続できるよう、成年後見制度*の活用を図ります。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
利用件数（件）	0	3	3	5	5	5

57 民生委員・児童委員の相談活動（社会福祉課）

地域において、高齢者家庭の様々な相談に応じ、市と連携を図り、生活支援サービス等の情報提供を行います。

58 高齢者虐待の防止施策の推進（高齢者支援課）

高齢者虐待は、虐待する養護者が問題を抱えており、虐待する者と虐待される者が相互に依存している場合も多く、対応が非常に困難な事例がほとんどです。

高齢者虐待の防止や早期発見のため、柳井市高齢者虐待対応マニュアルに基づき、関係機関と連携して虐待を受けた高齢者への迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行います。また、高齢者のセルフネグレクト*等についても、権利擁護に関する意識を高め、その防止に取り組みます。

全国的には、介護施設等において利用者に対する職員等による虐待事案も報告されています。このため、介護サービス事業者では、高齢者への虐待防止の取組が令和6年度から義務化されることから、運営指導や集団指導の際に実施状況の確認及び指導を行います。また、サービス付き高齢者向け住宅*や有料老人ホーム*等についても、職員による虐待防止に取り組むよう周知していきます。

	令和3年度 (2020年度)	令和4年度 (2021年度)	令和5年度 (2022年度)
	実績		見込
相談件数（件）	19	10	10
対応件数（件）	17	8	8

59 緊急通報システム（高齢者支援課）

75歳以上のひとり暮らしの高齢者、65歳以上の高齢者世帯で慢性疾患がある人等緊急時の連絡体制を整備する必要がある人に対して、通報装置を貸与し、安否確認、急病等の緊急時の迅速かつ適切な対応を行います。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
利用者数（人）	203	198	200	210	215	220

60 地域見守り型配食サービス（高齢者支援課）

ボランティアによる調理・配達・会食等を月1回から2回行い、安価で栄養バランスのとれた配食と、安否確認や地域とのふれあいを重視した活動を行います。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
配食数（食）	3,480	7,683	8,152	8,500	8,500	8,500

61 地域見守り協定（高齢者支援課・社会福祉課・市社会福祉協議会）

配達や訪問業務等を行う民間事業者と見守りに関する協定を結ぶことにより、協定締結事業者が日常業務において高齢者等の異変に気付いた場合に、市や市社会福祉協議会に通報します。

	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
	実績		見込	計画		
協定事業者数	47	49	49	50	50	50

基本施策 6 認知症*の人が自分らしく暮らし続けることができる環境づくり

(1) 認知症施策の推進

重点事項 5

認知症*は誰もがなり得るものであり、家族や身近な人が認知症*になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症施策推進大綱*に基づき、認知症*の人や家族の視点を重視しながら、引き続き「共生」と「予防」を柱とした認知症施策を推進していきます。

また、令和6年1月に施行された認知症基本法に基づいて、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえ、必要に応じて施策の見直しや拡充を行います。

62 認知症ケアパス*の活用促進（高齢者支援課）

認知症*の状態に応じて、「いつ・どこで・どんな種類のサービスや支援を受ければよいか」が一目でわかる「認知症ケアパス*」の活用方法を広報紙やホームページに掲載するとともに、各出張所や医療機関等の窓口に設置し普及啓発を行います。また、認知症ケアパス*の活用促進と併せて認知症相談窓口の周知を図ります。

63 認知症サポーター*の養成（高齢者支援課）

認知症*への正しい理解を深め、地域で認知症*の人及び家族を支え見守る認知症サポーター*を、「キャラバン・メイト*」と協働して養成していきます。また、認知症サポーター養成講座受講者のうち、希望者にステップアップ講座を受講してもらい、チームオレンジ（ステップアップ講座を受講した認知症サポーター*等が支援チームをつくり、認知症*の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み）のメンバーとして、地域の支援活動への参加に繋がられるよう支援していきます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
認知症サポーター* (人)	3,156	3,296	3,400	3,500	3,600	3,700
ステップアップ 講座受講者 (人)	23	22	40	30	30	30

64 キャラバン・メイト*の育成（高齢者支援課）

「認知症サポーター養成講座」の講師となる「キャラバン・メイト*」の役割を広く関係機関に周知し、「キャラバン・メイト*」の育成を推進します。また「キャラバン・メイト*」の資質の向上に努めます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
キャラバン・メイト* (人)	84	86	89	90	95	100

65 認知症地域支援推進員*の配置（高齢者支援課）

「認知症地域支援推進員*」を社会福祉法人等に配置し、認知症*に対する知識の普及と理解の促進、認知症高齢者及びその家族を支援する事業等を行います。

66 認知症初期集中支援チーム*の充実（高齢者支援課）

認知症*の相談に対し、情報収集後サポート医を含むチーム員で支援の方針を検討し、初期段階からの支援を、包括的・集中的に認知症*の人及びその家族に対して行います。認知症*の相談内容に応じ、地域包括支援センター*で支援可能なケースであるか、認知症初期集中支援チーム*として支援すべきケースであるかを適切に判断し支援を行っていきます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
チーム設置数	3	6	5	5	5	5

67 認知症カフェ*の運営（高齢者支援課）

認知症*の人及びその家族、地域住民が集い、仲間づくりや情報交換が行える「認知症カフェ*」を運営し、認知症*の人の交流の場となることで、認知症家族介護者の負担軽減を図ります。新規の認知症カフェ*の増加を図ることに加え、既存の認知症カフェ*の継続的な運営を支援します。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
認知症カフェ* (実施か所数)	4	4	4	5	6	6
開催数（年間）	7	38	48	60	72	72

68 徘徊・見守りネットワークの推進（高齢者支援課）

徘徊により行方不明となった高齢者等を、見守り協力事業者と連携して、重大な事故に遭う前に早期発見・保護できるよう体制を整備します。また、徘徊・見守りネットワークに登録のある方のうち希望者に、「認知症みもりシール」を交付し、発見者がみもりシールのQRコードを読み取ることで発見者と家族等が対象者の安否情報等をインターネット上で共有し、身元確認や家族等への引渡しを円滑に行うことのできるシステムの普及を推進します。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
見守り協力事業者数	80	84	84	85	85	85
認知症みもりシール交付者数 (人)	5	5	10	15	17	20

69 認知症予防の取組（高齢者支援課）

現時点では、認知症予防に関するエビデンス*は未だ不十分であるとされていますが、運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病*の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等により、認知症*の発症を遅らせる可能性があることが示唆されています。このことを踏まえ、「柳井市スポーツ推進計画（生涯学習・スポーツ推進課）」、「柳井市国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画（市民生活課）」、「柳井市健康づくり計画（健康増進課）」、「保健事業実施計画（山口県後期高齢者医療広域連合）」などの各種計画と横断的な連携を図り、認知症予防への取組を推進します。

基本施策 7 包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアの実現

(1) 地域包括支援センター*の機能強化

地域包括支援センター*は、保健師・社会福祉士*・主任介護支援専門員*等の専門スタッフが配置され、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業などを高齢者に身近な地域で一体的に実施する地域包括ケアシステムの中核拠点です。

多様化する相談や困難事例に対応するため、地域包括支援センター*の役割に応じた適切な職員配置を図るとともに、実施すべき事業を円滑に取り組むための体制整備を行います。

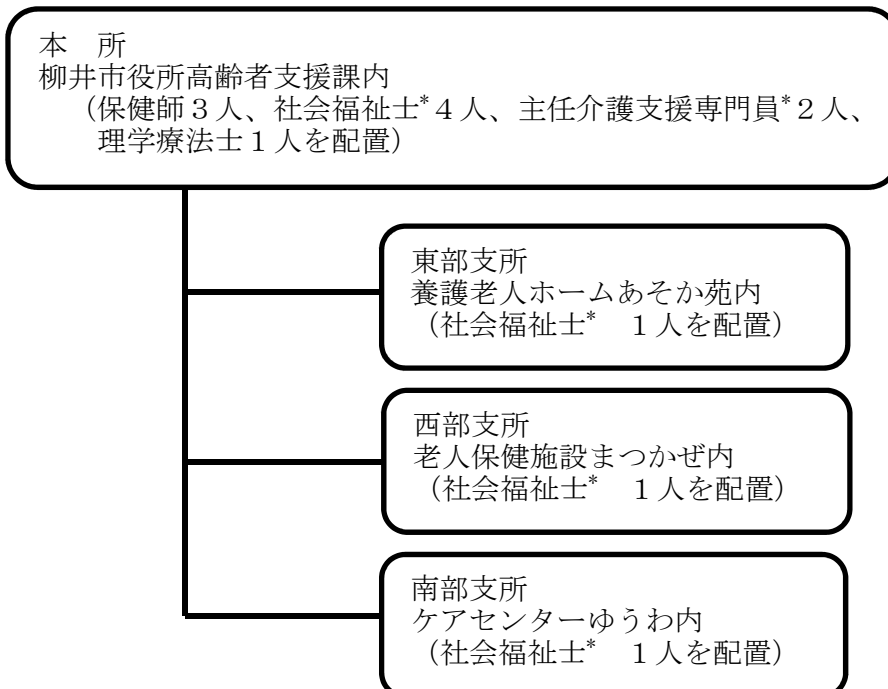
70 地域包括支援センター*の充実（高齢者支援課）

地域における総合的な相談窓口として、市役所本庁に地域包括支援センター*を設置し、生活圏域ごとに3か所の支所を設けています。多様化する相談や困難事例、高齢化の進展に伴って増加するニーズに適切に対応するため、職員のスキルアップと業務の効率化を推進するとともに、機能や体制の充実を図ります。

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	平成8年度 (2026年度)
地域包括支援センター 一体制	本所及び支所3か所 (東部・西部・南部)	本所及び支所3か所 (東部・西部・南部)	本所及び支所3か所 (東部・西部・南部)

【地域包括支援センター体制】

※令和5年4月現在

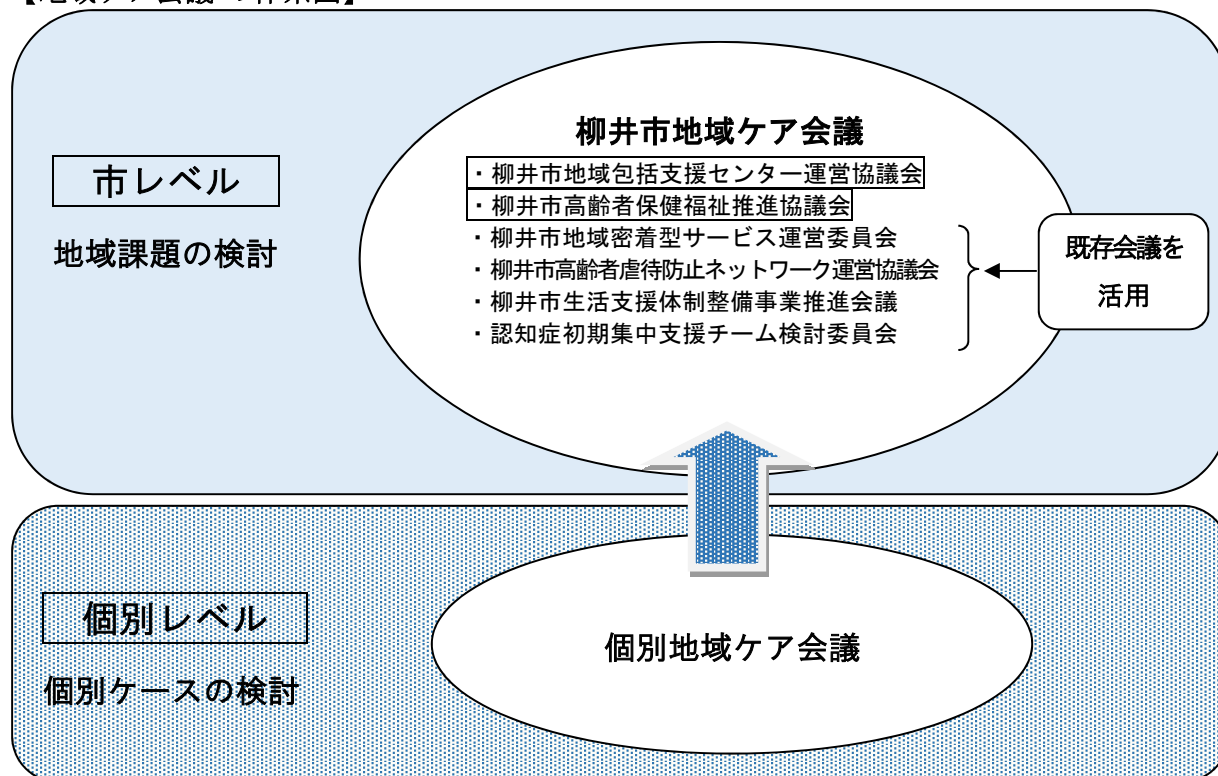


71 地域ケア会議*の実施と充実（高齢者支援課）

医療関係者、介護保険事業者、民生委員・児童委員など多種職協働による「個別地域ケア会議」を定期、随時に開催します。個別ケース（個別困難事例）の検討を通じて高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、複数の個別事例の検討を行うことで地域課題を明らかにし、既存の会議も活用しながら地域支援ネットワークの構築につなげます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	実績		見込	計画		
個別地域ケア会議 (回)	4	8	18	12	12	12
地域ケア会議* (回)	4	3	6	6	6	6

【地域ケア会議*の体系図】



72 地域包括支援センター運営協議会の開催（高齢者支援課）

地域包括支援センター*が実施する事業について、地域包括支援センター運営協議会による評価・点検をPDCAサイクル*の導入により行います。

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域包括支援センター運営協議会	年1回以上	年1回以上	年1回以上

第6章 介護保険事業に関する見込み

1 サービス量の見込み

(1) サービス見込量の推計の考え方

見込量は、本市の要介護（要支援）認定実績と介護報酬*の請求実績を踏まえながら、人口推計、要介護（要支援）認定者数の推移を考慮し、各サービスの整備見通し（令和6年度～令和8年度）を加えて推計しています。

「山口県地域医療構想」では、療養病床の転換が進められていることから、医療施設の意向等も踏まえて介護医療院*への転換予定を見込んでいます。また、慢性期病床のうち医療の必要性の低い入院患者について、在宅医療での対応が進められることから、在宅生活に戻られた際に生活を支える居宅（介護予防）サービスや地域密着型（介護予防）サービス*について、必要量を見込んでいます。

<サービス種類体系>

施設サービス	① 介護老人福祉施設*（特別養護老人ホーム）
	② 介護老人保健施設*
	③ 介護医療院*
居宅（介護予防）サービス	① 訪問介護
	② （介護予防）訪問入浴介護
	③ （介護予防）訪問看護
	④ （介護予防）訪問リハビリテーション
	⑤ （介護予防）居宅療養管理指導
	⑥ 通所介護
	⑦ （介護予防）通所リハビリテーション
	⑧ （介護予防）短期入所生活介護
	⑨ （介護予防）短期入所療養介護
	⑩ （介護予防）特定施設入居者生活介護
	⑪ （介護予防）福祉用具貸与
	⑫ （介護予防）特定福祉用具販売
	⑬ （介護予防）住宅改修
	⑭ 居宅介護支援*・介護予防支援*
地域密着型（介護予防）サービス*	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	② 夜間対応型訪問介護
	③ （介護予防）認知症対応型通所介護
	④ （介護予防）小規模多機能型居宅介護
	⑤ （介護予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
	⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護
	⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	⑧ 看護小規模多機能型居宅介護
	⑨ 地域密着型通所介護

(2) 施設サービス

①介護老人福祉施設*

介護老人福祉施設*は、要介護3以上で寝たきりや認知症*などにより常に介護が必要で自宅での生活が難しい人に対し、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練、健康管理、療養上の支援を行う特別養護老人ホームです。市内には、4か所の施設があります。

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
	実績		見込	計画				
	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)		
利用者数 (人／月)	174	164	154	175	180	180	186	187

②介護老人保健施設*

介護老人保健施設*は、要介護者*に対し、理学療法や作業療法等のリハビリテーションを提供し、家庭への復帰を目指す施設です。看護、医学的管理の下で、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練、その他必要な医療を受けることができます。市内には、2か所の施設があります。

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
	実績		見込	計画				
	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)		
利用者数 (人／月)	201	203	205	210	210	210	218	223

③介護医療院*

介護医療院*は、長期にわたり療養が必要な要介護者*に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、必要な医療を提供する施設です。慢性期の医療や介護ニーズへの対応のため「日常的な医学管理が必要な重度の要介護者*の受入れ」や「看取り・終末期ケア」等の機能と「日常生活の介護」としての機能を兼ね備えた介護保険施設*です。隣接町にある病院の療養病床からの転換により、利用者数の増加を見込んでいます。

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
	実績		見込	計画				
	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)		
利用者数 (人／月)	97	93	99	102	102	113	113	117

(3) 居宅（介護予防）サービス

①訪問介護

訪問介護は、ホームヘルパーが要介護者*の家庭を訪問し、入浴や排せつ、食事等の介助や掃除や調理等の日常生活上の支援を行うサービスです。居宅サービス*の中では最も利用量の多いサービスで、市内10か所の事業所でサービスを展開しており、在宅での自立した生活を支援するためにも、引き続き充実を図るべきサービスの一つです。今後も利用者数は、微増で推移していくと見込んでいます。

		第 8 期実績			第 9 期計画			令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
		実績		見込	計画				
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)		
介護 給付	利用者数 (人／月)	222	208	196	223	224	225	226	229
	利用量 (回／月)	4, 544	4, 062	3, 396	4, 315	4, 731	4, 776	4, 745	4, 866

②(介護予防)訪問入浴介護

訪問入浴介護は、家庭の浴槽による入浴が困難で、通所介護などの利用も困難な要介護者等の家庭に、寝たままでも入浴可能な簡易浴槽を設置し、入浴介護を行うサービスです。市内には事業所はありませんが、近隣市町の事業者がサービスを提供しています。利用者数、利用量ともに横ばいで推移すると見込んでいます。

		第 8 期実績			第 9 期計画			令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
		実績		見込	計画				
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)		
介護 給付	利用者数 (人／月)	10	10	8	10	10	10	10	11
	利用量 (回／月)	35	37	25	35	35	35	35	38
予防 給付	利用者数 (人／月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用量 (回／月)	0	0	0	0	0	0	0	0

③(介護予防)訪問看護

訪問看護は、訪問看護ステーションなどの看護師が主治医の指示を受け、要介護者等の家庭を訪問して、病状の観察等を行い、慢性的な疾患等を持つ人の療養を支援するサービスです。市内に3か所の事業所がありサービスを行っています。訪問介護など他のサービスとの組合せ等により、看護と介護の両面から在宅介護の支援に努めています。利用者数、利用量は、微増で推移すると見込んでいます。

		第 8 期実績			第 9 期計画			令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
		実績		見込	計画				
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)		
介護 給付	利用者数 (人／月)	88	106	96	103	104	105	101	104
	利用量 (回／月)	777	826	797	864	1, 046	1, 060	1, 001	1, 037
予防 給付	利用者数 (人／月)	11	14	17	16	16	16	18	18
	利用量 (回／月)	57	85	85	78	78	78	89	89

④(介護予防)訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が要介護者等の家庭を訪問し、心身の機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために医師の診察に基づいた専門的なリハビリテーションを行うサービスです。市内に2か所の事業所がありサービスを行っています。利用者数、利用量ともに、横ばいで推移すると見込んでいます。

		第 8 期実績			第 9 期計画			令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
		実績		見込	計画				
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)		
介護 給付	利用者数 (人／月)	17	15	12	17	17	17	17	17
	利用量 (回／月)	238	184	171	211	211	211	211	211
予防 給付	利用者数 (人／月)	2	3	3	2	2	2	2	2
	利用量 (回／月)	35	38	35	24	24	24	24	24

⑤(介護予防)居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士が、通院が困難な要介護者等の家庭を訪問して、療養上の管理や指導を行うサービスです。今後は増加で推移すると見込んでいます。

		第 8 期実績			第 9 期計画			令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
		実績		見込	計画				
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)		
介護 給付	利用者数 (人／月)	173	182	203	207	209	211	211	211
予防 給付	利用者数 (人／月)	9	10	13	13	13	14	14	13

⑥通所介護

通所介護は、在宅の要介護者*をデイサービスセンターに送迎し、日常生活上の指導や機能訓練を行い、心身の機能の維持・向上や閉じこもり*の防止を図るとともに、家族介護者の負担を軽減することを目的としたサービスです。市内で6か所の事業所がサービスを行っています。今後は横ばいで推移すると見込んでいます。

		第 8 期実績			第 9 期計画			令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
		実績		見込	計画				
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)		
介護 給付	利用者数 (人／月)	270	248	267	272	272	273	273	277
	利用量 (回／月)	3, 191	2, 872	3, 048	3, 117	3, 120	3, 133	3, 127	3, 189

⑦(介護予防)通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、要介護者等に対し、老人保健施設や病院等において、在宅での自立した日常生活を過ごせるよう生活機能*の維持・向上のために、理学療法や作業療法等のリハビリテーションを行うサービスです。市内3か所の事業所でサービスを行っています。今後は微増で推移すると見込んでいます。

		第 8 期実績			第 9 期計画			令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
		実績		見込	計画				
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)		
介護 給付	利用者数 (人／月)	115	121	138	137	138	139	139	140
	利用量 (回／月)	895	909	986	1, 006	1, 046	1, 054	1, 052	1, 062
予防 給付	利用者数 (人／月)	55	66	80	81	82	82	84	79

⑧(介護予防)短期入所生活介護

短期入所生活介護は、要介護者等に対し、介護者が一時的に家庭での介護が困難になった場合等に、短期間の施設入所により入浴、排せつ、食事等の日常生活上の介護や機能訓練を行うサービスです。市内に4か所の特別養護老人ホームがサービスを行っています。いずれも特養併設型の空床型です。利用者数、利用量ともに横ばいで推移すると見込んでいます。

		第 8 期実績			第 9 期計画			令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
		実績		見込	計画				
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)		
介護 給付	利用者数 (人／月)	49	52	55	59	61	61	61	62
	利用量 (日／月)	451	450	436	498	514	514	517	528
予防 給付	利用者数 (人／月)	1	0. 4	0	1	1	1	1	1
	利用量 (日／月)	7	3	0	3	3	3	3	3

⑨(介護予防)短期入所療養介護

短期入所療養介護は、要介護者等に対し、短期間の入院・入所により看護、医学的管理のもと日常生活の介護や機能訓練その他必要な医療を行うサービスです。市内では2か所の介護老人保健施設*がサービスを行っています。利用者数、利用量ともに横ばいで推移すると見込んでいます。

		第 8 期実績			第 9 期計画			令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
		実績		見込	計画				
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)		
介護 給付	利用者数 (人／月)	12	14	12	16	16	16	16	16
	利用量 (日／月)	68	75	86	98	98	98	98	98
予防 給付	利用者数 (人／月)	0.2	0.2	0	0	0	0	0	0
	利用量 (日／月)	1	0.4	0	0	0	0	0	0

⑩(介護予防) 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、特定施設*である有料老人ホーム*や軽費老人ホーム*、養護老人ホーム*に入居している要介護者等に、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練、療養上の支援を行うサービスで、市内3か所の施設がサービスを行っています。新規整備の計画はないため、利用者数、利用量ともに横ばいで推移すると見込んでいます。

		第 8 期実績			第 9 期計画			令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
		実績		見込	計画				
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)		
介護 給付	利用者数 (人／月)	80	76	75	79	78	78	78	80
予防 給付	利用者数 (人／月)	4	4	7	7	7	7	8	8

⑪(介護予防) 福祉用具貸与

福祉用具貸与は、要介護者等に対し、在宅での介護に必要な歩行器や車いす、ベッド等（要介護状態区分によって利用できる品目に制限があります。）の福祉用具を貸与するサービスです。市内に3か所の事業所がありサービスを行っています。今後も増加していくと見込んでいます。

		第 8 期実績			第 9 期計画			令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
		実績		見込	計画				
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)		
介護 給付	利用者数 (人／月)	449	449	487	491	494	497	499	502
予防 給付	利用者数 (人／月)	116	136	139	144	145	146	149	141

⑫(介護予防) 特定福祉用具販売

特定福祉用具販売は、要介護者等に対し、在宅での入浴や排せつ等に使用するシャワーチェアやポータブルトイレ等の福祉用具を販売するサービスです。市内に3か所の事業所がありサービスを行っています。利用者数は、横ばいで推移すると見込んでいます。

		第 8 期実績			第 9 期計画			令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
		実績		見込	計画				
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)		
介護 給付	利用者数 (人／月)	8	9	9	9	9	9	9	9
予防 給付	利用者数 (人／月)	3	3	4	5	5	5	5	5

⑬(介護予防)住宅改修

要介護者等が在宅で生活するに当たって支障をきたしている住宅で、住環境を整備するために必要と認められた手すりの設置や段差解消等の軽微な改修を行う場合に、改修に必要な費用の一部を助成するサービスです。要介護者等がその有する能力に応じて可能な限り自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、適切なサービス利用の促進に努めます。利用者数は、横ばいで推移すると見込んでいます。

		第 8 期実績			第 9 期計画			令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
		実績		見込	計画				
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)		
介護 給付	利用者数 (人／月)	5	6	9	7	7	7	8	7
予防 給付	利用者数 (人／月)	4	4	7	6	6	6	6	6

⑭居宅介護支援・介護予防支援*

在宅の要介護（要支援）者が居宅サービス*等を適切に利用できるよう、サービスの種類やその内容、提供する事業所などを定めた居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）を作成するサービスです。居宅介護支援事業所*は市内に8か所※あり、介護予防支援*を提供する地域包括支援センター*との連携を図りながら、包括的・継続的なサービスが提供できるよう努めます。介護予防支援*の利用者数は、増加で推移すると見込んでいます。

		第 8 期実績			第 9 期計画			令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
		実績		見込	計画				
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)		
介護 給付	利用者数 (人／月)	709	691	703	704	704	704	710	710
予防 給付	利用者数 (人／月)	158	184	198	213	215	217	224	210

※休止中を除く

(4) 地域密着型（介護予防）サービス*

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、24時間365日安心して自立した在宅生活を送れるよう、ホームヘルパーや看護師等が定期的な巡回や随時の通報により要介護者*の家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や療養上の支援を行う24時間対応型のサービスです。市内に1か所の事業所がサービスを行っており、利用者数は、横ばいで推移すると見込んでいます。

		第 8 期実績			第 9 期計画			令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
		実績		見込	計画				
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)		
介護 給付	利用者数 (人／月)	31	33	27	34	34	34	33	34

②夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、ホームヘルパーが夜間の定期的な巡回や随時の通報により要介護者*の家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護を行うサービスです。市内には事業所がなく利用者は見込みません。

		第 8 期実績			第 9 期計画			令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
		実績		見込	計画				
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)		
介護 給付	利用者数 (人／月)	0	0	0	0	0	0	0	0

③(介護予防)認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症*のある在宅の要介護者等に対し、デイサービスセンターで入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を行うサービスです。市内には事業所がなく利用者は見込みません。

		第 8 期実績			第 9 期計画			令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
		実績		見込	計画				
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)		
介護 給付	利用者数 (人／月)	0	0	0	0	0	0	0	0
予防 給付	利用者数 (人／月)	0	0	0	0	0	0	0	0

④(介護予防)小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、要介護者等に対し、心身の状況や生活環境、利用者の希望に応じて「訪問」、「通い」、「泊まり」を組み合わせ、家庭的な環境の下で、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を行うサービスです。地域住民との交流を図りながら住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援していきます。市内に2か所の事業所がありサービスを行っています。利用者数は、横ばいで推移すると見込んでいます。

		第 8 期実績			第 9 期計画			令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
		実績		見込	計画				
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)		
介護 給付	利用者数 (人／月)	42	42	52	52	52	52	52	52
予防 給付	利用者数 (人／月)	2	4	4	5	5	5	5	5

⑤(介護予防)認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護は、認知症*の要介護者等が共同で生活できる少人数（1ユニット9人以下）を単位とした共同住居の形態で、利用者の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を行うサービスです。市内の事業所数は6か所（10ユニット）となっています。利用者数は、横ばいで推移すると見込んでいます。

		第 8 期実績			第 9 期計画			令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
		実績		見込	計画				
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)		
介護 給付	利用者数 (人／月)	83	89	88	89	89	90	90	90
予防 給付	利用者数 (人／月)	0	0	0	0	0	0	0	0

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、入居定員が29人以下の有料老人ホーム*や軽費老人ホーム*、養護老人ホーム*に入居している要介護者*に、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練、療養上の支援を行うサービスです。市内には事業所がなく利用者は見込みません。

		第 8 期実績			第 9 期計画			令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
		実績		見込	計画				
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)		
介護 給付	利用者数 (人／月)	0	0	0	0	0	0	0	0

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームで、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練、健康管理、療養上の支援を行う入所サービスです。市内には事業所がなく利用者は見込みません。

		第 8 期実績			第 9 期計画			令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
		実績		見込	計画				
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)		
介護 給付	利用者数 (人／月)	0	0	0	0	0	0	0	0

⑧看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、「訪問看護」と「小規模多機能型居宅介護」を組み合わせ提供するサービスで、要介護度*が高く、医療的なケアを必要とする要介護者*に対し、心身の状況や生活環境、利用者の希望に応じて「訪問」、「通い」、「泊まり」を組み合わせ、家庭的な環境の下で、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練、療養上の支援を行うサービスです。地域住民との交流を図りながら住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援していきます。市内に 1 か所の事業所がありサービスを行っています。利用者数は、横ばいで推移すると見込んでいます。

		第 8 期実績			第 9 期計画			令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
		実績		見込	計画				
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)		
介護 給付	利用者数 (人／月)	0	13	25	29	29	29	29	29

⑨地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、定員 18 人以下の小規模なデイサービスセンターで、日常生活上の指導や機能訓練を行い、心身の機能の維持・向上や閉じこもり*の防止を図るとともに、家族介護者の負担を軽減することを目的としたサービスです。市内に 7 か所※の事業所がありサービスを行っています。利用者数は、横ばいで推移すると見込んでいます。

		第 8 期実績			第 9 期計画			令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
		実績		見込	計画				
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)		
介護 給付	利用者数 (人／月)	179	173	194	197	198	198	200	203

※休止中を除く

2 地域支援事業*の量の見込み

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業*

介護予防・生活支援サービス事業*		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス (人/月)	15	15	15	16
	通所型サービス (人/月)	195	195	195	155
介護予防ケアマネジメント*事業	介護予防ケアマネジメント*件数	2,200	2,200	2,200	2,000
一般介護予防事業		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防普及啓発事業	健康体操教室参加者数 (人)	300	300	300	300
	水中運動教室参加者数 (人)	240	240	240	240
	口腔ケア教室参加者数 (人)	60	60	60	60
	出前講座参加者数 (人)	200	200	200	200
筋力向上トレーニング事業	元気アップ教室利用人数 (人)	40	40	40	40
地域介護予防活動支援事業	地域住民グループ活動支援事業グループ数	3	3	3	3
	ふれあいいきいきサロン団体数	30	30	30	30
	介護予防拠点支援事業団体数	2	2	2	2

(2) 包括支援事業・任意事業

包括的支援事業		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
地域包括支援センター運営事業	設置数 (か所)	本所1 支所3	本所1 支所3	本所1 支所3	本所1 支所3
包括的支援事業 (社会保障充実分)		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
在宅医療・介護連携事業	研修会の開催 (回)	3	3	3	3
認知症総合支援事業	認知症カフェ* (か所)	5	6	6	6
生活支援体制整備事業	第2層協議体数 (か所)	10	10	10	10
任意事業		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
介護給付等費用適正化事業	ケアプラン点検数 (件)	11	11	11	11
家族介護者教室開催事業	家族介護教室回数 (回)	15	15	15	15
家族介護用品支給事業	利用者数 (人)	90	90	90	90
成年後見制度利用支援事業	制度利用件数 (件)	5	5	5	5
住宅改修支援事業	利用者数 (人)	5	5	5	5
地域見守り型配食サービス事業	配食数 (食)	8,500	8,500	8,500	8,500
認知症サポーター等養成事業	認知症サポーター数 (人)	3,500	3,600	3,700	3,700

第7章 介護保険料*の考え方

1 介護保険給付費等の見込み

介護保険事業に係る令和6年度から令和8年度までの3年間の介護保険給付費等の見込額は、以下のとおりです。

(1) 総給付費

(単位：千円)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計	令和22年度 (2040年度)
①介護給付費合計	3,341,448	3,415,868	3,465,428	10,222,744	3,566,868
②介護予防給付費合計	75,307	76,044	76,321	227,672	75,295
①+② 総給付費	3,416,755	3,491,912	3,541,749	10,450,416	3,642,163

① 介護給付費

(単位：千円)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 居宅サービス*				
訪問介護	157,487	172,621	174,261	177,506
訪問入浴介護	5,424	5,430	5,430	5,944
訪問看護	49,946	62,991	63,979	61,948
訪問リハビリテーション	6,593	6,601	6,601	6,601
居宅療養管理指導	16,420	16,779	16,967	17,583
通所介護	286,486	287,554	288,769	293,950
通所リハビリテーション	97,059	103,090	103,711	104,887
短期入所生活介護	49,050	50,939	50,939	52,362
短期入所療養介護	14,251	14,269	14,269	14,269
福祉用具貸与	70,039	70,518	71,932	73,768
特定福祉用具販売	2,898	2,898	2,898	2,898
住宅改修	5,500	5,500	5,500	5,500
特定施設入居者生活介護	177,145	175,239	175,239	180,287
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	56,318	56,390	56,390	56,390
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	111,933	113,567	114,956	114,626
認知症対応型共同生活介護	274,613	275,058	278,234	278,521

		令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	102, 482	104, 239	105, 456	104, 129
	地域密着型通所介護	124, 486	140, 583	140, 326	144, 709
(3) 施設サービス					
	介護老人福祉施設*	564, 440	581, 357	581, 357	603, 584
	介護老人保健施設*	692, 320	693, 197	693, 197	735, 653
	介護医療院*	353, 657	354, 104	392, 054	407, 844
	介護療養型医療施設*	0	0	0	
(4) 居宅介護支援		122, 901	122, 944	122, 963	123, 909
①介護給付費合計		3, 341, 448	3, 415, 868	3, 465, 428	3, 566, 868

② 介護予防給付費

(単位: 千円)

		令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
(1) 介護予防サービス*					
	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	3, 378	3, 382	3, 382	3, 844
	介護予防訪問リハビリテーション	833	834	834	834
	介護予防居宅療養管理指導	1, 191	1, 193	1, 289	1, 193
	介護予防通所リハビリテーション	33, 775	34, 305	34, 305	33, 060
	介護予防短期入所生活介護	208	208	208	208
	介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	9, 729	9, 792	9, 862	9, 525
	特定介護予防福祉用具販売費	1, 200	1, 200	1, 200	1, 200
	介護予防住宅改修	4, 700	4, 700	4, 700	4, 700
	介護予防特定施設入居者生活介護	4, 396	4, 402	4, 402	4, 979
(2) 地域密着型介護予防サービス					
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	4, 108	4, 113	4, 113	4, 113
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(3) 介護予防支援*		11, 789	11, 915	12, 026	11, 639
②介護予防給付費合計		75, 307	76, 044	76, 321	75, 295

(2) 標準給付費

介護給付費と介護予防給付費を合計した総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を加えた金額が「標準給付費」になります。

(単位：千円)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計	令和22年度 (2040年度)
総給付費	3,416,755	3,491,912	3,541,749	10,450,416	3,642,163
特定入所者介護サービス費等給付額※	83,244	83,827	84,385	251,456	94,163
高額介護サービス費等給付額※	94,012	94,546	95,216	283,774	89,352
高額医療合算介護サービス費等給付額	11,000	11,000	11,000	33,000	9,996
審査支払手数料	3,500	3,523	3,547	10,570	3,439
標準給付費	3,608,511	3,684,808	3,735,897	11,029,216	3,839,112

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

(3) 地域支援事業費

地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業*と包括的支援事業・任意事業で構成されています。

(単位：千円)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計	令和22年度 (2040年度)
地域支援事業	129,541	131,064	133,050	393,655	107,257
介護予防・日常生活支援総合事業費	71,798	71,347	71,527	214,672	54,697
包括的支援事業・任意事業費	57,743	59,717	61,523	178,983	52,560

(4) 保健福祉事業費

介護保険法の規定に基づく保健福祉事業として、在宅において要介護被保険者等を介護する家族介護者を支援するため、介護用品支給事業を行います。

(単位：千円)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計	令和22年度 (2040年度)
介護用品支給事業	4,400	4,400	4,400	13,200	4,200

※保健福祉事業に要する費用は、100%を第1号被保険者*の保険料で賄うこととなるが、保険者機能強化推進交付金の活用により、保険料収納必要額に積算していない。

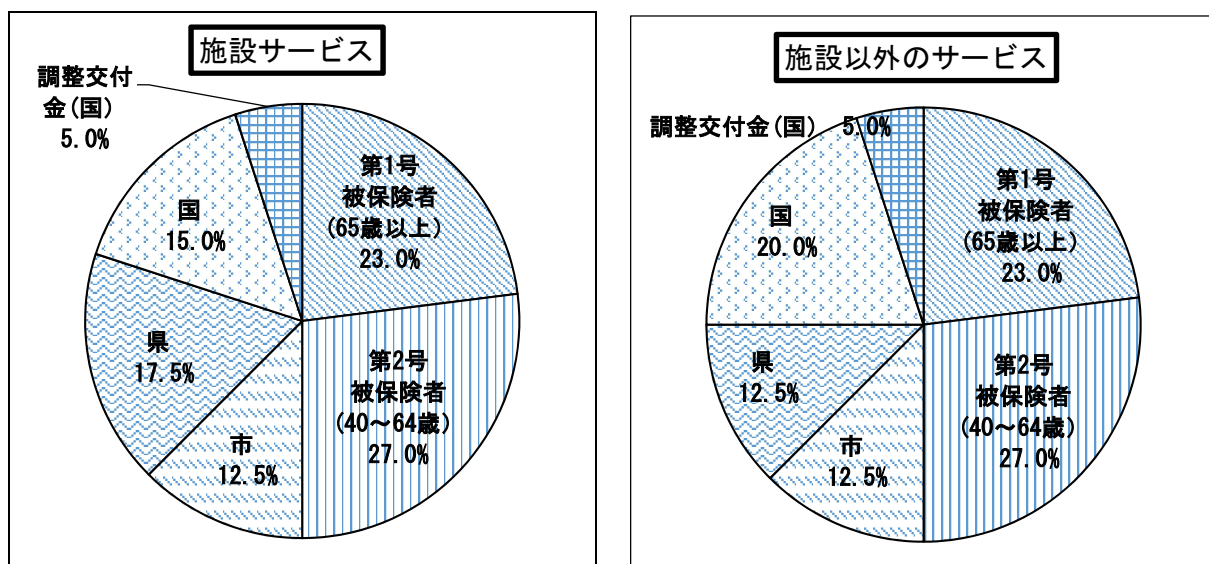
2 第9期介護保険料

①第1号被保険者*の保険料負担

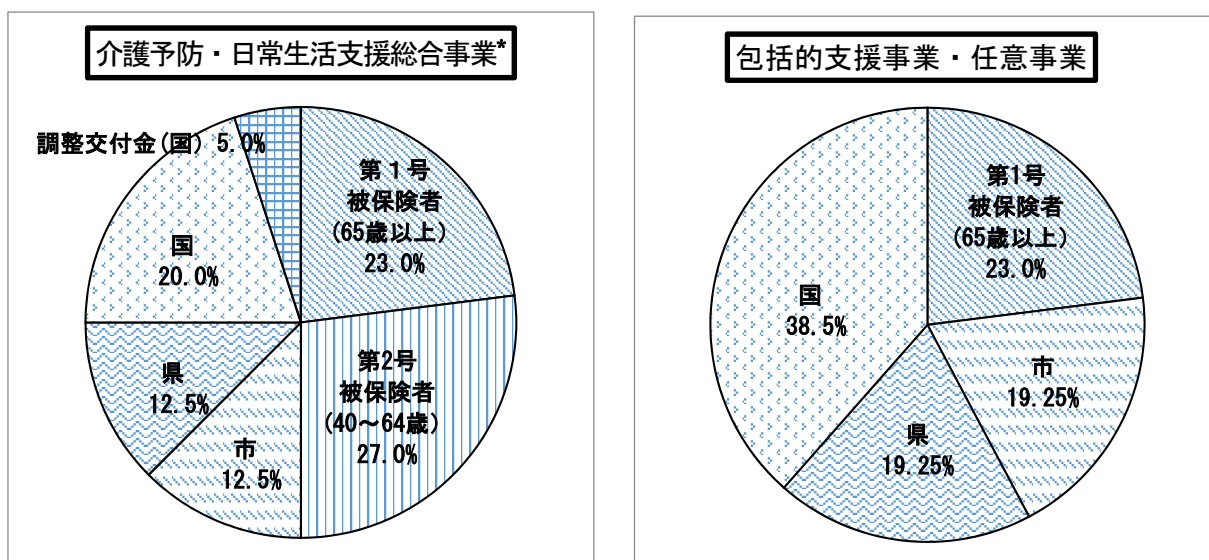
標準給付費及び地域支援事業費の財源は、公費（国・県・市）と被保険者の保険料で賄われています。

標準給付費及び地域支援事業費のうち、第1号被保険者*（65歳以上）の負担割合は、全国の第1号被保険者*と第2号被保険者*（40～64歳）の人口比率により3年ごとに決定します。第9期の第1号被保険者*の負担割合は、第8期の負担割合と同じ23%となっています。なお、介護給付費（介護予防給付費）及び地域支援事業費の具体的な負担割合は、下図のとおりです。

【介護給付費（介護予防給付費）の負担区分】



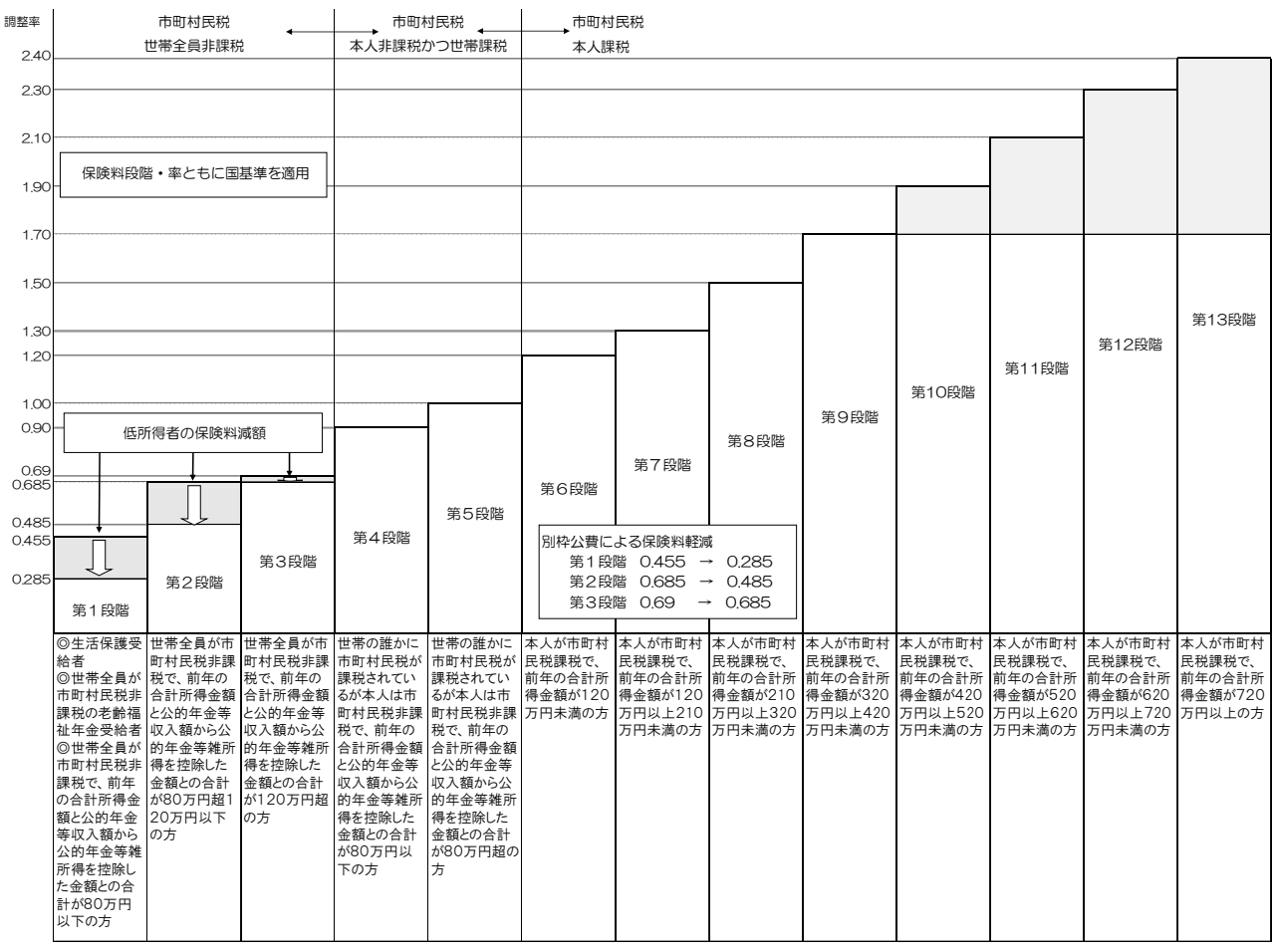
【地域支援事業費の負担区分】



②保険料の所得段階別設定

所得段階の設定については、今後の介護給付費の増加を見据え、また第 1 号被保険者*間での所得再分配機能を強化し低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、国の示す第 1 号保険料*の標準段階が 9 段階から 13 段階に多段階化されました。本市では第 8 期においては 10 段階としていましたが、第 9 期では国の方針に準拠して 13 段階とします。

【本市の第 1 号被保険者保険料の所得段階区分・低所得者軽減 令和 6～8 年度】



○低所得者の保険料軽減

市町村民税非課税世帯である第 1 段階から第 3 段階については、国及び県とともに公費を投入して、保険料の軽減を図ります。また、所得段階を 13 段階に多段階化し、所得再分配機能を強化したことから、軽減後の保険料率が第 1 段階から第 3 段階で第 8 期に比べて 0.015 の引き下げとなります。

所得段階	保険料率	軽減後保険料率
第 1 段階	0.455 (0.50)	0.285 (0.30)
第 2 段階	0.685 (0.75)	0.485 (0.50)
第 3 段階	0.690 (0.75)	0.685 (0.70)

※（ ）は第8期

○基準所得金額及び保険料率の見直し

各所得段階の前年の基準所得金額を、国の基準に準じて、第9段階では「320万円以上500万円未満」から「320万円以上420万円未満」へ、第10段階では「500万円以上」から「420万円以上520万円未満」へ変更します。また新たに設ける第11段階では「520万円以上620万円未満」、第12段階では「620万円以上720万円未満」、第13段階では「720万円以上」とします。

保険料率も国の基準に準じて、第11段階では「2.10」、第12段階では「2.30」、第13段階では「2.40」とします。

基準所得金額

所得段階	第8期 合計所得金額	第9期 合計所得金額
第9段階	320万円以上500万円未満	320万円以上420万円未満
第10段階	500万円以上	420万円以上520万円未満
第11段階	—	520万円以上620万円未満
第12段階	—	620万円以上720万円未満
第13段階	—	720万円以上

保険料率

所得段階	第8期	第9期
第9段階	1.70	1.70
第10段階	1.90	1.90
第11段階	—	2.10
第12段階	—	2.30
第13段階	—	2.40

所得段階別介護保険料（令和6年度～8年度）

（単位：円）

所得段階	対象者	保険料率	保険料 (年額)
第1段階	◇生活保護受給者 ◇市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ◇市町村民税非課税世帯で、公的年金等の収入額と合計所得金額（長期・短期譲渡所得の特別控除額を控除した額。以下同じ。）から公的年金等雑所得を控除した金額の合計額が年間80万円以下の人	0.455 (軽減後) 0.285	17,440
第2段階	◇市町村民税非課税世帯で、公的年金等の収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を控除した金額の合計額が年間80万円を超え120万円以下の人	0.685 (軽減後) 0.485	29,680
第3段階	◇市町村民税非課税世帯で、公的年金等の収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を控除した金額の合計額が年間120万円を超える人	0.69 (軽減後) 0.685	41,920
第4段階	◇市町村民税課税世帯で、本人に市町村民税が課税されていない人のうち、公的年金等の収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を控除した金額の合計が年間80万円以下の人	0.90	55,080
第5段階	◇市町村民税課税世帯で、本人に市町村民税が課税されていない人のうち、公的年金等の収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を控除した金額の合計が年間80万円を超える人	1.00 (基準額)	61,200 (月額5,100)
第6段階	◇本人に市町村民税が課税されていて、合計所得金額が年間120万円未満の人	1.20	73,440
第7段階	◇本人に市町村民税が課税されていて、合計所得金額が年間120万円以上210万円未満の人	1.30	79,560
第8段階	◇本人に市町村民税が課税されていて、合計所得金額が年間210万円以上320万円未満の人	1.50	91,800
第9段階	◇本人に市町村民税が課税されていて、合計所得金額が年間320万円以上420万円未満の人	1.70	104,040
第10段階	◇本人に市町村民税が課税されていて、合計所得金額が年間420万円以上520万円未満の人	1.90	116,280
第11段階	◇本人に市町村民税が課税されていて、合計所得金額が年間520万円以上620万円未満の人	2.10	128,520
第12段階	◇本人に市町村民税が課税されていて、合計所得金額が年間620万円以上720万円未満の人	2.30	140,760
第13段階	◇本人に市町村民税が課税されていて、合計所得金額が年間720万円以上の人	2.40	146,880

※保険料率は基準額に対する割合

※保険料年額は10円未満切り捨て

3 保険料基準額の算定方法

第9期保険料基準額の算定は下記のとおりです。

今後3年間の標準給付費見込額（A）と地域支援事業費見込額（B）の合計に第1号被保険者負担割合（23%）を乗じて第1号被保険者負担分相当額（E）を求めます。

本来の交付割合による調整交付金相当額と実際に交付が見込まれる調整交付金見込額の差（F－G）を加算し、基金取崩の額（H）を差し引きます。

この保険料収納必要額（I）を予定保険料収納率（J）と所得段階別加入割合補正後被保険者数（K）、月数（12月）で割ったものが第1号被保険者料基準額（月額）となります。

（単位：千円）

	第9期				令和22年度
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	
(A) 標準給付費見込額	3,608,511	3,684,808	3,735,897	11,029,216	3,839,112
(B) 地域支援事業費見込額 (C+D)	129,541	131,064	133,050	393,655	107,257
(C) 介護予防・日常生活支援総合事業費	71,798	71,347	71,527	214,672	54,697
(D) 包括的支援事業・任意事業費	57,743	59,717	61,523	178,983	52,560
(E) 第1号被保険者負担分相当額 (A+B)×23% (令和22年度26%)	859,752	877,651	889,858	2,627,260	1,026,056
(F) 調整交付金相当額 (A+C)×5%	184,015	187,808	190,371	562,194	194,690
(G) 調整交付金見込額 (A+C)×調整交付金見込交付割合	285,960	287,722	290,887	864,569	390,939
(H) 介護給付費準備基金* 取崩額				277,000	0
(I) 保険料収納必要額 (E) + (F) - (G) - (H)				2,047,886	829,807
(J) 予定保険料収納率				99.00%	99.00%
(K) 所得段階別加入割合補正後被保険者数	11,341人	11,277人	11,181人	33,799人	10,002人
基準月額保険料 (I)÷(J)÷(K)÷12月				5,100円/月	6,984円/月

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

○調整交付金

調整交付金は、保険料に影響を及ぼす要因である、第1号被保険者*の年齢構成に基づき要介護認定率及び介護給付費を指標に算定した状況並びに所得段階の分布状況により算定した状況から生じる保険料水準の市町村格差を是正するために交付されます。本市では後期高齢者のうち特に85歳以上の割合が全国平均よりも高く、また、所得段階の分布状況については、所得段階が高い方の割合が全国平均よりも低いため、調整交付金交付割合は標準的な交付割合である5%を上回っており、第1号被保険者*の負担割合（23%）の軽減につながっています。

○介護給付費準備基金*

保険者である市町村は、介護給付費準備基金*を設けて給付費の不足が生じた場合には取崩しを行うなど、被保険者に安定した保険給付を提供するよう努めています。第9期においては、安定的な保険運営のために必要な額を除いて取り崩し、保険料負担の軽減を図っています。

【保険料基準額 5,100 円の内訳】

(単位：円)

区 分	保険料	割合
総給付費 (A)	5,233	90.4%
在宅サービス	2,091	36.1%
居住系サービス*	685	11.8%
施設サービス	2,456	42.4%
その他給付費 (B)	332	5.7%
地域支援事業費 (C)	225	3.9%
保険料収納必要額(月額) (A) + (B) + (C)	5,790	100%
準備基金取崩額	△690	
基準保険料額 (月額)	5,100	

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

【所得段階別第 1 号被保険者及び所得段階別加入割合補正後被保険者数】

(単位：人)

	第 9 期					令和 22 年度 (2040 年度)
	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	合計		
	加入者数	加入者数	加入者数	加入者数	構成比	加入者数
第 1 段階	1, 908	1, 898	1, 883	5, 689	16. 32%	1, 683
第 2 段階	1, 548	1, 540	1, 528	4, 616	13. 24%	1, 366
第 3 段階	1, 230	1, 223	1, 213	3, 666	10. 52%	1, 085
第 4 段階	842	837	830	2, 509	7. 20%	743
第 5 段階	1, 618	1, 609	1, 596	4, 823	13. 84%	1, 428
第 6 段階	1, 835	1, 825	1, 810	5, 470	15. 69%	1, 618
第 7 段階	1, 609	1, 600	1, 587	4, 796	13. 76%	1, 419
第 8 段階	591	587	582	1, 760	5. 05%	521
第 9 段階	225	223	221	669	1. 92%	198
第 10 段階	98	98	97	293	0. 84%	87
第 11 段階	48	48	47	143	0. 41%	42
第 12 段階	26	26	25	77	0. 22%	23
第 13 段階	116	115	114	345	0. 99%	102
合計	11, 694	11, 629	11, 533	34, 856	100. 00%	10, 315
所得段階別加入割合補正 後被保険者数	11, 341	11, 277	11, 181	33, 799		10, 002
所得段階別加入割合補正 後被保険者数の計算式	0. 455×第 1 段階人数+0. 685×第 2 段階人数+0. 69×第 3 段階人数+0. 9 ×第 4 段階人数+1. 0×第 5 段階人数+1. 2×第 6 段階人数+1. 3×第 7 段 階人数+1. 5×第 8 段階人数+1. 7×第 9 段階人数+1. 9×第 10 段階人数 +2. 1×第 11 段階人数+2. 3×第 12 段階人数+2. 4×第 13 段階人数					

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

◇ 2040年のサービス水準等の推計

第9期計画におけるサービスの種類、介護報酬*及び各サービスの利用率等が継続するという仮定のもとで、団塊ジュニア世代*が65歳以上となる令和22年度（2040年度）のサービス水準を推計しました。

本市では、令和22年度（2040年度）には令和5年度（2023年度）と比較して、総人口が6,979人減少（減少率23.5%）し、高齢者人口も1,387人減少（減少率11.8%）するものの、介護ニーズが特に高くなる85歳以上の高齢者人口は587人増加（増加率23.3%）、要介護認定率は3.1ポイント上昇し、要介護認定者数は63人増加（増加率3.0%）する見込みです。

これらの推計値を基に試算すると、令和22年度（2040年度）の標準給付費と地域支援事業費の合計は約39.5億円となります。

■ サービス水準等の推計 ■

区 分	令和5年度 (2023年度) 【実績見込値】	令和22年度 (2040年度) 【推計値】	比較
標準給付費見込額	34.9億円	38.4億円	+3.5億円
地域支援事業費見込額	1.3億円	1.1億円	△0.2億円

※端数については四捨五入しています。

■ 総人口・高齢化率及び要介護認定者数等の推計 ■

区 分	令和5年度 (2023年度)	令和22年度 (2040年度) 【推計値】	比較
総人口（人）	29,708人	22,729人	△23.5%
高齢者人口（人）	11,766人	10,379人	△11.8%
高齢化率（%）	39.6%	45.7%	+6.1ポイント
前期高齢者の割合	16.4%	17.5%	+1.1ポイント
後期高齢者の割合	23.2%	28.2%	+5.0ポイント
85歳以上の高齢者人口	2,523人	3,110人	+23.3%
要介護認定率	17.9%	21.0%	+3.1ポイント
要介護認定者数	2,105人	2,168人	+3.0%

第8章 計画の推進

1 推進体制

本計画は、高齢者に関する総合的な計画であり、対象となる事業も広範囲にわたるため、行政のみならず民間団体や保健・医療・福祉など、関係機関との連携は欠かせないものとなります。関係機関、市民、地域団体等の理解と協力を得ながら、一体となって取組を進めていきます。

また、「第2次柳井市総合計画」、「第4期柳井市地域福祉計画」等の各種関連計画の推進と整合性を図りつつ、関係部局との連携を強化して事業を推進していきます。

2 効果的な情報提供の実施

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続ける上で、地域で行われている各種団体の活動情報や、高齢者福祉に関する公的な制度の情報などが、それを必要とする高齢者に確実に届くとともに、その情報が高齢者のニーズに合致していることが重要です。本市では、情報冊子やウェブサイトでの情報提供に当たり、可能な限り最新かつ正確な情報を分かりやすく提供することに努めます。

こうした取組を通して、本市の高齢者が生き方・暮らし方を自ら決定することを支援し、高齢者がいつまでもいきいきと、安心して暮らせる社会の実現をめざします。

3 計画の進行管理

本計画の実効性を確保するため、その進捗状況については適切に管理する必要があります。本市は、高齢者の自立支援や重度化防止*の取組に関する目標を含む第9期計画の進捗状況や達成状況について、定期的に「柳井市高齢者保健福祉推進協議会」に報告し、推進協議会における評価を通して課題を明らかにします。

評価結果や課題については、市ホームページ等で公表するとともに、以後の本市の高齢者福祉施策に反映させるよう、速やかに改善に向けた取組を行います。

参考資料

1 柳井市高齢者保健福祉推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 介護保険事業計画の円滑な運営、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定並びにこれらの計画の推進など高齢者保健福祉施策の総合的かつ計画的な推進について、広く市民の意見を反映させるため、柳井市高齢者保健福祉推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、別表に定める関係団体等からの推薦に基づき、市長が委嘱する。

(会長等)

第3条 推進協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進協議会の会務を総理し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(運営)

第4条 推進協議会は、会長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる協議会は、市長が招集する。

2 推進協議会の議長は、会長をもって充てる。

3 推進協議会は、必要に応じて参考人を出席させ、その意見を求めることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第6条 推進協議会の庶務は、健康福祉部高齢者支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

団 体 名
柳井市議会、柳井医師会、柳井市歯科医師会、柳井薬剤師会、山口県看護協会柳井支部、老人福祉施設、老人保健施設、訪問看護ステーション、柳井地区居宅介護支援専門員連絡協議会、柳井市民生委員児童委員協議会、柳井市老人クラブ連合会、柳井市連合婦人会、柳井市社会福祉協議会、山口県柳井健康福祉センター、柳井市

2 柳井市高齢者保健福祉推進協議会 委員名簿

委嘱期間：令和5年3月1日～令和7年2月28日

団 体 名	役職名	委員氏名	備 考
柳井市議会	建設経済水道常任委員会	坂ノ井 徳	副会長 令和6年1月11日まで
	総務文教厚生常任委員会	田中 晴美	副会長 令和6年1月12日から
柳井医師会	会長	弘田 直樹	会長
柳井市歯科医師会	会長	米田 栄作	
柳井薬剤師会	理事	山本 美穂	
山口県看護協会 柳井支部	支部長	田山 千里	
老人福祉施設	社会福祉法人最勝会 理事長	山根 正文	
老人保健施設	社会福祉法人恒和会 理事長	中村 雅彦	
訪問看護ステーション	訪問看護ステーションいちご 管理者	野村 美穂	
柳井地区介護支援専門員 連絡協議会	会長	西富 賢一	
柳井市民生委員児童 委員協議会	柳井地区 民生委員児童委員協議会	長見 夏江	
柳井市老人クラブ 連合会	会長	鬼武 利之	
柳井市連合婦人会	会長	嬉 静恵	
柳井市社会福祉協議会	事務局長	吉山 夕佳里	
山口県 柳井健康福祉センター	所長	家室 幸喜	令和5年3月31日まで
		中尾 雄二	令和5年4月1日から
柳井市	健康福祉部長	日浦 隆雄	

3 計画の策定経緯

年 月 日	経 過
令和4年11月8日～ 12月27日	在宅介護実態調査の実施 ・対象者 418人 在宅生活をしている要支援・要介護認定を受けている人のうち、更新・区分変更申請に伴う認定調査*を受けた人
令和4年11月18日～ 12月19日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施 ・対象者 1,600人 65歳以上の一般高齢者、事業対象者*及び要支援者*
令和5年12月12日	令和5年度（第1回）柳井市高齢者保健福祉推進協議会 ・柳井市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画（案）について ・パブリック・コメントについて
令和6年1月12日～ 2月13日	柳井市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画（案）に対するパブリック・コメントの実施
令和6年2月16日	令和5年度（第2回）柳井市高齢者保健福祉推進協議会 ・パブリック・コメントの結果について ・柳井市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画（案）について

4 用語集

あ行

用 語	解 説
I A D L (手段的日常生活動作)	日常生活を送るための生活に必要な基本的な動作(寝返りや起き上がり、移乗、更衣、食事、排尿、排便、トイレ動作、整容、入浴、移動、階段昇降等)よりも複雑な日常生活動作(金銭の管理、必要に応じた電話対応、公共交通機関を利用した移動等)のことを指す。
アセスメント	課題分析などと訳される。利用者が直面している生活上の問題・課題(ニーズ)や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、必要なサービスの提供や援助に先立って行われる一連の手続きのこと。ケアマネジメントの一環として、ケアマネジャーがケアプランを作成する前に利用者のニーズ、状況等を詳細に把握するために行われる。
A C P (アドバンス・ケア・プランニング)	将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて、本人を主体に、家族や近い人、医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援する取組のこと。
エビデンス	「証拠」「根拠」のこと。保健医療分野で用いる場合には「根拠」として訳され、試験や調査などの研究結果から導かれた、科学的な裏付けを意味する。

か行

用 語	解 説
介護医療院	長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設のこと。
介護給付	要介護の認定を受けた被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のこと。
介護給付費準備基金	介護保険事業の保険給付に要する費用の財政の均衡を保つため設けられた基金のこと。介護保険財政に余剰金が出た場合は、この基金に積み立てる一方、給付費の不足が生じた場合にはこれを取り崩し、保険給付の安定を確保する。
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	要支援・要介護者からの相談に応じて、要支援・要介護者とその心身の状態に応じて適切な居宅(介護予防)サービスや施設サービス、地域密着型(介護予防)サービス、介護予防・生活支援サービス事業のサービスを利用できるよう、市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者で、要支援・要介護者が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者のこと。
介護報酬	介護保険制度下のサービスを提供する事業所・施設が、サービスを提供した場合にその対価として支払われる利用料(報酬)のこと。

用 語	解 説
介護保険施設	介護保険法による施設サービスを行う施設で、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設をいう。
介護保険料	介護保険事業に要する費用に充てるために拠出する金額で、市区町村(保険者)が被保険者から徴収する。第1号被保険者の保険料は、一定の基準により算定した額(基準額)に所得に応じた率を乗じて得た額となる。第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の算定方法に基づき算定した額となり、医療保険の保険料と一括して徴収される。
介護予防給付	要支援の認定を受けた被保険者に提供される介護予防サービス、介護予防に関わる費用の支給のこと。
介護予防サービス	居宅の要支援者が利用するサービスで、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売及び介護予防住宅改修のこと。 ※本文中、「居宅サービス」と「介護予防サービス」の両方を示す場合は、「居宅(介護予防)サービス」と表記しています。
介護予防支援	居宅の要支援者の依頼を受けて地域包括支援センターの職員が、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、その心身の状況、置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用する介護予防サービス等の種類、内容、担当する者等を定めた介護予防サービス計画を作成するとともに、そのサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整を行うこと。
介護予防・生活支援サービス事業	要支援者及び基本チェックリスト*の判定で生活機能等の低下がみられる人を対象に、介護予防と日常生活の自立を支援することを目的とした多様なサービスを提供する事業。訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、介護予防ケアマネジメントにより構成される。
介護予防・日常生活支援総合事業	市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等が可能となるよう介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的に行うもので、「介護予防・生活支援サービス事業」、「一般介護予防事業」からなっている。
介護予防ケアマネジメント	自立支援を目的に、地域包括支援センターが、要支援者及び基本チェックリスト*等の判定で生活機能の低下がみられる人に対して、その有する能力や生活環境に応じて、介護予防・日常生活支援総合事業等のサービスが適切に包括的かつ効率的に提供されるよう支援するケアマネジメントのこと。

用 語	解 説
介護療養型医療施設	慢性疾患を有し、長期の療養が必要な要介護者のために、介護職員が手厚く配置された医療機関（施設）。病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという要介護者が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることができる施設のこと。（令和6年3月末で廃止予定）
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、及び療養上の世話を行う施設のこと。（原則要介護3以上の認定者が対象）
介護老人保健施設	入所する病状が安定期にある要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療、並びに日常生活上の世話を行う施設のこと。
基本チェックリスト	高齢者が自身の生活や心身機能で衰えているところがないか確認するために厚生労働省が作成した全25項目の質問で構成されたチェックリストのこと。チェックした項目から、①生活機能全般②運動機能③栄養状態④口腔機能⑤閉じこもり⑥認知症⑦うつ、のそれぞれにおけるリスクを判定し、介護予防・生活支援サービス事業利用の適否を判断する際に活用する。
協議体	生活支援や介護予防に取り組む生活支援コーディネーターと多様な団体が定期的に情報共有を行うなど、連携・協働のために中核となる会議・ネットワークのこと。
キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」で講師役を務める者のこと。介護経験者らが所定のキャラバン・メイト養成研修を受講し登録する。
給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している住宅のこと。
居住系サービス	要介護者・要支援者を入居させ日常生活の世話を行うサービスのこと。特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームの特定施設）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）をいう。
居宅介護支援	居宅の要介護者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、居宅サービス等を適切に利用するために、利用するサービスの種類・内容等の居宅サービス計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うとともに、介護保険施設等への入所が必要な場合は施設への紹介その他の便宜の提供等を行うこと。
居宅介護支援事業所	居宅介護支援の提供を行う事業所のこと。

用 語	解 説
居宅サービス	居宅の要介護者が利用するサービスで、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び住宅改修のこと。 ※本文中、「居宅サービス」と「介護予防サービス」の両方を示す場合は、「居宅（介護予防）サービス」と表記しています。
ケアプラン	要介護（要支援）者のニーズに合わせた介護保険制度内外の適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が、ケアマネジメントという手法を用い、支援の方針や解決すべき課題、提供される介護サービスの目標と内容をまとめた計画書のこと。
ケアマネジメント	要介護（要支援）者が、迅速かつ効果的に、必要とする保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開のこと。①アセスメント（課題分析）の実施、②ケアプラン原案の作成、③サービス担当者会議の開催、④ケアプランの確定とケアプランに沿ったサービス提供、⑤モニタリング（ケアプランの実施状況の把握）、⑥評価（ケアプランの見直し）の流れで行われる。
軽費老人ホーム	60歳以上で、自立して生活することに不安がある身寄りのない人、又は自炊ができない程度に身体機能の低下が認められる人で、家族による援助を受けることができない人が入居できる老人福祉法で定められた施設。 A型、B型、ケアハウスの3種類がある。
健康寿命	「あと何年、自立して健康に暮らせるか」を表すもの。日常生活に介護などを必要とせず、心身ともに自立した活動的な状態で生活できる期間のこと。 WHOが提唱した指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。

さ行

用 語	解 説
サービス付き高齢者向け住宅	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づいて都道府県知事の登録を受けた高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する賃貸住宅のこと。入居要件は、60歳以上の高齢者、あるいは要介護・要支援認定を受けている60歳未満の人。
事業対象者	基本チェックリストの実施の結果、厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者のこと。事業対象者は、介護予防と日常生活の自立のため介護予防・生活支援サービス事業のサービスが利用できる。

用 語	解 説
社会参加率	社会活動への参加の割合を示す指標のこと。社会活動への参加を通じて、心の豊かさや生きがいを得られ、自身の健康にもつながることが期待されている。
社会福祉士	福祉や医療に関する相談援助を行う社会福祉専門職の国家資格のこと。身体上又は精神上の障がいがあることや環境上の理由により日常生活に支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービス事業者又は医師その他の保健医療サービス事業者等との連携及び調整その他の援助を行うことを業とする者のこと。
主任介護支援専門員	介護支援専門員であって主任介護支援専門員研修を修了した者のこと。他の介護支援専門員の相談や助言、指導を行うと共に、地域包括ケアシステムを実現するために必要な情報の収集・発信、事業所や職種間の調整といった役割を担う者のこと。
重度化防止	虚弱の観点からみた自立度状態の悪化を防ぐこと。要介護状態区分（要支援・要介護度）の悪化を防止すること。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす役割を持つ者のこと。
生活機能	社会的に自立した生活を送るために必要な活動能力のこと。心身機能と日常生活の活動、社会参加を包括的に捉えた概念である。
生活習慣病	食生活・運動・喫煙・飲酒など生活習慣要因が深く関わり、発症、進行する疾患の総称のこと。（糖尿病、高血圧症、心臓病など）
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でないために、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）に関する契約などの法律行為を自分で行うことが困難な人を保護、支援する制度のこと。
セルフネグレクト	自分自身の健康や安全に対する無頓着や無関心が原因で、自分自身を放置し、自己管理ができない状態のこと。

た行

用 語	解 説
第1号被保険者	市町村が行う介護保険の被保険者で、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の人のこと。

用 語	解 説
第 1 号保険料	介護保険制度において、市町村が第 1 号被保険者（65 歳以上）から徴収する介護保険料のこと。その被保険者が属する保険者（市町村）の保険給付の財源に直接充当される。保険料の額は、市町村が定める。保険料の徴収方法は、年金額が 18 万円以上（年額）の人は年金からの天引き（特別徴収）、それ以外は市町村による普通徴収で行われる。
第 2 号被保険者	市町村が行う介護保険の被保険者で、市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険に加入している人のこと。
団塊ジュニア世代	第二次ベビーブームとなった昭和 46 年（1971 年）から昭和 49 年（1974 年）頃に生まれた世代のこと。
団塊の世代	第一次ベビーブームとなった戦後復興期の昭和 22 年（1947 年）から昭和 24 年（1949 年）頃に生まれた世代のこと。
地域共生社会	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
地域ケア会議	高齢者の広範、多岐にわたるニーズに対応するため、保健、医療、福祉等の各種サービスを総合的に調整し、適切なサービスの提供などが行われるよう調整するために多職種で話し合う場のこと。
地域支援事業	要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業のこと。
地域福祉	それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方のこと。
地域包括ケア「見える化」システム	都道府県・市町村における計画策定・実行を支えるために、介護サービス見込量等の将来推計支援等の機能をインターネット上で提供する厚生労働省のシステムのこと。
地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3 職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。介護予防支援及び包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）の業務を行う。

用 語	解 説
地域密着型（介護予防）サービス	認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、出来る限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、市町村が指定した事業者がその区域に居住する者に提供するサービスで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービスのこと。
知的能動性	情報を自ら収集して表現できる能力で、余暇や創作など生活を楽しむ能力のこと。
特定施設	都道府県（地域密着型は市町村）の特定施設入居者生活介護の指定を受けて介護保険サービスを提供する、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅のこと。
閉じこもり	高齢者の生活の行動が家の中に限られて、日常生活の範囲が非常に狭くなっている状態のこと。隣近所、買い物、通院など含め1週間に1回未満の外出頻度が閉じこもり状態とされ、心身の活動の低下につながる。
日常生活圏域	高齢者が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して市町村が定める区域のこと。
認知症	さまざまな脳の病気等により、脳の神経細胞の働きが徐々に低下し、認知機能（記憶・判断能力等）が低下して、生活する上で支障が出ている状態のこと。
認知症カフェ	認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人とその家族、地域住民、医療や介護の専門職等が気軽に集い、歓談や情報交換、レクリエーションなどを行い、孤立しがちな認知症の人と家族に地域社会とのつながりを提供し交流する場所のこと。
認知症ケアパス	認知症の人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、認知症の人やその家族が安心できるよう、認知症の発症から進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ標準的に決めておくサービス提供の流れのこと。
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症についての正しい知識、適切な対応のしかたなどを日々の暮らしに活かし、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を応援していく人のこと。
認知症初期集中支援チーム	認知症専門医を含む複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。

用 語	解 説
認知症施策推進大綱	団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）に向けて、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を進めるために令和元年6月18日に認知症施策推進関係閣僚会議で取りまとめられた政府の方針のこと。
認知症地域支援推進員	認知症の人や家族に関わる、医療機関、介護サービス事業所、支援機関等をつなぐ連携支援を行うとともに、地域の実態に即した認知症施策を推進するコーディネーターのこと。
認知症バリアフリー	認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていけるよう、生活のあらゆる場面で障壁を減らしていくための取組のこと。
認定調査	介護保険制度において、要介護認定・要支援認定のために行われる調査のこと。調査は、市職員や委託を受けた事業者の介護支援専門員等が被保険者を面接し、心身の状況、置かれている環境その他厚生労働省定める事項について、74項目からなる認定調査票を用いて行う。
認定率	第1号被保険者に占める要介護・要支援認定の割合のこと。
ノーマライゼーション	「障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す」という理念のこと。

は行

用 語	解 説
バリアフリー	高齢者や障がい者などが社会生活をしやすいように、物理的・社会的・心理的な障壁（バリア）、若しくは情報面・制度面などの障壁を取り除くこと、又はその様な状態。
B C P（業務継続計画）	企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。
P D C Aサイクル	Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）のプロセスを繰り返し、業務を改善していくこと。
ふれあいいきいきサロン	高齢者や障がい者、子ども、子育て中の親などさまざまな住民が集まって楽しくおしゃべりができる「仲間づくり」「友達づくり」の場を地域の中につくる活動のこと。
フレイル	一般社団法人日本老年医学会が平成26年（2014年）に提唱した概念で、健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のこと。「Frailty（虚弱）」に由来する。

用 語	解 説
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。
有料老人ホーム	「老人福祉法」に規定された高齢者向けの居住施設のこと。入居者に食事の提供、入浴・排泄・食事の介護、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供しているものをいう。施設が（介護予防）特定施設入居者生活介護の指定を受けて介護サービスを提供する「介護付有料老人ホーム」、介護が必要になった場合に入居者の選択により外部の訪問介護などのサービスを利用する「住宅型有料老人ホーム」、食事等のサービスが付いた高齢者向けの施設で、介護が必要となった場合は退去する「健康型有料老人ホーム」がある。
要介護者 （要介護認定者）	身体上又は精神上の障がいがあるために、入浴、排泄、食事などの日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、6 か月間にわたり継続して常時介護を要する状態であると認定された人のこと。40 歳以上 65 歳未満の人は、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障がいに加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病（特定疾病）によるものに限定される。 ※本文中、「要介護者」と「要支援者」の両方を示す場合は、「要介護者等」と表記しています。
養護老人ホーム	65 歳以上で、身体・精神又は環境上の理由や経済的な理由により自宅での生活が困難になった人を入所させ、食事サービス、機能訓練、その他日常生活上必要な便宜を提供することにより養護を行う施設のこと。身の回りのことは自分でできる方が対象で、入所は市町村の措置によって行われる。
要支援者 （要支援認定者）	身体上又は精神上の障がいがあるために、入浴、排泄、食事などの日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、6 か月間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減又は悪化の防止に特に資する支援を要すると認定された人のこと。40 歳以上 65 歳未満の人は、その要支援状態の原因である身体上又は精神上の障がいに加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病（特定疾病）によるものに限定される。 ※本文中、「要支援者」と「要介護者」の両方を示す場合は、「要介護者等」と表記しています。
要介護度 （要介護状態区分）	介護サービスの必要度（どの程度、介護のサービスを行う必要があるか）を段階分けしたもの。訪問調査の結果をコンピュータで客観的かつ公平に判断する一次判定と、その結果を基に主治医の意見書と訪問調査時の特記事項を加えて保健・医療・福祉の専門家による介護認定審査会が判断する二次判定によって決定される要介護・要支援の区分のこと。区分は、要支援 1、2、要介護 1～5 の 7 段階。

ら行

用 語	解 説
レスパイトケア	在宅の要介護状態の人が、福祉・介護サービスなどを利用している間、介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息をとれるようにする支援のこと。